

修 士 論 文

ダム建設に伴う水没移転と人々の選択
—戦後日本の経験から得られる知見—

Resettler's Choice in Development-Induced Displacement
Caused by Dam Construction: Japanese Experience

東京大学 新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

学籍番号 47-46889

氏名 武貞 稔彦

本論文は，修士（国際協力学）取得要件の一部として，2006年7月18日に提出され，同年7月26日の最終試験に合格したものであることを，証明する．

2006年7月26日

東京大学大学院新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

主査 _____

目次

序章 はじめに.....	1
第1節 水没移転を迫る意味.....	1
第2節 本論文の目的と構成.....	2
第1章 検討課題 「開発に伴う移転」	4
第1節 「開発に伴う移転」とは 一定義	4
第2節 「開発に伴う移転」の現状.....	5
第3節 「開発に伴う移転」の問題点	6
第4節 ダム建設に伴う水没移転 その特徴と問題点	9
第2章 ダム建設に伴う水没移転 ー先行研究及び現実の政策と本研究の位置づけー ..	10
第1節 先行研究の分類枠組み	10
第2節 先行研究ー日本編	11
2.1 実務型研究	11
2.2 運動家型研究	13
第3節 先行研究ー海外編	16
3.1 実務型研究	16
3.2 運動家型研究	21
第4節 日本におけるダム建設と水没移転ー補償制度の整備.....	22
4.1 概況.....	22
4.2 補償制度の整備および展開	25
第5節 海外（特に途上国）におけるダム建設と水没移転	35
5.1 世界におけるダム建設と水没移転の概況.....	35
5.2 世界銀行の取組み	35
5.3 NGOの取組み	38
5.4 世界ダム委員会	39
第6節 まとめー本研究の位置づけ	40
第3章 事例研究 井川ダム建設と水没移転	43
第1節 調査研究の対象と方法	43
第2節 井川村の概況	45
2.1 井川村の地理的状況.....	45
2.2 井川村の来歴	48
2.3 人口.....	48
2.4 産業.....	49
2.5 その他	53
第3節 ダム建設計画と補償交渉の経緯.....	53
第4節 補償関係合意事項	57

4.1	井川ダム建設に伴う水没対象.....	57
4.2	補償三大原則と協定書締結.....	59
4.3	現物（代替補償）の具体的内容.....	60
第5節	補償実施状況.....	63
第6節	井川村における水没補償の特徴.....	67
第4章	井川地区西山平 移転後の50年.....	69
第1節	井川地区の50年.....	70
1.1	地区の人口推移.....	70
1.2	地区の動き.....	73
第2節	西山平地区聞き取り調査の結果.....	75
2.1	西山平インタビュー対象者の属性.....	75
2.2	西山平インタビュー結果—特に移転時の選択とその後の帰結に関して.....	77
第3節	村外移転者について.....	85
第5章	結果および考察.....	87
第1節	移転を迫られた人々の選択—その背景にあるもの.....	87
第2節	人々の選択とその帰結 —「新たな機会」か?.....	89
第3節	途上国における移転政策へのインプリケーション.....	91
第4節	今後の調査研究の方向.....	94
参考・引用文献一覧	96
謝辞	102
添付資料1	補償協定書（昭和28年5月15日付）.....	103
添付資料2	西山平調査質問票.....	107

序章 はじめに

第1節 水没移転を追う意味

2005年10月、山形県にて開催された国際ドキュメンタリー映画祭において、聴衆の投票の結果、第一位に選ばれた作品がある。『水没の前に』というタイトルのドキュメンタリーであった。これは、中国の三峡ダムにより水没した「奉節」という街の人々の様子を撮影したドキュメンタリーである¹。ダムが出来、自分たちが住んでいる川沿いの町が水没することを知ってから、人々がどのように新たな移転地を求めるのか、フィルムは、旅館の家族と教会を運営する人々という二組の人々を軸に話をすすめる。旅館の主は、自らの所有していた土地や不動産が補償の対象になるのかならないのか、何度も役場で役人とかけあい、時には「私は担当ではないから何にもしてあげられないけど」とけんもほろろに扱われながら、新天地を求めて苦闘する。教会では、取り壊し作業の施工業者をどうやって選ぶのか、その費用はどうなるのか、解体して出た鉄くずを誰が誰に売って、その利益をどうするのか、といった問題を、教会を運営する人々がときに争い、ときに協力しながら解きすすめていくさまを、カメラは追い続けていた。

2時間を超える上映のあと、フィルムを製作した中国の若者が舞台に立ち、質疑応答が行われた。最近はやりのラッパーと言ってもいいようなカジュアルな装いの若者は、会場からの質問に淡々と答える。その中で、会場の多くの人が少し違和感を持ったであろうやりとりがあった。会場からの質問は、「あの旅館の主人は現在どのような暮らしをおくっているのですか」というものであった。フィルムの中ではその主人は、国が用意した移転先に、新たに旅館を営業するのに適した土地を見つけられず（そういった営業適地は価格が高く、彼が得る補償金では手に入れない）、水没が間際になっても行き先が決まっていなかった。バス代を頼んでは、家族から「いったいどうすればいいの。またお金がいるの」と文句を言われる。「俺も年だからこんな風に土地を探して歩くのはとっても疲れるんだ」と弱々しく反論しながら出かける。峡谷の谷底に降りる途中の土地（とても旅館を営業できとは思えない）ならあるよ、と不動産屋から言われてがけを降り、その土地で黙ってまわりをみつめる、そういう姿が映されていた。誰もがその後彼はどうしているのだろうかとか問わずにはいられない力を、フィルムは持っていた。そして、その若い監督の回答はいたってシンプルなものであった。「私達も最近また彼を訪ねてきました。彼は移転先で幸せに暮らしています。」

この回答に筆者が抱いた違和感は何であろうか。一つは、監督が言っていることは事実ではないのではないか、という疑いに近い違和感。また一方で監督が言っていることは事実（＝実際にその主人は「現在幸せである」と彼に答えた）であるとするれば、なぜあれだ

¹ 日本経済新聞 2005年10月20日（夕刊）

けの苦悩の姿のすぐあとに、幸せであるという状況に一見簡単に移ったのか、その過程に一体何があったのか、という疑問。

「人間性が水没する」—このフィルムの監督は自らが写し撮ったものをそう表現する。しかし、実際に人間性も水没したのだろうか。もしそうならば、今幸せに暮らしているその人は何なのだろうか。フィルムの中から伝ってくる苦悩や小さな希望、そういったものは、フィルムの中ならば「あの人達はなんて悲惨なんだろう」とか「今は幸せに暮らしています」で片付けられるかもしれないが、フィルムの外の実実はそのように簡単なものではないはずである。

人々の営み（醜い争いもしぶとい交渉もそして希望を見出す力も含めて）をこのドキュメンタリーのように力強く伝えた作品は、文学作品の中にも少なくはない。国家に代表されるような権力やお金に翻弄される人々として水没に追われる人々を描き、それを通じて権力、さらには開発といった営為に対する批判を訴えかける報道や議論は多々ある。彼らに仮託して権力を批判し、社会正義を訴える議論は多い。しかし、それは彼らを捉える一面に過ぎないのではないか。彼らの生活についてもっと真摯に見つめなおす必要はないのだろうか。これは、中国の三峡ダムのようにとてつもなく大きな規模の水没移転があるところだからこそ起きるという性質の事柄ではない。これはたとえ水没の規模が小さなところでも、また場合によってはダムによる水没などがなくても、日常の「開発」の中で同様に起こり得る。

筆者は、開発援助の実施機関で働いた経験を持ち、同じように水没移転を伴う開発途上国における事業を担当したこともある。「開発」の結果成り立っている我々の便利な生活に感謝もあれば、そのような「開発」を進めてきた先人への敬意もある。しかし、従来どおりの「開発」では今後の社会は築いていけないのではないかという思いもある。

そもそも「開発」とは何かを知りたい、と思ったことが、そのような仕事に自らを就かせるきっかけであったし、その後、学問の世界に再び飛び込むきっかけでもあった。今後の研究の中で、彼ら水没移転者—一般には「開発」に翻弄され、飲み込まれた人々とされる—の選択、生活、移転して以降の人生といったものに、学問、研究の立場から可能な限り踏み込み、日本や様々な国がたどり続けてきた、そしてまた辿ろうとしている「開発」の帰結や行く先を一部なりとも明らかにしたいと考える。

第2節 本論文の目的と構成

本論文は、「開発に伴う移転」の一形態である、ダム建設に伴う水没移転に関する論文である。特に日本の戦後復興の過程で建設されたダムとその水没移転を例に、移転を迫られた人々に分析の焦点をあて、彼らの選択と其中長期的な帰結を調査する。人々に分析の焦点をあてることや、中長期的な帰結を調べることを強調するのは、従来の移転研究や政

策に欠けている視点を持ち込む試みである。そして、それにより開発途上国での移転を伴う開発に対する有益な知見の抽出を図るとともに、より広く「開発」の意味を問い直す足がかりにすることを目的とするものである。

本序章以降の構成は以下のとおりである。

第1章：検討課題「開発に伴う移転」

ここでは、「開発に伴う移転」の定義、現状、問題性を論ずる

第2章：ダム建設に伴う水没移転 — 先行研究及び現実の政策と本研究の位置づけ —

ダム建設と水没移転に関する先行研究と現実の政策をそれぞれ日本と海外に分けてレビューする。そこで欠けている視点を指摘するとともに、それを補うものとしての本研究の意義について述べる。

第3章：事例研究：井川ダム建設と水没移転

第4章：井川地区西山平 移転後の50年

この2章では、ダム建設と水没移転の事例として日本の過去の事例を採り上げ、そこにおける人々の選択とその中長期的な帰結について述べる。移転住民を中心とするインタビュー調査の結果を紹介する。

第6章：結果および考察

最終章では、事例研究の結果を元に、人々の選択を重視することの重要性について改めて確認する。特に、主体としての人々を見ないままに現在追求されている、「合理性」(Rationality) (とくに経済合理性) を基礎においた標準化・画一化された移転政策の限界を指摘し、今後の移転研究と移転政策の方向性について考察する。また、同様の住民移転の研究を通じて「開発」一般を見直すことの可能性についても言及する。

第1章 検討課題 「開発に伴う移転」

本論文において扱う課題は、「開発に伴う移転」である。本章においては、その定義、現状、問題点を明確にする。そしてそのような移転の一形態としての「ダム建設に伴う移転」に見られる特徴と問題点を述べる。

第1節 「開発に伴う移転」とは 一定義

例えばダム建設などの開発行為に伴い、それまで居住していた土地や耕作していた農地が水没するなどして収用される場合、住民は補償金や代替地を得て移転し、移転先で新しい生活を始めることが必要となる。このような「開発に伴う移転 (Development-Induced Displacement)」² は、先進国・開発途上国を問わず過去の歴史の中でも繰り返され、また現在も行われている³。

本論文においては、「開発に伴う移転」は、「所有／利用していた土地の、公権力による収用を契機とする、物理的な居住地の移動」と定義する。行政や地方公共団体による開発事業などに伴い、土地の所有権や利用権（明確に権利として規定されていなかったような慣習的な利用なども含め）が失われる。更には、それに伴い当該地点の住民が物理的に移転を余儀なくされる事象を示す。現実の公共事業などにおいては、土地の一部を事業者が収用しても物理的な移転までは必要としないケース（例：道路用地取得に伴うセットバック）もあれば、所有権が失われず賃貸借の形で事業者が利用し続けるケース（例：電信柱や送電線鉄塔の用地）もある。ここでは、当該住民に与える影響の大きさを鑑み、物理的な移転ということに重点を置く。たとえば、現在の居住地自体は収用される範囲に入って

² このような移転の呼称は、その捉え方や立場によって異なっている。大きく分類すると、世界銀行を中心とする実務家や政府の用語には、“Involuntary Resettlement”（直訳すると「非自発的再定住」もしくは「非自発的移住」）という用語が使われることが多い。一方で、そのような移転や移転を伴う開発自体を批判する立場からは、“Eviction”, “Displacement”, “Relocation”（「排除」「立ち退き」「移転」）といった言葉や、さらにそれに“forced”（「強制的」）という形容詞を加えて語られることが多い。ちなみに日本政府や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）は、「住民移転」という言葉を“Involuntary Resettlement”の訳語として使用している。筆者は、より中立的な語感があることと、そのような移転を伴う開発自体を全否定はしないがそのような開発自体を問うことも視野に入れた議論の必要性を感じていることから、“Development-Induced Displacement”（「開発に伴う移転」もしくは単に「移転」と表記）という言葉を利用する。

³ 近年は、従来のような開発事業に伴う移転だけではなく、たとえば自然保護のための保護区設定などに伴い、土地の居住や利用が不可能となり、移転を余儀なくされるケースもある。このような事例をも含めるためには、「開発に伴う移転」という言葉にはやや無理がある。いわゆる開発行為とは反対のベクトルを持つような保全行為による移転も、「開発に伴う移転」と同様の枠組みで議論が出来ると考えられ、より包括的な概念が存在することが望ましい。ただしここではそれに立ち入ることはせず、従来の開発行為だけを対象とするので、「開発に伴う移転」という用語を使う。

いないが、主たる生業を営む土地が収用されてしまうため、従来どおりの生業を現在の居住地では続けることが困難になり、移動する例なども含む。一方、公権力に限らず、民間企業などが工場立地などの目的で土地を取得、それに伴い人々の居住地などが移転することもあるが、ここではあくまで強制力を伴いうる形で移転を迫る／迫られることがあるという意味で、公権力によるものに議論を限定する。ただし公権力には、電力会社のように、企業形態はとっていても、公益を推進すると考えられ国や行政からの法律的、行政的なバックアップがある企業なども含む。つまり、事業者の形態が問題なのではなく、私的な利潤追求ではない、公益を実現するための営みに伴う移転を対象としている。

第2節 「開発に伴う移転」の現状

「開発に伴う移転」はどのように問題となったのだろうか。具体的なその問題性に入る前に、どこで、どのような規模で「開発に伴う移転」という事態が生じたのかを概観しておこう。

国民国家体制の下、各国が経済成長や開発を目指し、資源開発やインフラ整備を行い始めると、「開発に伴う移転」が人々の耳目を集めるようになった。たとえば、アメリカにおいては、1933年以降にテネシー河流域の総合開発（いわゆる TVA 計画）が推進され、多数のダムが、発電や洪水制御、工業用水（肥料やアルミニウム精錬用など）供給のために建設された。その中の一つノリスダムにおいては、3500世帯近い農民が移転を余儀なくされている(McDonald and Muldowny, 1982:70)。また、「開発に伴う移転」は現在の開発途上国が、独立後の経済成長を目指す時代にも同様に行われている。たとえばガーナにおいては発電やアルミニウム精錬などの資源開発のため、ボルタ湖という人造湖がアコソボダム建設によって生まれ、およそ 80,000 人が移転した。また新しくは、中国の三峡ダムにより百万人を超える人々が移転することが想起される。

世界銀行が 1994 年に実施した分析では、毎年全世界で 300 近い大規模ダムが建設される結果、年間 400 万人以上が移転させられており、都市部の開発や運輸基盤整備などもあわせると、過去 10 年間で累計 8,000 万人から 9,000 万人が移転を迫られたとしている(The World Bank, 1994:1/3)。同様に、世界ダム委員会 (World Commission on Dams:WCD) の最終報告書においても、過去に全世界でダム建設による移転者は 4,000 万から 8,000 万人にのぼると推定する。(WCD, 2000:104)

日本でも同様の事態は生じてきた。古くは明治時代の渡良瀬遊水池建設に伴う谷中村の水没が、田中正造や荒畑寒村によって大きな社会問題として採り上げられた。その後、戦前の小河内（おごうち）ダム（東京都）や戦後復興期の佐久間（さくま）ダム（静岡県）などのように、ダム建設に伴う移転がとりわけ高度経済成長期に繰り返される。また「開発に伴う移転」はかならずしも古い過去だけの話でもない。たとえば成田空港や徳山（と

くやま) ダム (岐阜県), 更には東京都における圏央道などでも同様に移転の問題は生じている。

つまりこの「開発に伴う移転」という問題は世界的な広がりを持ち, かつ現在も多くの地域において進行中の問題であると言える。

第3節 「開発に伴う移転」の問題点

何が具体的に「開発に伴う移転」の問題なのであろうか。たとえば移転が必要となった住民が直面する事態はどのようなものだろうか。まず, 新たな居住地となる移転先を探す必要がある。従来行っていた生計や職業が維持できるのか, 子供の教育はどのようにすればよいのか, そういった問題を考える必要がある。また, 年老いた親がいれば故郷を離れることに対するストレスや家族内でのめごともあるであろう。自身も移転によって故郷を喪失することになりかねない。そもそも移転する前の段階で同じ地域に住んでいた者の間にも, 軋轢が生じうる。これは補償の対象になった者とならない者, そもそも移転を引き起こすような開発に反対した者とそうでない者, といった形で集落や地域に対立を持ち込む。その結果, 従来存在した社会関係が崩壊する可能性もある。移転先でも従前からその地に暮らしていた人々との関係が難しくなる可能性がある。そしてそのような移転を強いる開発事業が直接にそれらの人々に裨益するとは限らないのである⁴。

このような開発に伴う移転に対する一般的な認識は, 1980年代末のインド/ナルマダ開発に対する反対運動とその帰結に象徴されるように, 大きな変化を遂げている。

従来の認識は, 移転は「開発につきものの犠牲」, 「(開発・成長・発展の) 副作用」といった捉えられかたであった。「大の虫を生かすために小の虫を殺す」といった表現や「公共の福祉」のためという大義名分を通じて, それらの損失は避けられないものと考えられた。避けられないものであるからこそ, 補償が行われる。何が正当かつ適切な補償かという点に様々な議論はあるものの, そのような損失は補償という行為によってカバーされうるものであり, 補償というコストを差し引いても社会全体に与える便益はプラスになるという発想や信念が根本にあった。先進国と呼ばれる国々では, もっぱら上記の論理にしたがって, 国土や資源の開発を推し進めてきたのである。

しかし開発途上国において同様のプラクティスが拡大するにつれ, 上記の論理は貫徹できなくなっていく。開発途上国においては, 先進国から上記の論理を, 財政的・技術的援助とともに受け入れ, その実現を目指した。ところが, その過程で, 移転が必要な住民へ

⁴ 移転を迫られた人々の苦渋に満ちた選択や生活については, 後述する先行研究の中でもとりあげられているが, より鮮明にそれらを訴えかけてくるものは文学作品にもある。たとえば石川達三の『日陰の村』では, 小内河ダム建設計画 (p.26 参照) が明らかになって以降, 新しい作物の植え付けや家屋の補修すらままならぬ状況など, 村の人々の生活がいかに狂わされ崩れていくかということを克明に伝えている。

の十分な補償がなされず（立ち退かせるがそもそも住民にはなんら法的な権利はないとして補償は与えないようなケースも含め）、移転を余儀なくされた人々は離散する、新たなスラムの住民になるなど、より貧困化するという事態が明らかになった。従来の論理の枠内では、これはそうした事態を引き起こす途上国側に原因があるものと考えられた。つまり政府の行政能力の欠如と、住民が伝統的な生活に固執して移転という機会を活用しないことがその原因であるといった考えであった。したがって、先進国の援助機関や国際機関は、開発事業実施に伴う土地収用や移転補償は、相手国政府の内政の問題であって、内政不干渉が自らの立場である（つまり、補償についてはとやかく言わない）という姿勢を 1980 年代までは維持していた⁵。

上記の論理が根本的に疑われ貫徹し得なくなったのは、1980 年代末のインドにおけるナルマダ紛争をきっかけとする。インドでは 1950 年代からその北西部のナルマダ渓谷の水資源開発計画が存在した。1985 年に世界銀行と日本政府の開発援助資金を得て具体化したダム建設計画のひとつが、サルダル・サロバルダム建設事業であった。このダム建設は州をまたいだ水利用とコスト負担の問題などがあり、インド国内でもかねてより議論があった事業であったが、ダム建設のみでも 10 万人を超える移転者が出ることから、事業への反対運動が盛んになる。それに国際的な NGO が協力をし、インド国内の 1 公共事業が国際社会の注目を集めるものとなった。最終的に国際社会における反対運動が効を奏し、1992 年に世界銀行と日本政府は事業の支援から撤退する⁶。

これ以降、事業主体である途上国政府も、それを支援する外国政府や国際機関も、大規模開発の影響に十分に配慮することが求められるようになり、移転補償を内政問題として無視することは不可能となる。そして、反対運動の側からは、そもそもこのような移転（それを引き起こす大規模開発）は、「移転住民を貧困化させる」ものであるとの強い批判が展開されるようになる。

現在では、移転は「移転住民を貧困化させているのではないか」、または「そもそもの開発の趣旨に照らして大きな問題」と一般的に認識されるに至っている。後述するように、NGO や住民側は反対運動を展開し、そのような開発計画やその実施に監視の目を注ぐ。一方、政府や援助機関では、開発事業の環境・社会影響の把握と緩和のための「保護政策（Safeguard Policy）を制定、移転についても住民の参加をすすめるなど、開発事業の計画、実施のための手続きを整備、洗練し、環境や住民への影響に対して慎重な配慮を行う

⁵ 独立前後のアフリカにおけるダム開発では、このような移転はむしろ伝統的＝非近代的な生活を送る現地住民を近代的な生活形態に（居住地も含めて）そっくり移し変える、近代化の社会実験のような趣を帯びていた。その意味では、「犠牲」ではなく（後述するような）「機会」にしようという意思（現地住民の意向や意思とはまったく無関係にはあるが）があり、諸外国の積極的な介入があったと言えなくもない。

⁶ これらの動きについては、Fisher(1995)、高木編（2004:227-237）、Khagram（2004）を参照。なお、世界銀行や日本政府の資金援助は途絶えたが、インド政府は自己資金で事業を継続した。一部最高裁判所の判断などもありダム高は当初計画より低くなっているものの、結局ダムは完成し、住民の移転も行われた。

ようになってきている。1980年代末から世界銀行において数少ない社会学者として移転を伴う事業に携わったマイケル・チェルネア (Michael Cernea) は、移転住民の貧困化の内実を、8つのリスクに整理分類した。それらは下表のとおりである (The World Bank, 1994:4/8, Cernea, 2000:19-20)。

表 1.1 チェルネアの8つの貧困化リスク

①Landlessness (土地の喪失),
②Joblessness (仕事の喪失),
③Homelessness (居宅の喪失),
④Marginalization (周縁化),
⑤Morbidity (疾病),
⑥Food Insecurity (食料の欠乏),
⑦Loss of access to common property assets (共有財産へのアクセスの喪失),
⑧Social Disarticulation (社会の解体)

このリスクモデルの意義やその限界については後述するが、その主たるインプリケーションは、「リスク」を適切に把握し対応することで、問題を解消しようという基本的スタンスを示すものである。過去の失敗の原因として例えば、政府（事業者）による事前調査、計画の検討、移転住民への手当（補償、生活再建措置など）が不十分であると考え、それらの対処を求めることで移転の問題を解決しようとする方向性となる。このような考え方に従い、各国政府や援助機関は移転を伴う開発事業の実施に慎重になると同時に、移転が必要な際にはその手続きを洗練させることとなったのである。

以上、概観したように、「開発に伴う移転」を必然的な犠牲とみなし、移転住民に困窮を耐え忍ばせることを現代の社会は許さない。「開発に伴う移転」の問題（たとえば「貧困化」）を防ぐための方策が検討されると同時に、そのような開発自体の是非についても議論が行われる時代となっているのである⁷。

⁷ 「開発に伴う移転」の問題は、現代社会のあり方に様々な形で問題提起を行う。たとえば、'Internally Displaced Person'の一形態（内戦・紛争に伴う難民であっても国境を越えない人々＝国際的な支援の対象となりえなかった人々を含む概念）という表現で、通常国際的な人の動きと捉えられる「難民」と比較して「人間の安全保障 (Human Security)」の観点から「難民」と同様の枠組みでの支援が必要であるという考え方 (Commission on Human Security, 2003: Chapter 3) がある。また、ある国家の枠内での個人の人権保障の問題ではなく、国家を超えた場での個人の人権の問題と捉える考え方や、それを更に推し進めることで国家のあり方自体への問題提起の実例とされることがある (Robinson J.(ed.), 2002)。

第4節 ダム建設に伴う水没移転 その特徴と問題点

「開発に伴う移転」の典型的な例として、また本論文で扱う事例として、ダム建設に伴う水没移転の特徴と問題点を簡潔に挙げておく。これまでの議論でもしばしばダム建設に伴う移転が例に出てきたが、その特徴は、①面的に水没する地域が大きい、②コミュニティや地域の中心地がインフラも含めて水没する、という2点に要約される。

まず①は、水没する地域の広がりが多いことで、影響を受ける住民の数が多くなりやすい、同規模の代替地の確保が困難になることから元の居住地の近隣にとどまるという選択肢がなくなる（＝生計を変える必要性も高まる）可能性が高い、また仮に遠隔地に代替地を求めるとしても同じような規模で確保することが困難になる、といった帰結を導く。それは、そもそも反対運動が強固になることを招き、補償や移転政策をより困難なものにする。

次に②については、従来から人々のコミュニティは川沿いの交通の要衝にその中心をおきやすい。しかしながら、ダムによる水没では、それら標高が相対的に低いところから沈むため、集落や地域の中心が水没することが多い。そうすると当然に地域の社会的な機能やインフラといった物理的な施設への影響が大きく、移転住民はばらばらに他のコミュニティに吸収されるのでなければ（つまり既存のコミュニティが解体するを避けるのであれば）、コミュニティや地域自体がまったく新たな土地で更新される必要性が出てくる。

それ以外にも日本が典型的だが、ダムが建設される地点は多くが山間地域であり、住民は所得獲得の機会や種類が限られている地域で、土地に根付いた生活を行っていることが多い。その土地や環境が失われるとき、多くの住民は生計のあり方自体を根本的に変える必要に迫られる。それは、都市部の賃金労働者である住民が補償金を得て居を移すことは、同じ移転といってもその性質において大きな違いが生じるであろう。

このような困難を伴う、ダム建設に伴う水没移転であるが、後述するようにこの事象を具にみることに筆者は意義をみる。つまり、人々が問題にもしないような開発の過程ではなく、直面する人々の困難や不幸を内包しながら進められてきた開発の営為を、頭ごなしにあってはならないことと否定／拒否するのではなく、そこにどのような困難や選択があったのかということを見直すことが、開発の内実や意味、これからの社会（日本のみならず開発途上国も含む）のあり方に示唆を与えてくれると考えるからである。

次の章では、このような「ダム建設に伴う水没移転」をめぐる先行研究と現実の政策を整理、概観するとともに、本研究の特徴、位置付けについて述べる。

第2章 ダム建設に伴う水没移転 —先行研究及び現実の政策と本研究の位置づけ—

本章においては、ダム建設に伴う水没移転とその補償に関して、これまでに行われた調査研究や現実の政策を概観する。そのうえで、本研究の位置づけ、重視する視点について述べる。

先行研究に関しては、その依拠する視点から「実務型」と「運動家型」に分類（分断）されること、政策面でも、開発推進派と反対派の間に相互作用と分断が見られることを述べる。これまでの先行研究や政策の過程では、移転住民を一面的に受益者あるいは犠牲者と捉えがちである点を指摘し、その分断を埋める意義を持つ本研究の特徴と位置づけを述べる。

第1節 先行研究の分類枠組み

「開発に伴う移転」とりわけダム建設に伴う水没移転をめぐる近年の研究は、大きく分けて二つの視点からなされている。一つは、そのような移転をダム建設など開発に伴う不可避の行為と考え、いかにして成功裡に移転を行うか、そのためには何が必要か、を論じる視点である。もう一つは、そのような移転とその帰結を問題視し、更にはそのような犠牲を伴って行われる開発自体に異議申し立て、問題提起を行う視点である。

“ランジット・ドゥウィベディ (Ranjit Dwivedi) (2001) は、このような二つの視点を‘reformist-managerial’ approach と‘radical-movementist’ approach と呼ぶ。前者の視点に立てば、開発の必要性は所与のものとしながら、如何に移転のマイナスの影響を最小化するか、ということが課題となる。一方、後者の視点に立てば、移転は開発がその便益とコストを不公正に分配していることを示す証左であり、開発の究極の醜い面である。このような二つの視点を両極にして、様々な研究はその間のどこかに位置する。それゆえにすべての研究者が同じ関心を持つと誤解されているが、実際にはこの両者の間には深い断裂があるとドゥウィベディは指摘する。(Dwivedi, 2001:712)

上記の二つの視点は、その研究の目的の違いに端を発して研究内容の帰結・成果にも異なった傾向をもたらす。具体的には、前者の‘reformist-managerial’ approach においては、問題領域を移転に限ったうえで、移転や移転を伴う開発事業を計画・実施する者にとっての、最良の方策を提示することを目指す。その結果、後述するように、代表的な論者であるチェルネアの考案した「貧困化リスク・再建」モデル (“Impoverishment Risks and Reconstruction Model”) は、プランニング・ツールとして活用されることが最大の眼目となっている (Cernea, 1998:57-61, Mathur, 1998:73-76)。一方、後者の‘radical-movementist’ approach は、移転の失敗や問題点を克明に指摘する。しかしその

問題の指摘を開発政策のようなより大きな文脈と結びつける分析や、代替的な開発（非開発や脱開発も含めて）のあり方を提示する点においては弱く、個々の開発事業レベルや移転政策レベルでのインパクトは持っても、広く開発政策一般へのインパクトを及ぼすことは少ない。

以上のような概略的な分類の視点を念頭に、日本での先行研究、海外での先行研究を順次見ていこう。なお、ドゥウィベディの分類は大きな意味を持つと考えそれに依拠するが、一方で日本語にするにはこなれにくい分類名となっている。そこで、本論文においては、前者の‘reformist-managerial’ approach を「実務型研究」、後者の‘radical-movementist’ approach を「運動家型研究」と表記することとする。

第2節 先行研究—日本編

日本におけるダム建設と水没移転に関する先行研究の代表例をいくつかあげるとともに、その内容を概観する。前節で述べたように、日本の研究も大きく、実務型研究と運動家型研究の枠で分類することが可能である。まず、実務型研究から見てみよう。

2.1 実務型研究

日本におけるダム建設に伴う水没移転をめぐる研究の多くは、この実務型研究のカテゴリーに分類されよう。特に、『ダム日本』（日本ダム協会発行）や『用地ジャーナル』（公共用地補償機構編）などの、実務者を主な購読者とする定期刊行物への掲載論文が多い。それらの論文の特徴は、①「移転」（特に移転住民の生活）という面よりも「用地取得」と「補償」という側面に焦点をあてる、②具体的な補償制度の解説や解釈を行う、③用地取得事例における具体的な手法やプロセスの情報共有を目的とする、という点である。公共事業実施上の難関である用地取得と補償について、特に国土開発が強力に進められた1960年代から70年代にかけては、そのような情報共有を実務家の間で行う需要は高かった。したがって多くの論文は、学術論文というよりは「報告」という性質であったとも言える。

また、行政が主体となって行う、移転住民の追跡調査も、例は少ないものの存在する⁸。ただし、これらの調査は、補償水準が明確に定まっていなかった時期（1950年代から1960年代初頭）に、妥当な補償水準を知るべく行われた調査が多く、実務上すぐに役立つことが期待される調査であった。そのため、調査が実施されるのは、早い場合では移転直後や、長くても数年のうちには実施されている。したがって、「移転」に焦点をあてているものの、

⁸ たとえば、総理府資源調査会事務局（1954年）『資源調査会資料第38号 水資源の開発等に伴う補償事例集』、農林大臣官房総合開発課（1955年）『水没補償実態調査』農林協会、などがある。

具体的な住民の生活の変化などにはあまり立ち入らず、補償金額や補償プロセスとそれらに対する住民の満足／不満を把握することを主たる内容としている。

このような中で、二つの研究が実践的意義を強く意識しながら、学術的にも内容の濃いものとして存在している。以下にその二つの研究を簡単に紹介しておく。

まずは、華山謙（ゆずる）の『補償の理論と現実—ダム補償を中心として』（1969年 勁草書房）である。1962年6月に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下「基準要綱」と記す）が閣議決定され、それ以降のダム補償を含む公共事業に伴う用地補償は、財産権補償を基本とし、生活権保障や精神補償などの制度化は否定された。華山の著作は、全国40のダム、730人の被補償者に面接を行い、被補償者から見た「正当な補償」を探るとともに、「基準要綱」の定めた財産権補償の原則の限界を指摘するものであった。更に、一定期間の生活費を含む生活補償が必要であること、被補償者の生活再建を容易にするための行政的な生活再建措置および関連地域開発が必要であること、などを具体的に指摘した⁹。華山のこのような指摘は、その後の日本のダム補償制度の変化（詳細は本章第4節にて後述）に影響を及ぼした。実際に代替地提供が「基準要綱」の柔軟な運用によって可能となり、「水源地域対策特別措置法」や「水源地域対策基金」の成立によって、生活再建措置にも目配りがされるようになったのである。

なお、華山は自らの著作の射程の限界についても自覚していた。華山は自らが追求する「正当な補償」を、当時行き詰まりつつある補償問題解決の唯一の途であると考え（華山、1969:8）、具体的には「被補償者の納得をえながらしかも補償の内容をつねに公開して交渉をすすめ」、「被補償者の立場を十分に理解し、移転者の生活再建にとってもっとも適切な補償の方法を考える」ことであるとした。その観点から、移転者の実態調査をその分析の基礎にすえるわけである。ただし、華山は、「正当な補償」を「国民の権利と公共の福祉との対立を調整する一種の均衡点』（同:8）と捉え、それは時代によって変わりうる動的なものであると考えていた。また、「公共事業によって国民がうる利益の総和は、公共事業によって国民がこうむる損失の総和より大きい」との筆者の分析の大前提の真否が問われているような場では、補償に関する制度や技術はまったく無力なのである。」（同:7-8）として、この著作では、そもそも公共事業の必要性や開発の必要性といった問題には立ち入らないこと、受益者と被害者の間の公平の実現は、この著作では捉えられていない別の課題である、ということを示している。

もう一つは、丸山民夫の『ダム補償と水源地域計画』（1984年 日本ダム協会）である。丸山は、華山の問題意識同様、被補償者の生活実態を重視し、華山がなし得なかった「基準要綱」以降のダムを対象とした調査を実施する。端的にまとめれば、地域や場所ごとに異なる水没地社会やその住民の特性と、有効で適切な補償の方法との間に、なんらかの法則性が見出せないかという点を追求した研究である（丸山、1984:11-15）。まず、「基準要綱」以降のダム建設において補償交渉が長期化していることに着目し、昭和40年代のダ

⁹ ただし、華山の著作が対象としたダムと補償事例は、「基準要綱」制定以前のダムであった。

ム 14 事例, 約 1400 世帯の移転者の生活再建の実態を調べる。その結果, 「基準要綱」以降の日本社会全般の変化 (特に第一次産業から, 第二次, 第三次産業への人々のシフト) に伴い, 生活再建にあたって人々が重視するものが変化し, その結果, 現行の補償制度の運用がより拡大されていく傾向を確認する。そして, 産業や就業構造に基づく地域の類型化 (丸山は「ダム類型」¹⁰という) を行い, それと補償交渉期間の長短の相関性を明らかにした。更に, 移転者の生活再建行動は, 生活の急変動を避ける対症療法的な意味にとどまらず, 世帯という単位でその世帯の維持・発展・再編のため行われるものと位置づけ, 移転者がどのような選択を行うのか (丸山, 1984:141), という点を分析する。特に, 代替地選定と財産取得のための相続慣行を関連づけ, 「ライフコース」¹¹という形で世帯ごとの類型化を試みている。丸山はこのようなダム立地地点の類型化 (「ダム類型」) や世帯毎の「ライフコース」に応じた補償政策, 生活再建対策を提唱するのである。

これらの研究の最大の特徴は, 補償というきわめて実務的な手続について, 実務的な提言を行うことを念頭に置きつつも, 移転する人々の生活再建まで視野を広げ, 理論的な枠組みを構築しようとした点にある。いずれの研究も, 移転した人々への追跡調査をベースにし, 多数の事例を比較検討することをその方法論としている。また, 丸山について言えば, 「ダム補償と水源地域計画」のような概括的な著作だけでなく, 一つの事例をより詳細に掘り下げ, 相続慣行と移転補償の関係を読み解くことで, 正当なる補償の方法や形式を追求しようとした研究もその後試みている¹²。特に, 移転者の主体的な選択に着目した丸山の視点は, 後述するように筆者の研究の視点と重なりあう部分が多い。残念ながら, ダム建設自体が日本国内でますます困難になる中, そのような研究の需要自体が低くなったこともあり, 華山, 丸山両者いずれの研究もその後の国内の学術研究の世界では引き継がれていない。

2.2 運動家型研究

水没移転と補償にかかる問題提起は, その大々的なものとして渡良瀬川の谷中村事件にさかのぼる。明治時代の谷中村事件は, 渡良瀬川上流の足尾銅山の鉱毒水対策のために行われた遊水池建設に伴う水没であり, 戦後のダム建設とは異なった性質のものである。

¹⁰ 具体的には, 都市近郊型, 農村型, 山村型の3分類であり, 更に内訳として都市近郊型, 農村-非都市近郊-湛水面積大型, 農村-非都市近郊-湛水面積小型, 山村-非都市近郊-水没戸数大型, 山村-非都市近郊-水没戸数小型という5分類を設定した。(丸山, 1984:165-191)

¹¹ 具体的には, 伝統的形態, 過渡的形態, 労働者的形態の3つのライフコースに類型化する。(丸山, 1984:141-164, 特に 154-159)

¹² 丸山民夫 (1989) 「ダム補償における世帯を単位とした生活再建行動の分析」『農業土木学会誌』57 巻 9 号:19-24, 丸山民夫 (1990) 「三春ダム水没移転世帯の相続慣行と生活再建行動の分析事例」『農業土木学会誌』58 巻 8 号:13-18

1907年（明治40年）に強制執行が行われるまで交渉や適切な補償はなく、強制的に人々を排除する様々な方策が、時の政治権力と資本家によってとられた。その様子を克明に記したのが、荒畑寒村の『谷中村滅亡史』（初版は1907年（明治40年）、即日発禁処分。復刻版は1970年（昭和45年）新泉社）であり、運動家型研究のさきがけと言える。

戦後のダム建設と水没補償をめぐる研究の中で、際立ったものは、日本人文科学会（編）（1958）『佐久間ダム』（東京大学出版会）である。この大部の研究は、日本人文科学会が、日本ユネスコ国内委員会の委託により行った「近代技術の社会的影響」に関する調査報告の3件目にあたる。1956年（昭和31年）、いまだ建設中の佐久間ダムを対象とし着手された調査は、戦後電源開発における佐久間ダムの位置づけ、佐久間ダム建設における近代技術導入の労働市場や労働組織への影響、佐久間ダム建設が地域社会に及ぼした影響という3部構成で1958年（昭和33年）に報告書が出版される。

650ページほどの報告書のうち約400ページを占めるこの第三部において、佐久間村、富山村、龍山村（いずれも当時の名称）がとりあげられ、ダム建設とそれに伴う水没や補償が村落社会にどのような影響を与えたか、が検討された。「補償問題をめぐる国家独占資本（＝電力資本）と村落構造との葛藤」（日本人文科学会（編）、1958:265）を把握する試みであるとともに、「電源開発が総合開発計画の一環として考えられるとするならば、ダム建設に伴う地元地域社会の被害に対して、補償は単なる損失補填以上の意味をもたなければならない。そして、建設後の村落再建の方途は開発計画と結びついて行われるべき」（同:265-266）という問題意識で現実を評価しようとしたものである。詳細には立ち入らないが、3年という短期間での完成を目指し、近代的な重機等を大量に投入した佐久間ダム建設手法の特性などから、地域住民が望んだような影響や効果はもたらさなかったと評価されている。むしろ社会の上層部がより上昇し、下層部は不安定な生活を迫られる結果となった。また、総合開発との関係についていえば、「開発地域の諸産業の発展」には必ずしも結びついていない公共補償（私有財産以外の地域の共通資本に対する補償）の実現で「過大な補償であった」という批判があったことも紹介されるなど（同:393）、結果的に総合開発の実現はなかったとされている。

第三部の執筆の中心人物であった島崎稔は、別の著作でこれらの調査結果を踏まえて、国家独占資本主義における資本の論理に基づく近代技術の導入（ここではダム建設）は、農民層の一部から土地を剥奪し農民を賃労働に転化していくものであったことなど、前近代的生産ならびに生活関係である村落共同体を変容、解体させるものであった、と総括する（日本人文科学会（編）、1959:490-491）。この総括にみられるように、佐久間ダム調査は、もっぱら開発という営み（特に国家独占資本主義による）がどのような問題を社会に与えているかという点を詳細な実証調査をもとに主張しているのである¹³。

¹³ この島崎の厳しい指摘にもかかわらず、後に紹介する著作の中で町村敬志は、『佐久間ダム』の底流（調査執筆者の心情）には「開発」への信頼が存在する、と指摘する。（町村編、2006:5-6、更に同書 p.22 の注6を参照）

もう一つの大きな調査報告結果は、大分県の下釜（しもうけ）・松原ダムのいわゆる蜂の巣城紛争¹⁴をめぐる調査報告である。関西大学下釜・松原ダム問題研究会は、1967年（昭和42年）から、法学、経済学、社会学、税制、考古学、生物学、電気、土木工学など、様々な分野からの総合学術調査を実施し、『公共事業と基本的人権—蜂の巣城紛争を中心として』（帝国地方行政学会、1972年）および『公共事業と人間の尊重』（帝国地方行政学会、1983年）の二つの報告書を出版した。これらの調査は、水没移転補償の研究ではないが、ダム建設がもたらす便益、つまり「公共の福祉」と、水没などにより失われる個人の財産権などの権利との調和を、どのようにして実現すべきか、という課題を提示する。詳細かつ膨大な資料を編集しており記録文献としての価値は大きい。課題を解決に導く理論や具体的方策を提示してはいない。

平成に入ってから、バブルの崩壊や公共事業への逆風とともに、「脱ダム」という運動が長野県から起こり、様々な著作¹⁵がそのような問題提起を行っている。むしろ現在のダム関係の著作はほとんどが、このような運動家型のものであるといっても過言ではない¹⁶。しかし、これらの著作はあくまでダム建設という問題を指摘するにとどまり、解決に向けた具体的な道筋を提示してはいない。むしろ問題の存在や運動の状況を広く知らしめることによって運動への支持を集めることや、他地域での同種の運動を促すことを目標としていると考えられる。場合によっては、脱ダム運動の担い手である都市部住民と、反対運動は行ったものの最終的にはダム建設を受け入れた（受け入れざるを得なかった）建設地域住民の意向にずれが存在することを示しているものもある¹⁷。

繰り返しになるが、これら運動家型の研究においては、問題や課題の提示、一般市民への訴えかけといった点に主眼が置かれており、必ずしもそれらの解決のための理論や方策を提示しているものではない。上に紹介した佐久間ダムや下釜・松原ダムの調査の場合は、

¹⁴ 蜂の巣城紛争とは、昭和30年代初頭に筑後川の洪水制御を主たる目的とした下釜ダム、松原ダムの両ダム建設計画に、地元の山林地主の一人室原知幸氏が、測量に対する物理的抵抗から数多くの法廷闘争まで、様々な手段を用い建設省に対してダム建設反対の運動を行ったものであり、蜂の巣城と呼ばれたバリケードを作ったの実力行使で世間の耳目を集めた。最終的には昭和45年に室原氏の死去に伴い和解に至った。

¹⁵ たとえば、『ダムと日本』（天野礼子 岩波書店 2001年）、『脱ダム賛歌 下諏訪ダム反対運動の軌跡』（武井秀夫 川辺書林 2001年）、『ダムはいらない 球磨川・川辺川の清流を守れ』（川辺川利水訴訟原告団／川辺川利水訴訟弁護団編 花伝社 2000年）、『ダムを止めた人たち 細川内ダム反対運動の軌跡』（徳島自治体問題研究所編 自治体研究社 2001年）

¹⁶ ごく最近になって、環境社会学の分野でダム建設と反対運動に関して学問的な分析を加えた著作が出版された。それは、帯谷博明の『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生—対立と協働のダイナミズム』（昭和堂、2004年）である。日本の戦後の河川行政とそれをめぐる環境運動や反対運動の相互作用を、具体的な事例に即して読み解き、近年その萌芽が見られる「行政と市民（住民）の協働」という新たな河川政策の姿を浮かび上がらせ、その成立の条件を探るものである。

¹⁷ 『八ッ場ダムは止まるか 首都圏最後の巨大ダム計画』（八ッ場ダムを考える会編 岩波ブックレット 2005年）、『巨大ダムに揺れる子守唄の村 川辺川ダムと五木の人々』（熊本日日新聞社 新風舎文庫 2005年）

より学術的な視点で地域住民に目を向けている。しかしながら、特に近年の著作には、水没移転あるいはダム建設自体を防ぐことを眼目におくためか、移転（対象）者の主体的な判断や選択を捉えようとする視点はあまり存在しておらず、移転者を一方的とも言えるほど被害者としてしか捉えないという側面がある。後述するように筆者は移転者の選択—たとえそれがどのように追い込まれて行われるものであっても—に、より真摯なまなざしを向けるべきではないかと考えている。

第3節 先行研究—海外編

海外での研究事例についても、実務型研究と運動家型研究という観点で大きく括ることが可能である。以下に概観しておこう。

3.1 実務型研究

多くの研究が実務的な観点から行われている。特に、1990年代以降、世界銀行のマイケル・チェルネアが中心となって行った評価・研究の内容は、移転を伴うような開発事業実施の理論的な支柱となっている。ここでは、チェルネア以前から存在した移転研究を簡単に振り返り、その後チェルネアの著作を通じてその理論を概観する。

（1）チェルネア以前の研究

第1章第2節で述べたとおり、第二次世界大戦後の世界において、ダム建設とそれを通じた水資源開発は、経済成長や生活向上といった公益追求のための重要な手段であった。アメリカにおいては TVA の事例のように、民主主義の輝かしき成功例としてダム建設が語られることもあった（リリエンソール, 1979）。また、戦後独立を勝ち得た多くの開発途上国にとっても同様であり、たとえばネルー首相時代のインドにとってダム建設は国家建設のシンボルでもあったし、アフリカ諸国でも大規模ダムが国家プロジェクトとして建設された。

こういった時代背景のもと行われた研究は、当然に開発の必要性やダム建設の必要性は所与のものとしつつ、いかにして水没移転という課題を成功裡に解決するか、という観点に立っている。

そうした研究の早期のものは、1960年代にエリザベス・コルソン（Elizabeth Colson）とセイヤー・スカダー（Thayer Scudder）といった人類学者によって行われた。ザンビアとジンバブエ（当時ローデシア）国境のザンベジ川に建設されたカリバダム（1959年完成、移転者は約5万人）に関して、ダム完成前から地域の自然・人間環境の包括的調査が行わ

れている。それらは、一連の"Kariba Studies"シリーズとしてまとめられているが、その中でも特に、Colson (1971) は、カリバダムによる移転者の移転前後を比較した人類学的調査であり詳細なものである。また、ガーナのアカソンボダム建設に伴い出来た人造湖のボルタ湖のために、約8万人が移転を行ったが、1969年のジェームズ・モクソン (James Moxon) の"Volta: Man's Greatest Lake"や、1970年のロバート・チェンバース (Robert Chambers) 編による"The Volta Resettlement Experience"などで、移転のプロセスや問題点、その後の生活の状況などの報告がなされている。

これらの初期の研究における知見は、現在から振り返れば非常に初歩的なものである。たとえば、水没移転の複雑さを過小評価しているがために、事前に十分な計画がなされず、'Crash Program'として実施されるため、問題が多い。したがって、十分に時間をかけて計画すべきである、といった指摘がなされる。(Scudder, 1966:99-101, Scudder, 1973a:48) 一方で、同じ研究の中でスカダーは、移転を新たな機会になしうること (Scudder, 1966:99)、移転はダム建設との関係だけで語られるべきではなく、ダム湖周辺の人々の生活を向上させる環境改善の機会として捉えるべきであること (Scudder, 1973b:711) と述べ、開発に対する積極的な信頼を表明している。

これらの初期の研究におけるもっとも重要な点は、スカダーが、移転という複雑なプロセスを理論化し、それによって政策にインパクトを与えようと試みている点である。具体的には、移転後の人々の状況を、移行期間 (Transition Period) とそれ以降という2段階 (また、移転前を加えると3段階) にわけ、前期には、人々のストレス¹⁸が高いため、新規の生産様式や組織などを導入しても失敗に終わる可能性が高く、その期間 (たとえば2年程度) には、食料援助などの手厚い支援が必要であること、などを提言する (Scudder, 1973a:55, Scudder, 1973b:717)。これが、水没移転について実務上の関心を持ちつつ、理論化を試みた最初の研究といえる。

その後、スカダーとコルソンは、上述の移転プロセスの理論化を更に進める。Art Hansen と Anthony Oliber-Smith の編になる、"Involuntary Migration and Resettlement-The Problems of Responses of Dislocated People"(Westview Press, Boulder, Colorado, 1982) に含まれた論文において、両者は移転 (relocation) を4つのプロセス (Recruitment Stage, Transition Stage, Stage of Potential Development, Handing Over/Incorporation Stage) に整理すると同時に、移転政策のあり方について提言を行っている (Scudder and Colson, 1982:274-275)。詳細には立ち入らないが、提言の主たるポイントは、移転者が直面するストレスを十分に考慮した移転計画であるべきこと、移転後の「移行段階」 (Transition Stage) においては、なによりもストレスを緩和する方策を中心とすべきであること、である。また、これらの方策をより望ましいものにするために、多数の事例の間での比較研究や、長期的な研究の必要性にも言及している。

¹⁸ ここでスカダーの言うストレスとは、精神的な (psychological) なものだけではなく、生理的 (physiological)、社会的 (sociological) なものも含む (Scudder, 1973a:51)。

最後に付言すると、これまでに挙げた研究では、移転後の人々の生活についての追跡調査は十分に行われていない。しかし、1990年代以降、開発事業自体の事後評価（post evaluation）が一般的になされるようになり、その一部として、また独立した形で、移転後の追跡調査や住民移転の評価を行うような研究¹⁹もなされるようになっていく。

（2）マイケル・チェルネア（Michael Cernea）の移転研究－Impoverishment Risk and Reconstruction Model (IRR Model)

第1章第3節で述べたとおり、1980年代以降、ダム建設などの開発に伴う移転が問題視されるようになると、世界銀行を中心とするドナーや事業実施者は、単なる金銭補償を超えた生活再建を目指した手当てを加えるようになった。これは、従来は一国内の内政の問題とされてきた移転補償問題について、それらの移転がむしろ住民を貧困化させることがあり、開発のそもそもの趣旨に反することが問題となったことを受けている。ドナーは事業実施国に対して、移転を伴う開発事業の実施に慎重になるように求め、かつ移転補償についても様々な対応を求める形でその介入を強めた。

そのトレンドの理論的支柱となったのが、世界銀行で移転に関する「保護政策」（Safeguard Policy）の作成などに携わったマイケル・チェルネアによる「貧困化・再建」モデル（“Impoverishment Risks and Reconstruction Model”（以下 IRR モデルと記す））である。チェルネアは IRR モデルを通じて、移転がどのような貧困化の契機をはらんでいるかを解明し、それを防ぐことが必要であり、また可能であると主張した。そして、IRR モデルは単に理論的なモデルであるだけでなく、それをツールとして現場で活用できるとし、まさに世界銀行がそのような実践の先頭に立っている。

チェルネアの IRR モデルは、世界銀行における移転を伴う事業の実地経験に基づき、1990年代に定式化された。その内容はいくつかのペーパーで繰り返されているが、2000年のチェルネアの著作（Cernea M. (2000) 'Risks, Safeguards, and Reconstruction: A

¹⁹ いくつかの例を挙げる。世界銀行では、“Resettlement and Development - The Bankwide Review of Projects Involving Involuntary Resettlement 1986-1993” (The World Bank, 1994) を端緒に“Recent Experience with Involuntary Resettlement”(The World Bank, 1998), “Involuntary Resettlement Comparative Perspective” (Picciotto R., Wicklin W. and Rice E. (eds.), 2001)を発行した。アジア開発銀行も Special Evaluation Studies として“Policy Impact of Involuntary Resettlement”を実施した (ADB, 2000, <http://www.adb.org/Documents/PERs/sst-oth-2000-08/default.asp> (2006年7月1日閲覧)) また、日本政府が国際協力銀行 (JBIC)を通じて支援したインドネシアのコタパンジャン水力発電事業の移転に関しては、JBICが実施した第三者による事後評価報告書 (JBIC Third Party Ex-post Evaluation Report “Republic of Indonesia: Kotapangjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Projects (1)(2)” (http://www.jbic.go.jp/english/oec/post/2004/pdf/2-06_full.pdf(2006年7月1日閲覧))がある。また、中山は、過去のダム建設と移転に関する事後評価的な研究成果を複数報告している (中山, 吉田, グナワン, 2001 や Nakayama, 1998 など)。

Model for Population Displacement and Resettlement' In Cernea M. and McDowell C. (eds.) "Risks and Reconstruction: Experiences of Resettlers and Refugees" The World Bank, Washington D.C. 2000: 11-55) が、一つの完成された形を示している²⁰。

移転を伴うような開発事業に対する人々の見方など、この問題を取り巻く歴史的な流れの中に IRR モデルを位置づけるとその意義は明らかである。開発（事業）に伴う移転は、1980 年代後半までは、必要な犠牲と捉えられており、一部の「開発」自体への批判論者を除いては、移転住民の運命に対してもおおむね冷淡であった。その後、1980 年代末以降、インドのナルマダ開発をめぐる国際的な抗議運動などをきっかけに、度重なる移転住民の貧困化とそれをもたらした不十分な移転補償政策や開発事業自体が「開発の失敗」として捉えられるようになる。そのような状況下で、チェルネアは社会学、人類学の専門家として、移転住民のおちいる貧困や失敗を描写し、移転住民の運命を嘆くだけではなく、現実の方策を構築し得るような方法で、開発事業の持つこのような側面を分析することの必要性を訴えた（Cernea, 1993:13）。過去の移転住民を取り扱った理論モデルも、同様に悲嘆に終始し、現実には人々がそのような貧困化の運命を逃れることを助けるものではなかったと指摘する（Cernea, 2000:15）。世界銀行で当初は数少ない社会学者として開発事業の実施に携わりながら、移転住民がたどる複雑な過程（運命）を、ときほぐし、その知見を現場での政策に活用することを目指した取り組みから生まれたのが、IRR モデルである。つまり、IRR モデルの登場によって、世界銀行をはじめとする開発援助機関や途上国政府は、システムティックにかつ平準化された移転政策の立案・実施が可能となるようなツールを手にしたことになる。

その後、改善された「保護政策」(Safeguard Policy) に基づいた開発事業の実施や、移転を伴う開発事業の評価から得られる教訓の積み重ねによって、移転住民の運命に対する考え方は更に変化をとげる。つまり、当初の無関心（放擲、犠牲の存在の受容）の状態から、損害をいかに適切に正当に補償・補填するか、という検討の段階を経て、移転住民の生活を従前のレベルに戻すことだけではなく、むしろ移転を「新たな開発の機会」に変えるという考え方があらわれるに至っている（McDowell, 1996:7, Picciotto, Wicklin, and Rice(eds.), 2001:137, The World Bank, 2004:xxviii)。

チェルネアは、IRR モデルのキー概念として、「リスク」(Risk)、「貧困化」(Impoverishment)、「再建」(Reconstruction) を挙げる。これらの概念の持つ意味を、簡単に振り返っておこう。

まず、「リスク」であるが、これは社会学者ギデンス (A.Giddens) の定義を借りて、「あ

²⁰ チェルネアが同ペーパーで述べているように、IRR モデルは、様々な国の移転を伴う事業の分析に使われることで、その有効性、実効性が多くの研究者によって確認されつつあり、チェルネアが提示するリスク以外のリスクが新たに付け加えられるなど、現在も深化しつつあるモデルである。しかしここではそのコアになる考え方を見るのに上記のペーパーがもっとも適切であると判断する。

る種の行動が将来の負の効果, 喪失, 破壊などをもたらす可能性」を示す概念としている。ここで一つ注意を喚起しておきたいのは, 「リスク」という概念を持ち込んだ時点で, 「何らかのコントロールし得る状況」を想定していることを示す一面があることである。

「貧困化」については, 「再建」とセットで考えるのが適当である。つまり, 住民移転に関していえば, 移転前の状況に比べて経済や健康など生活の状況がより貧しくなることを, 「貧困化」と呼んでいる。したがって論理的帰結として, そういう状況におちいらぬこと(最低でも移転前の生活水準を維持すること)を「再建」と呼ぶことになる。一方, 現実の政策の中では, 物理的に移転するわけであるから, たとえば質と量の双方の面での土地保有状況や様々な自然的要素, 社会的要素は再建といってもまったく元通りになるわけではない。したがって再建される対象は, 移転者の暮らす土地や社会状況を捨象したうえで移転の前後で比較することができる「所得」が中心となりがちである。チェルネアが再建される対象(Components of reconstruction)の記述において, 経済的変数(Economic Variable)から議論を展開することや(Cernea, 2000:35), 平均所得を引き合いに出し事業の成果に言及することがそれを示している(Cernea, 2000:36)。裏返すと, 「所得」が従前のレベルに戻るもしくはそれを維持したかどうか, 移転補償政策が成功したか失敗したかをわける評価基準になるということである。

IRR モデルにおいては, 以下のように論理が構築されている。

- ①住民の強制移転においては, 過去に失敗(貧困化)が頻発
- ②貧困化の過程には様々な要因が絡み合っている。
- ③上記の要因をときほぐし, 個々のサブプロセスとして捉える。
- ④そのことにより, リスクをより個別に明確にできる。
- ⑤リスクが明らかになったところで, それを逆に考え, そのようなプロセスをたどらない方策を考案する。
- ⑥そのような方策はすなわちリスクを反転(Reversal)するということであり, それによって貧困化を防ぐことができる。
- ⑦上記のように, このモデルは, 理論的にもオペレーショナルにも役に立つのである。

この中でもっとも重要な論理は, 貧困化のパターンを防ぎ乗り越えるために, 「リスクの反転」(Risk reversal)が必要だと示している点である(Cernea, 2000:20)。具体的な例を述べると, チェルネアが挙げる8つのリスクのうちの一つ, Landlessness に対しては, 移転補償政策の中で Land-based Resettlement (代替地提供を主たる手段とする移転)をとることが, 対応策(リスク現実化の防止策)である, とする考え方である(もちろんこの対応の中身には, 単に水没するなどして失われる土地の代替地を与えるという, 一時的な対応だけではなく, 与えられた土地の権利を明確にしておく, 売買が容易に出来ない(土地を容易に他者に奪われない)ような配慮をする, といったことが含まれる)。

今後の議論のために, 上記に加えて, IRR モデルが持つ基本的な発想について付言しておく。それは, チェルネアの述べる IRR モデルの機能の一つ, 「予見機能」(‘Predictive

function')を支える発想である「合理性」(Rationality)である。

どのようなリスクや結果が生じるのかということをおおまかには、必ずしも「合理性」の範疇ではない。それはチェルネアが述べるように、知識の蓄積を通じて可能になるプロセスである。しかし、そのようにして予見されたリスクに対して、人々がどのように対応するか、ということにまで予見性を広げたとき、そこでは「合理性」が重要な役割を果たす。チェルネアが、移転を迫られる人々は、IRRモデルの予見機能を通じて明確にかつ事前にリスクを認識し、移転を避け、影響を緩和する方策や交渉戦術、妥協の方法などを持ち代替案を模索することが可能となる、と述べるとき(Cernea, 2000:21)、これらの人々の行動の背後に、なんらかの手法でリスクを避けるだろうという意味で「合理性」が存在するという点に信頼を置いているのである。この点については、本章第6節で問題提起を行う。

3.2 運動家型研究

チェルネアが指摘するとおり、かつての移転研究は、住民の困難を記述 (description) することが中心であり、民族誌 (ethnography) の様相を呈していた (Cernea, 1996:14)。しかし中には移転の問題のみならず、ダム建設とそれを取り巻く構造自体を批判的に検討するものもある。代表的なものを二つ採り上げておこう。

まず一つ目は、ガングリー・スクラル (Ganguly Thukral) 編の“Big Dams, Displaced People - Rivers of Sorrow Rivers of Change”(Sage Publications, New Delhi, 1992)である。この研究では、インド²¹におけるダム建設に伴う住民移転事例が複数採り上げられ、批判的に検討されている。一例をあげると、フィリップ・ヴィーガス (Philip Viegas) による“The Hirakud Dam Oustees: Thirty Years After”では、インド東部のオリッサ州における多目的ダム開発とそれに伴う移転の帰結を見ている。30年を経て多くの移転民が移転前より土地所有面積を大幅に減らし、農業労働者になっている事実を指摘しつつ、過去に行われた (もしくは適切に行われなかった) 移転政策への批判を行っている。特に土地の権利の不承認、補償金算定のいい加減さ、補償金の横領、移転先の整備不良などとともに、住民がまったく移転計画に関与できなかったことを指摘する。また、住民の多くは読み書きが出来なかったことや外部社会との接触が少なかったことが、移転後の生活がうまくいかなかったことの原因の一つであるとし、事前に準備 (ただし、どのような準備なのかは触れていない) を行うべきであったとする。そして、住民が政府に命じられて移転せざるを得ないときには、そのショックを和らげるために、むしろ自由に移転させそれを政府が支援すべきであったと述べる。これらの指摘は、過去の不適切な移転政策の指摘ではあるが、現行のインドの移転政策との関連や、その改善についての具体性には欠ける指摘であ

²¹ インドは、現在中国と並んでダム建設に伴う移転者の多い国であり、ある推定では1,600万人から3,800万人がダムによる移転を余儀なくされたとしている。(WCD, 2000:104)

る。最後に、ダム工事の定礎式における住民に対するネルー首相（当時）の発言「もし苦しむ必要があるのであれば、国家のために苦しむべきである」²²を挙げて、事態の問題性を強く印象付けているものの、全体として批判の域を越えるものではないと言えよう。

もう一つは、パトリック・マッカーリー（Patrick McCully）による"*Silenced Rivers: The Ecology and Politics of Large Dams (Enlarged and Updated Edition)*" (Zed Books, London, 2001)である。本書は、世界のダム反対派にとっての精神的支柱とも言える内容であり、世界各地で建設されてきた巨大ダムが、移転の問題なども含めて、いかに環境や人間社会に負の影響をもたらしてきたか、そしてダム建設という事業を支え世界に広げてきた、ダム建設産業とそれを取り巻く資金提供者（たとえば援助機関）の関係など構造的な問題を指摘する。そのうえで、巨大ダム以外の方法で、人々の必要とするサービス（電力等）を供給する方法を検討する必要性や、ダム反対運動やダム解体運動の盛り上がりについて紹介している。そして、ダム産業を民主的なコントロールの元におくこと、川をダムでコントロールするという発想を捨てて、「流域」(Watershed) という全体的な見方をすることで、人間社会も含めて健全な生態系を維持することを指摘する。

前者は開発による犠牲を告発する意義、後者はそのような開発自体の見直しを迫る意義、がそれぞれある。しかしながら、これらの著作が現実の政策担当者に影響を与えたり、それらの人々との対話の基礎になりうるかという点には疑問が残る²³。

第4節 日本におけるダム建設と水没移転—補償制度の整備

4.1 概況

日本では、現在 2,700 を越えるダムが存在し、更に計画中、施工中のものがそれに加わる。ダム建設は、国、地方自治体、電力会社などが実施主体となり、発電、洪水防御、用水（工業、農業あるいは上水）やそれらが複合した目的で建設されてきた。

（1）ダム建設のトレンド—年度別竣工数

年度別のダム竣工数のグラフを以下に掲げる。第二次世界大戦後についてみれば、1956年（昭和31年）からの10年および、1966年（昭和41年）からの10年に竣工数が多く、

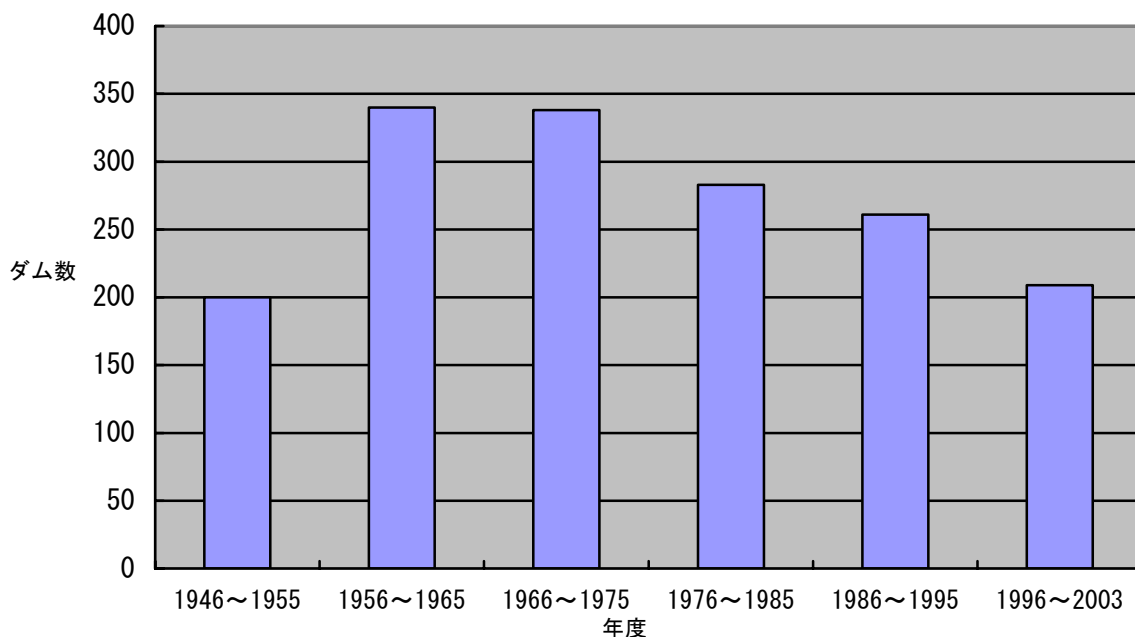
²² 原文では以下のとおり。'If you are to suffer, you should suffer in the interest of the country'(Viegas 1992:53)

²³ 日本でも1980年代末のナルマダ紛争において、鷺見一夫が積極的なダム開発批判および政府開発援助批判を行った（鷺見 1989 など）。鷺見の指摘は政府開発援助に対する国民の否定的イメージを固定することと、実務者をより慎重ならしめる効果はあったが、そこには必ずしも対話は成立していなかったといえる。

その後漸減している。高度経済成長期を中心にダム開発がすすめられたことがわかる。

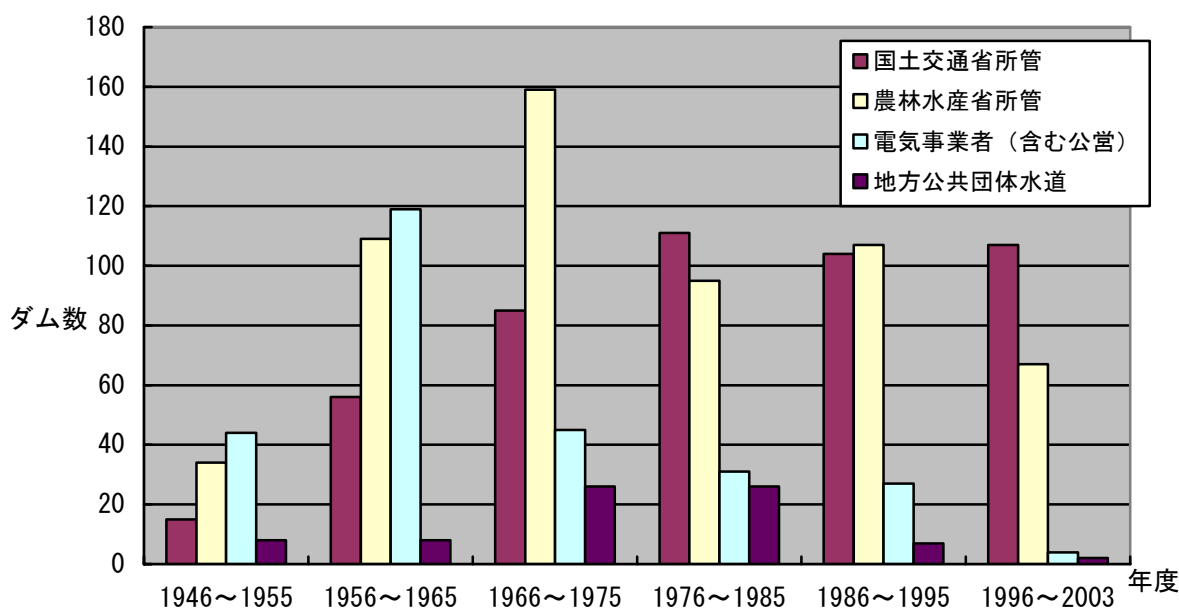
次に事業者別の内訳をみると 50年代 60年代は電力中心であるが、その後は、洪水防御などを中心とした多目的型が中心となり、国土交通省管轄のダムが増えている。

図2.1 国内竣工ダム数



出典：日本ダム協会，2005:620 より筆者作成

図2.2 事業者別年度別ダム竣工数

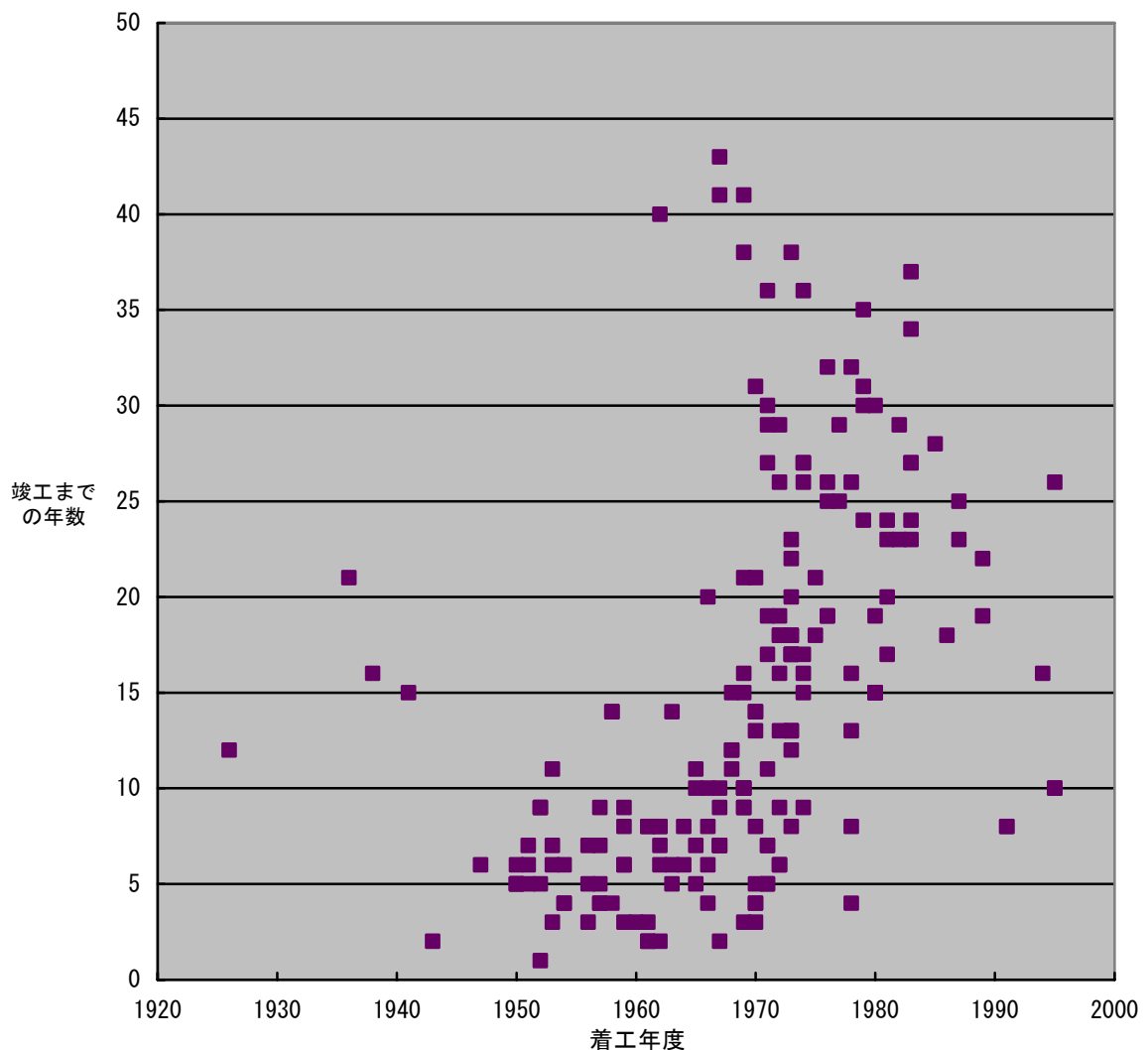


出典：日本ダム協会，2005:620 より筆者作成

(2) ダム建設のトレンドー着手から完工までの年月

ダム建設は、移転や補償交渉で長期を要することが多いと言われる。たとえば大規模なダムの一形態である、ダム高が 80メートル以上のダムについて、着工年度別に、竣工までの所要年数でプロットした図を以下に掲げる。必ずしも明確な傾向が存在するわけではないが、戦後復興期はあまり長期化する様相はなく、1960年代以降に長期化する事例が現れてくる。ちなみにこの図にプロットされた全ダム（189基）の着手（必ずしも着工ではない）から竣工までの平均年数は、14.7年であった。

図2.3 大ダム（堤高80m以上）着工年度別所要年数

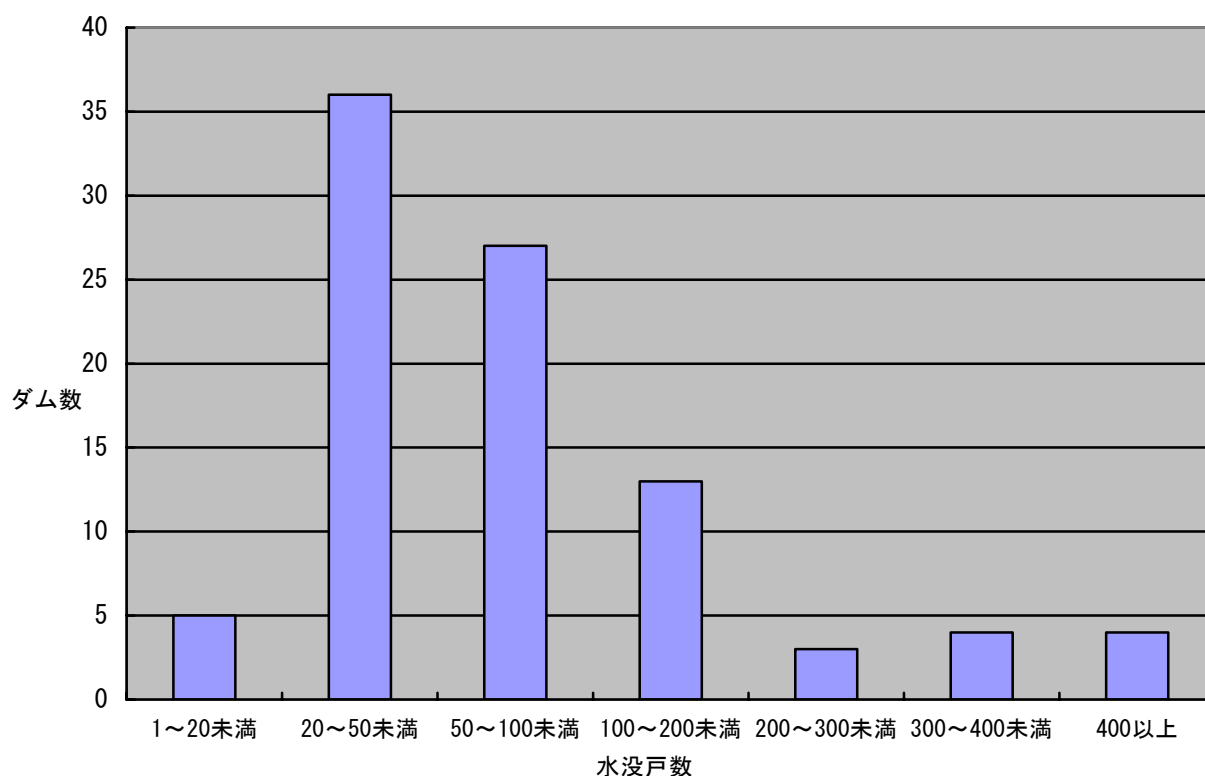


出典：日本ダム協会，2005:694-699 より筆者作成

(3) ダム建設のトレンドー水没移転の規模

日本におけるダム毎の水没移転の規模は、現在の開発途上国での現実に比較すればさほど大きくない。後述する、「水源地域対策特別措置法」による水源地域整備のための補助金交付の対象となる、いわゆる「指定ダム」(p.32 脚注 28 参照) 全 95 件のうち、水没戸数がゼロの 3 件を除いた 92 件の平均水没戸数はダム 1 つあたり 97 戸である(日本ダム協会 2005:788-791)。これは、急峻な谷など河川上流部でのダム建設が多い、という日本の地形的な要因が大きいと思われる。しかし、一方で、1950 年代末期に計画された沼田(ぬまた)ダム(群馬県)のように、水没戸数が推定 4,000 戸もの大規模な移転を必要とする事業は、まさに移転規模の大きさが障害となって実現しなかったと考えられる。

図2.4 「水特法」指定ダム 水没戸数別ダム数累計



出典：日本ダム協会，2005：788-791 より筆者作成

4.2 補償制度の整備および展開

ここでは、日本におけるダム建設と水没移転にかかる補償制度の整備の状況を、主に華山(1969)に依拠しつつ概観する。

(1) 第二次世界大戦前

日本における公共用地取得のための補償制度は、1889年（明治22年）の民法（私権を規定）、1900年（明治33年）の土地収用法の制定を始まりとする。戦前の用地買収や補償については、国家や公共が前面に出され私権の主張や行使が抑圧される当時の社会背景において、非常に住民にとって厳しいものであったと言える²⁴。

たとえば谷中村の水没については、土地買収単価が不当に安いことや、収用委員会の裁決が非民主的であったことなどその欠陥が指摘されている（華山，1969:28）。当時はダム建設に伴う問題としては、流木補償²⁵や、漁業補償が中心となっていた。そもそもダム開発に伴う水没補償問題は、TVAの影響などを受けてようやく大規模なダム開発が追求されるようになったことや、当初は利用できた水没補償が少ない開発適地は少なくなり、ダムの大規模化に伴い水没補償が避けられなくなってきたことによって、昭和10年代以降問題として顕在化した。

1939年（昭和14年）に完成した阿賀野川水系の新郷（しんごう）ダム（福島県）では87ヘクタールの民間所有地（水田含む）と10戸の家屋移転が存在した。この際の補償は、起業者側の強引とも言えるやり方で、村の有力者を取り込みつつ水没補償対象者は個別にドンブリ勘定の補償でなし崩しにしていくものであり、「無知な農民を相手にかなりあくどいことが行われた」、「昭和初期の電力ダム補償の典型」（華山，1969:30）と指摘される。また、相模（さがみ）ダム（神奈川県）、田瀬（たせ）ダム（岩手県）、引原（ひきはら）ダム（兵庫県）などは、TVAに範をとった河水統制事業による大規模な用地買収が行われたダムであった。

東京市（当時）の上水道水源地として計画された小河内（おごうち）ダムも移転者536世帯にとって、厳しいものとなった。そもそも当初計画がもちあがり、村民に非公式な折

²⁴ 起業者側の強圧的な態度が通常であり、土地収用法をちらつかせたり、場合によっては制服軍人によるダム建設推進（国家利益強調）のデモンストレーションが行われた。（華山，1969:33）

²⁵ かつては山間部で伐採した木材を、川を使って下流に流すこと（「川狩り」などという）が通常行われていたが、これは河川水面を長年利用することで慣習的な権利として認められていた。補償問題の中心として争われた例としては、昭和初年の庄川が有名である。明確に補償対象として制度化されたのは戦後で、1953年（昭和28年）4月閣議了解の「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」（以下「電発要綱」と記す）の第68条で以下のとおり規定された。

【第六十八条】 慣習により又は許可をうけて木材の流送を行つている者に対しては、発電のため必要とするダム、水路その他の工作物の設置等によつて木材の流送に支障を与える場合は、その損失を適正に算定した額を損失補償額とする。

2 木材の流送に従事する者が、ダム等の設置によつて失業する場合は年間賃金の、就労を制限されその支給される賃金が平均賃金に達しない場合はその差額のそれぞれの一箇年分を損失補償額とする。この場合、それぞれの賃金に乗すべき期間については、第三十一条但書の規定を準用する。（出典：国立国会図書館議会官庁資料室 閣議決定等フルテキストデータ http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/txt/txt01155.htm より（閲覧日 2006年7月1日）

衝があったのは、1931年（昭和6年）であったが、その後実際の買収開始の1937年（昭和12年）までの間に多くの住民の生活は金銭的にも疲弊した。道路補修や災害復旧も行われず、移転前に「廃村に近い状態」（華山、1969:31）になったとされる。補償単価の低さや薪炭生産者補償²⁶がないといった問題も多く、東京市が約束した集団移住地のあっせんも実現しないなど、典型的な補償の問題を抱える事例であった。

（2）戦後の制度化の端緒

戦後数年は、混乱の時期であった。明治憲法下の土地収用法がそのまま使われる一方、新憲法による国民民主権や民主主義の要請があり、さらには駐留米軍が日本の法体系とは無関係に収用を行っていた。この時期の補償は、戦前以上の混乱の影響で大きな問題のある事例（たとえば石淵（いしぶち）ダムでは、補償単価が水没者に一切知らされておらず、代替耕地を取得したのものもなく移転者の多くが生活保護を受けるなどその生活は悲惨であるとされる（華山、1969:35-39））が見られた。一方で、変則的であるが、補償のあり方を考えるうえで参考になる事例もあった。「代替農地補償の嚆矢」となった山王海（さんのかい）ダム（岩手県）では、ダムの受益地区の一部に開田し水没移転者に有利な条件でこれを斡旋し、移転者は安定した米作農家となった。また、中部電力の朝日（あさひ）・秋神（あきがみ）ダム（いずれも岐阜県）では、中部電力が代替の農地付き家屋を近隣に物色し、移転者が合意すれば電力会社が買い上げ、水没者の土地家屋と交換するといった試みや、北陸電力の神通川（じんずうがわ）第一、第二ダム（富山県）では、土地の買収に反対した20数戸の土地を電力会社が借地し水没後も一定の借地料を支払っている、といった例もある（華山、1969:39-40）。これらの試行錯誤の過程で、移転旅費や休業補償など、従来の土地・家屋といった財産だけの補償ではない補償項目などが考案されていった。

当時の、ダムの水没補償は起業者ごとにバラバラに行われていた。ところが他のダムの補償水準を調査する補償対象者が現れ、ダム相場と呼ばれるような補償費の高騰やゴネ得などの事態が生じるようになった。そこで、電源開発が急務とされていたという社会背景のもと、事業の実施を円滑ならしめるため、起業者間で補償基準を統一しようという動きが出てきた（華山、1969:41）。

²⁶ 薪の生産に従事していた者が、水没によってその業務が客観的に不可能となる際に受ける補償。前ページ脚注25と同じく「電発要綱」では、以下のとおり規定されている。

（薪炭生産者）

第三十一条 財産が薪炭の生産を営むために利用されている場合において、財産の買収によりその業務が客観的に不能となるときは、推定年間収益の一箇年分を損失補償額とする。但し、推定年間収益に乗すべき期間は、実情に応じ伸長することができる。

(3) 統一的補償基準制定の動き

1962年(昭和37年)6月29日に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(以下「基準要綱」と記す)にいたるまでに、いくつかの統一基準制定の動きがあった。まず、最初のもは、米駐留軍の基地新設、拡張のために行われる収用の問題に対処するための、「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償要綱」(1952年(昭和27年)7月4日閣議決定)である。同じく1952年(昭和27年)11月には、総理府資源調査会が「水資源の開発等に伴う補償処理に関する勧告書」を総理大臣に提出した。この勧告書においては、「補償の方法には金銭によるもののほか代替地、施設や便宜の供与、被補償者の起業への資本的参加、労働的参加の道のあることを示唆し、「統一的合理的な補償評価基準を確立する必要を強調」したものである。具体的には、補償算定方法の全国適用や、生活補償を認めるべきことなどを含んでおり、被補償者への配慮も含まれた柔軟な内容のものであった(華山 1969: 45-46)。

当時の国土復興のための公共事業では、電力開発と建設省のダム事業が多かったが、それぞれがやはり補償基準を制定している。1952年(昭和27年)の「電源開発促進法」制定を受けて、佐久間(さくま)ダム(静岡県)、田子倉(たごくら)ダム(福島県)など大規模ダムが建設されたが、電源開発は急務であったため水没補償でいたずらに事業が遅延することが許されない情勢であった。そこで「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」(1953年(昭和28年)4月14日閣議了解)(以下「電発要綱」と記す)が制定された。社会情勢に配慮して、被補償者との無用の衝突を避けるために、先の勧告書の影響を色濃く受け、たとえばその第7条では、以下のとおり現物補償などの方法も明記された。

「電発要綱」第7条

(損失補償の方法)

第七条 損失の補償は、補償を受ける者の意志を尊重し、金銭又は替地もしくは代替施設の提供その他の方法をも行うものとする。

(出典：国立国会図書館議会官庁資料室 閣議決定等フルテキストデータ
http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/txt/txt01155.htm より)

建設省も1954年(昭和29年)に「建設省直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準」(昭和29年5月29日建設省訓令第9号)(以下「建設基準」と記す)を定めた。「建設基準」は先の「電発要綱」と異なり、生活補償的な色彩をほぼ払拭したものであった。その後、道路公団や国鉄、首都高速道路公団などの補償基準が内規の形で次々と作られる。しかし、「電発要綱」に始まる各種補償基準の間には、引き続き矛盾する点があり、すべての公共事業に共通の基準は実現していなかった(華山 1969: 46-47)。

昭和30年代に入ると、起業者側からの要望に基づき、緊急度の高い公共事業について

は収用手続きを簡素化する土地収用法の強化が求められ、「公共用地の取得に関する特別措置法」（1961年（昭和36年）法律第150号）が制定された。収用手続きの簡素化が実現されると同時に、起業者に対しては、現物補償の強化、生活再建措置を義務づけている（華山 1969:47-48）。このとき、一旦は生活再建に向けた配慮が明確に制度化されたものの、その後、同法によって設置された建設大臣の諮問機関「公共用地審議会」の答申が大きな転換をもたらす。1962年（昭和37年）3月に出された答申では、補償の対象を財産権にしぼった。補償項目の整理統一という名目で、精神損失に対する補償、事業損失に対する補償、生活権補償などの項目を原則的に否定したのであった。

1962年に閣議決定された「基準要綱」は、同答申を踏まえ要綱の形にまとめたものであった。この要綱の基本的な考え方は、「補償の対象を財産権のみにしぼり、補償額をその物件の市場価格を基準として算定しようとするもの」であった（華山, 1969:50）。先に挙げた「電発要綱」の損失補償の方法と、以下の「基準要綱」の損失補償の方法に関する条文を比較すると差異が際立つであろう。第6条第2項に現物補償的規定はあるが、あくまで「努めるもの」という努力義務になっており、「補償を受ける者の意思を尊重」という観点は限定的な適用を想定した文言となっている。

「基準要綱」第6条

（損失補償の方法）

第6条 損失の補償は、原則として、金銭をもつてするものとする。

2 土地等の権利者が金銭に代えて土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であり、かつ、真にやむを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行なうよう努めるものとする。

（出典：国立国会図書館議会官庁資料室 閣議決定等フルテキストデータ

http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/txt/txt01398.htm より)

この「基準要綱」は閣議決定であり法律ではないため強制力は持たないが、その後、当時の建設省、通産省、農林省の各省は「基準要綱」に基づきそれぞれの補償基準を制定し、その基準にしたがって各事業の補償を行うなど、およそすべての公共事業、公益事業に適用されることとなった。各起業者が「基準要綱」に従った補償基準を制定したのであるが、それらを更に統一するものとして、起業者同士の情報交換などのための団体である「用地対策連絡会」（現「中央用地対策連絡協議会」）が、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（1962年（昭和37年）10月12日 用地対策連絡会理事会決定）（以下「用対連基準」と記す）、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」（1963年（昭和38年）3月7日 用地対策連絡会理事会決定）（以下「用対連細則」と記す）を制定した。この「用対連基準」と「用対連細則」がその後の「基準要綱」運用の拠り所となっていくのである。

(4) 「基準要綱」のその後 —生活再建措置をめぐる動き

「基準要綱」では、先に述べたように生活補償は努力規定どまりとされている。「基準要綱」を補足する意味合いを持つ、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」という1962年（昭和37年）6月29日の閣議了解の中では、生活権補償は否定されているが、一方で、「必要により生活再建のため土地又は建物の取得のあつせん及び職業の紹介又は指導の措置を講ずるよう努めるものとする」とした、より具体的な努力規定を置いている。しかし、華山が指摘するように、これらの努力規定は更に明確な行動内容や責任主体が示されておらず、移転住民の生活が困難におちいる結果となっても、起業者側の違反を訴える基準となるものではない（華山, 1969:202-206）。

「基準要綱」の施行について（閣議了解）より抜粋

第2 精神損失に対する補償等の取扱いについて

土地等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償については、この要綱の定めるところにより適正に行なうものとし、従来一部において行なわれてきた精神損失に対する補償、協力奨励金その他これらに類する不明確な名目による補償等の措置は、行なわないものとする。ただし、現に土地の権利者等と補償について協議中のものについては、従前の例により得るものとする。

なお、この要綱に基づき補償が適正に行なわれるならば、いわゆる「生活権補償」のような補償項目を別に設ける必要は認められず、公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には、必要により、生活再建のため土地又は建物の取得のあつせん及び職業の紹介又は指導の措置を講ずるよう努めるものとする。また、建物等の移転に伴い、建築基準法その他の法令の規定に基づき施設の改善を要する場合の費用については、融資のあつせん等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（出典：国立国会図書館議会官庁資料室 閣議決定フルテキストデータベース

http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/txt/txt01399.htm より)

華山は、生活再建措置の定義を「起業者が被補償者に直接支払う補償金ではなく、その補償金が被補償者の生活再建にもっとも有効に役立つようにしむけるための各種の措置である」とする。具体的には、代替地のあつせん、融資、職業訓練、就職のあつせん、各種の相談、補償金に対する減免税措置などを挙げる（華山, 1969:202）。本章第2節で見たように、華山の著作での主たる主張は、生活再建措置の重要性である。「基準要綱」以前のダム水没移転においては、各起業者が工夫をこらした生活再建措置を実施していた。華山は被補償者のその後の生活状況を調べることでそのような生活再建措置の有効性、重要性を訴えたのである。特に代替農地の必要性を強調した。

その後、ダム水没補償の事例が重ねられるにつれ、華山が主張したような生活再建措置は、「基準要綱」第6条第2項（p.29参照）の拡大解釈と運用によって実施されていく。本章第2節で紹介した丸山は、「基準要綱」以降のダム補償事例の実態調査を通じて、代替農地・代替宅地の提供、職業訓練及び斡旋などが実際に行われていることを示す（丸山、1984:25-140）。また、県や地方公共団体が実施主体となる融資・利子補給制度が導入される地域もあった。丸山は、「基準要綱」以降は、農業から第二次産業、第三次産業への労働力の移動が起こると同時に、山村部から都市部への人口の移動が一般化するという社会情勢を背景に、代替農地の必要性はむしろ低くなったことを指摘する。

このように生活再建措置は一部華山の主張に沿うような形で実施されてゆくが、あくまで運用により実施されていたものであり、制度として規定されたものではなかった。

（5）「水源地域特別対策措置法」と「電源開発三法」

生活再建措置を制度化した規定は、河川関係については、1972年（昭和47年）の「琵琶湖総合開発特別措置法」の第7条と、1973年（昭和48年）の「水源地域対策特別措置法」（以下「水特法」と記す）の第8条に規定されたものが早い時期のものである²⁷。

「琵琶湖総合開発特別措置法」

（生活再建のための措置）

第七条

総合開発事業を実施する者は、当該事業の実施によつて土地に関する権利、漁業権その他の権利に関し損失を受けたため生活の基礎を失うこととなる者について、その受ける補償と相まつて次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、事情の許す限り、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

- 一 土地又は建物の取得に関すること。
- 二 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

²⁷ その他の法律では、「都市計画法」、「公共用地の取得に関する特別措置法」、「国土開発幹線自動車道建設法」に生活再建措置の規定がある。

(生活再建のための措置)

第八条

関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関する事。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関する事。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関する事。
- 四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関する事。

しかし、いずれの規定もあくまで努力規定であり、生活再建措置の活用は後のいわゆる「水源地域対策基金」の成立を待つ必要があった。「水特法」の目的は、丸山（1984）によると、①水源地域のダム事業等による過疎化の防止、②関連公共事業の実施に伴う地元地方公共団体の財政事情の悪化防止、③上下流の利害調整、④水没関係者の生活再建の確保、であったとされる（丸山、1984:22）。また「水源地域対策基金」は、生活再建措置のみならず水源地域と下流の受益地域の利害調整を目的としたものであり、水没移転者に生活再建資金の貸付や利子補給を行うことが主な事業内容である²⁹。「水特法」で努力規定とされた生活再建は、実際には「水源地域対策基金」の成立によって、財政的な裏づけができ、実施に移された。

また、「水源地域対策基金」は、水没移転者個人の生活再建のみならず、当該地域の振興等に必要な資金の貸付、交付も行う。ダム建設に伴う水没では、個人の財産以外に、公共施設（たとえば道路）が水没する。水没する公共施設への補償、いわゆる「公共補償」は、

²⁸ 「水特法」に基づく財政措置を受けるには、同法第2条第2項に基づく「ダム指定」を受けなければならない。指定を受けるダムは、「国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう」とされている。施行当初は30戸もしくは農地30ヘクタール以上であったが、その後1992年に20戸もしくは農地20ヘクタール以上に緩和。また、同法第9条第1項に定められる国からの補助率のかさ上げ対象ダムの指定は、施行当初200戸もしくは200ヘクタール以上であったが、1979年に150戸もしくは150ヘクタール以上に緩和された。また、補助対象となる事業についてもその後の複数回の政令により、たとえば老人福祉施設が追加されるなど、変更を重ねてきている。（番場哲晴（2004）「水源地域対策特別措置法とこの30年」Web版3, <http://www.soc.nii.ac.jp/jdf/Dambinran/binran/TPage/TPSuitoku.html>（『人と国土』（財）国土計画協会 2004年3月号（第29巻6号）69-72所収））

²⁹ 1976年（昭和51年）に利根川水系及び荒川水系に係る1都5県（東京、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬）による「利根川・荒川水源地域対策基金」を最初のものとして、複数の県にまたがるものが計8基金、1県内のものが11基金存在する。（8基金の詳細については、日本ダム協会（2005）:786-787を参照。）

1967年（昭和42年）2月に閣議決定された「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に基づいて行われ、存続する必要がある施設の場合は機能復旧を基本とする。「公共補償」は、「個人補償」とは別個の補償であるが、「個人補償」とあいまって、水没移転者や地域の生活再建に資する場合もあり、「公共補償」も含めて生活再建措置と捉える考え方も出来る。

1974年（昭和49年）に制定されたいわゆる電源三法（「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」、「発電用施設周辺地域整備法」）も、発電用施設周辺地域における公共施設の整備を図るための制度である。これにより「水特法」と同様に、自治体は交付金を受けて地域整備を行うことが可能となった。

以上のとおり、生活再建措置は、「個人補償」以外の「公共補償」の面でも次第に手当てが整ってきた経緯が存在する。

（6）生活再建措置の制度化

その後、ダムによる水資源開発は、厳しい逆風に見舞われる。平成に入って後の国家財政難や汚職・談合による公共事業全体へのバッシングと、環境保全運動の立場からくるダム建設反対運動である。これらはいわゆる「脱ダム」運動となってダム建設をますます困難なものとしている。そのような情勢の下、ながらく手がつけられなかった「基準要綱」の点検作業が、1995年（平成7年）から開始された。ただしそこで実際の点検の対象となったのは、閣議決定された「基準要綱」ではなく、その運用細則として存在する「用対連基準」（p.29参照）であったことは注意を要する。点検の必要性は、「基準要綱」決定時には想定できなかった社会・経済の変化などのため、運用での対応に限界が出つつあることと、「豊かさの実現」を目指して公共事業を進める立場からすれば、公共事業に協力する地域住民の生活再建の困難については、当然見過ごしできるものではなく、彼らが求める不安の解消についても、補償として真剣に検討する必要がある」（補償実務研究会編、1999:3）こととされている。具体的な見直しの視点の一つとして、「個々の生活再建の不安を解消するためには、さらにきめ細かい対応が必要である」という点を挙げている（同:4）。たとえば、「山間部において用地買収を受けた被補償者は、近傍に代替地がないため下流に移転して土地を取得するか現地で斜面地を造成するしかない場合が多いが、現行ではそれを可能とする補償がなされないため、被補償者に過度の負担が生じている」との認識から、「急峻な地形、生業の状況等特段の事情によって、移転先の造成に要する費用の全部または一部を補償することが生活再建上必要な場合に造成費用を補償すること」を「用対連基準」の改正（第58条の2）として行う（同:14）。最終的には1998年（平成10年）6月に「用対連基準」の改正が決定された。

このような動きは、これまで見直しがなかった「基準要綱」に対する点検作業として、また実務上きめ細かい対応を可能とするという点で意味がある。一方で、以下のとおり積

極的に評価できない理由もある。一つ目の理由は、生活再建を正面から認めることは行わず、「従来のいわゆる財産価値補償をできるだけ充実させるという方向」（同:4）で個々の規定の見直しを行おうとする姿勢を貫いたことである。「財産権補償」と「生活再建」は目的は同じであり、前者は補償手段として客観的かつ合理的に判断できる手段として財産に着目するのであるから、前者が適切に行われていれば後者は不要であるという（同:4）。しかしながら、そのような考え方は「基準要綱」制定時の考えとまったく変化がないものであり、きめ細かい対応が可能になることのベネフィットは、被補償者のことを念頭においてのものであるというよりは、迅速な用地取得が可能となりうるという点で起業者にあることを想定しているかのようである。もう一つの理由は、「基準要綱」という閣議決定の実施細則にあたる「用対連基準」は、起業者の連絡会組織が理事会で決定したものであり、私的な団体の内規以上の意味を持たないはずである。これが、政令と同じような重みを持って運用されていること自体、被補償者の立場から見た補償や生活再建の問題を、起業者側の用地取得に伴う副次的な問題としてしかみていない状況を示しているとも言えよう。

なお、「基準要綱」では挫折した生活再建措置の制度化の動きは、1991年（平成13年）には土地収用法に及び、改正後の土地収用法第139条の2においては、生活再建措置に関する起業者の努力義務を、不十分な規定ながらも土地収用一般に共通するものとして定めることとなった。

改正土地収用法より抜粋

（生活再建のための措置）（平成13年7月11日改正追加）

第139条の2 第26条第1項（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定によつて告示された事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失うこととなる者は、その受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、次に掲げる生活再建のための措置の実施のあつせんを起業者に申し出ることができる。

1. 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
 2. 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
 3. 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
- 2 起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるように努めるものとする。

以上、総括すると、日本におけるダム建設に伴う水没移転の補償制度の流れは、生活再建措置の制度化をめぐる動きであったと言える。「基準要綱」成立以前から必要性が認識されていたにもかかわらず、「基準要綱」に生活再建措置が盛り込まれることはなかった。しかしながら、実態としては「基準要綱」の運用で生活再建措置にあたる取組みがなされてきた。水資源開発や電源開発促進のための特別措置をうたう法律においては、そのような

生活再建を努力規定ではあるが制度化し、基金の設立などを通じて実行を可能にする仕組みを成立させ、さらには「公共補償」をもあわせて地域の再建を図るという道筋を通ってきたのである。しかしそれを正面から制度化するかどうかという点に議論が及ぶと、財産権補償が原則というスタンスを守る。近年の「基準要綱」点検作業の中では、財産補償による移転補償という原則があらためて確認された。生活再建措置は（人々の不満を緩和するために）運用としては実施するが、制度としては認めないという姿勢は、これらの補償基準やその実施が、あくまで起業者のためにあるという傾向を示す。後述する開発途上国でのプラクティスのように、「移転を新たな機会」というような方向には進んでいないと言える。

第5節 海外（特に途上国）におけるダム建設と水没移転

5.1 世界におけるダム建設と水没移転の概況

現在世界には 45,000 を超えるダムが存在する。第1章で述べたように、世界ダム委員会（WCD）は、4,000 万～8,000 万人がダム建設によって移転を余儀なくされたとの推計を示している（WCD, 2000:104）。個々のダムによる水没移転の規模では、前節で述べた日本の水没移転と水没者数で大きな差がある。マッカリー（p.22 参照）が様々なソースからの情報でまとめた移転を伴うダムの一覧（McCully, 2001:321-342）では、完成済みと建設中のダムあわせて 361 基のうち、移転者が 100 万人以上のものが 1 基、10 万人～100 万人未満のものが 25 基、1 万人～10 万人未満のものが 157 基、それ以外が 1 万人未満となっている。

5.2 世界銀行の取組み

現在、多数のダムが建設されているのは、いわゆる開発途上国においてである。開発途上国では、先進国がかつて行ったのと同じように、水資源開発を通じた生活の向上や経済の成長を目指している。その手段の一つとしてダム建設はいまだに有力である。しかしながら、第1章第3節で述べたとおり、現在では水没移転を伴うダム建設は問題視され批判されることが多い。このような状況下、途上国における移転を伴うダム建設の実践をリードしているのは、世界銀行である。ここでは、世界銀行の取組みを通じて、途上国における移転を伴うダム建設の実際を見てみよう

世界銀行は、1980 年に最初の「移転政策」（‘Resettlement Policy’）を制定した。その契機となったのは、世界銀行が支援した開発事業における、苦い経験であった。移転住民に対する途上国政府の補償が不適切な事例のみならず、補償が適切に行われても（補償金

がきっちり支払われても) 移転住民が悲惨な境遇におちいるような事例があったためである (Cernea, 1993:20-26, The World Bank, 2004:xxiv).

その後も、事業の現場や NGO などからのフィードバックを得て、世界銀行は移転政策の改善を進める³⁰。1988 年には初めて「移転政策」が公開され、1990 年には、既存の政策目標や手続きなどを統合し、「業務指示書」(‘Operational Directives’ 以下「OD」と記載)の一環として包括的な移転政策「OD4.30」が制定された。この「OD4.30」においては、明確かつ従うべき手続として、移転計画の作成や実施が、途上国政府とともに世界銀行スタッフにも義務付けられる。主なポイントは、ア) 移転は可能な限り避けかつ最小化すべき、イ) 移転は開発プログラムの一環と位置づけられるべき、ウ) 移転住民の生活水準や所得獲得能力は従前より向上するか最低でも同等のレベルに戻すべき、といった点であった。ここでは、移転政策として、単なる損失の補償ではなく、移転を伴う開発事業の便益を移転民も享受できるようにすること、もしくはより広い開発プロセス一般に移転民も受益者として参加できるようにすること、が主張された。

その後、2002 年には、「OD4.30」は「業務政策」(‘Operational Policy’ 以下「OP」と記載)の一部「OP4.12」に衣替えされ、より具体的な手続きを記した「世銀業務手続」(‘Bank Procedure’ 以下「BP」と記載)の「BP4.12」とセットで移転を伴う開発プロジェクトに適用されている。「OP 4.12」においては、以下の三つの目的にしたがって、具体的な補償の考え方、移転住民の生活向上のための施策、弱者 (Vulnerable Population)への配慮などと並んで、移転計画の作成、実施、モニタリング、などの手続き面の原則を指示している³¹。

[OP 4.12 の目的]

- ①負の影響を避けるもしくは最小限にとどめ、持続的な開発プログラムとしての移転を計画し実施する、
- ②移転住民に移転計画の策定・実施に参加する機会を与える、
- ③移転住民による生計と生活水準の向上の努力を支援し、少なくとも事業前のレベルにまで回復させる

³⁰ ここでまとめた世界銀行における移転政策導入の経緯やその後の歴史について簡潔に述べられているのは、Cernea (1993) 20-26 'Anthropological and Sociological Research for Policy Development on Population Resettlement' In Cernea M. and Guggenheim E.(eds.) "Anthropological Approaches to Resettlement -Policy, Practice and Theory-" Westview Press, Boulder Colorado, 1993 13-38 である。

³¹ OD4.12 及び BP4.12 はそれぞれ世界銀行の Web Site で閲覧可能 (OP は、<http://wbIn0018.worldbank.org/Institutional/Manuals/OpManual.nsf/toc2/CA2D01A4D1BDF58085256B19008197F6?OpenDocument> (2006 年 7 月 1 日閲覧) BP は、<http://wbIn0018.worldbank.org/Institutional/Manuals/OpManual.nsf/toc2/19036F316CAFA52685256B190080B90A?OpenDocument> (2006 年 7 月 1 日閲覧)。また印刷されたものでは、たとえば The World Bank (2004):371-398 を参照。

しかし、世界銀行でこのような政策が採用されたとしても、それだけで移転を伴う開発事業の問題や困難が解決するわけではない。世界銀行が導入した移転政策とそれに基づいて作成されるべき移転計画は、複雑なことを成し遂げようという試みである。住民移転の作業を単なる損失の補償ではなく、開発プロジェクトの統合的な一部にしようとするが、このために明確で特別な移転計画が必要となる。それは財産補償のように単純ではない。生活水準や所得の向上を目指す移転計画は、多数の関連する変数に配慮し、よく協調が保たれた対応が必要となり、かつ多数の組織を巻き込んだ長期間にわたる取組みとならざるを得ない。当然それに伴う複雑な責任とより高度なリスク管理が必要となるのである。そこで複雑な移転計画の立案・実施をスムーズならしめるために、世界銀行は 2004 年により詳細なマニュアルにあたる“**Involuntary Resettlement Sourcebook - Planning and Implementation in Development Projects**”を発行し、移転政策の標準化および効率化の努力を続けている。また、本章第 3 節で述べたように、世界銀行自身が過去の支援プロジェクトの事後評価を積極的に行っている。評価の結果には基本的には合格点を与えているものの、そこからはいくつもの教訓が得られている。たとえば、プロジェクト計画者（世界銀行スタッフを含む）がすべての負の影響を認識していない、もしくは認識してもそれらを緩和することが非常に難しくなった時点でようやく認識する、計画が単に狭い影響の緩和しか目指しておらず、移転により作られた地域の所得向上や生活向上の機会を見逃している、といった点である（The World Bank, 2004:xxv）。

移転を開発プログラムの一環として行うという世界銀行の主張は、近年、「移転を新たな開発の機会と捉えるべき」という形で主張されている（Picciotto, Wicklin, and Rice(eds.), 2001:137, The World Bank 2004:xxviii）。一見すると、本章第 3 節で紹介したスカダー達のように、「開発」への楽観的な期待を表明するスタンスと似通っている。もちろん、現在は住民参加や事前の社会経済調査といった手続きは大幅に充実しており、かつてのように住民の意向をまったく無視して事業者が準備したプログラムに強制的に従わせるといったことは、全く生じないとはいえないが少ないであろう。

しかしながら、移転住民を開発事業の受益者として内部化することは、移転住民をただの受益者として一面的に捉えることにもつながっていく。たとえば、世界銀行が移転住民の生活再建でもっとも重視している点は、「所得の回復（Income Restoration）」である。確かに重要な側面ではあるが、「所得」に焦点をあてることは、住民にとっての重要性だけではなく、本章第 3 節のチェルネアの IRR モデルの紹介のところでも議論したように、計測可能な客観的な基準足りうるという世界銀行にとっての現実的な理由も存在する。「所得」に焦点をあてることで、「開発の機会」は「所得獲得の機会」と読み替えられ、移転住民の「合理性」（特に経済合理性）に信を置いた移転計画を準備する傾向をもたらす³²。そ

³² たとえば、元の居住地から遠く離れても従前に比して広大な灌漑された農地を与えれば住民は常にそちらに移転を望むだろうと考えるような形で。かつては、移転住民のストレスを少なくするという発想から、むしろ遠くに移転させることは避ける傾向にあったが（Cernea

れば、個々の住民の主体的な選択や選択を取り巻く制約に対しては目を向けず、ホモ・エコノミクスとして一般化された移転住民を基礎においた標準化・画一化された移転政策の立案・実施に向かう。移転政策の結果、住民の所得が向上していないという結果が示されれば示されるほど、更に所得を上げるための選択肢を準備し、移転住民の経済合理性を懲遷するような働きかけが行われるのではないだろうか。IRR モデルをプランニング・ツールとして活用し、システムティックにかつ共通の移転政策を適用しようと試みることで、そのような傾向は強化されていると言えよう。

5.3 NGO の取組み

世界銀行をはじめとする援助機関や、途上国政府が、移転を伴う開発事業に対して慎重になり、かつ移転住民のための施策を導入するようになった経緯に、NGO は大きな役割を果たしたと言える。特に大きな契機となったのは、第1章で述べたインド・ナルマダ開発をめぐる紛争であった。簡単に繰り返すと、インド・ナルマダ溪谷におけるダム開発事業に対して、インド国内のみならず国際的な環境 NGO がネットワークを作り反対運動を行った。その結果、事業を支援していた世界銀行と日本政府は援助から撤退した。世界銀行は、NGO の反対運動に対応して、独立した調査委員会を設置し、インド政府が実施しようとしていた移転計画のレビューを行った。その結果、移転計画の適切性や実行可能性が認められなかったことが、世界銀行の撤退の大きな理由となったのである。この独立調査委員会は、後に世界銀行の「査察委員会」(Inspection Panel) として制度化され、世界銀行の支援するプロジェクトで被害を受けた(また受ける恐れのある)個人が、第三者からなる査察委員会に直訴することが可能となった。この査察委員会の設置に典型的に見られるような、援助機関の手続きの改善や、途上国政府自身の開発事業への取組み方など、実務上の改善は、主に NGO などからの圧力によって実現してきた面も強いと言える。

世界銀行など開発を推進・支援する側と、NGO などの開発を批判する側との間には、一見圧力と妥協という形でコミュニケーションが成立しているが、現実にはそこにはやはり分断が存在している。開発推進側は、開発をあくまでも所与のものとして、手続きの民主化や影響を受ける人々の救済の途を用意することで批判に応えているが、根本的な開発を推進する姿勢が大きく変わったわけではない。一時期退潮したインフラ事業への支援も近年は復活しつつある。一方、NGO の側も引き続き監視と批判を続け、個別の開発事業を阻止することではたまに成果はあげるものの、移転を伴ってまで行われる開発の流れを転換することはできずにいる。そこには、移転住民を被害者としてあまりにも一面的に捉える見方が影響していると思われる。世界銀行が主張する「移転を(移転民にとっての)

1993:25)、現在は(移転住民が持つと想定される)「合理性」への信頼がそのようなストレスへの考慮に大きく勝るようになってきているようである。ところが現実には常にそのような選択肢を住民が希望するとは限らない。

新たな開発の機会に」というような主張も、批判的勢力から見れば、移転を伴う事業を強行するための方便(方策)に過ぎず、真に移転住民のために考えているとは捉えられない。したがって、「移転を新たな機会に」といったような主張を、相互のコミュニケーションの土台にすることも困難となっている。

5.4 世界ダム委員会

世界ダム委員会 (World Commission on Dams) は、実際には分断が深いダム開発の推進側の立場と、反対の立場の双方が妥協点を探る試みとして 1998 年に設置され、2000 年にその最終報告書を公表した。そこでは、移転だけにとどまらず、ダム全般の便益、コスト、環境(生態系など)への影響などが、包括的に検討された。そして、ダム建設のための新たな意思決定のフレームワークを考案しようとしたのであった。

既存のダムの評価、利害関係者との公聴会などを重ねて、ダム開発推進側と反対側の双方の代表を含んだ 12 名の委員は、2000 年 11 月に最終報告書を発表する。この報告書においては、ダム開発がこれまでもたらした便益を評価する一方で、環境や社会に与えてきた影響の大きさを指摘する。そして、今後のダム開発のための新たな意思決定のフレームワークとして、「権利・リスク」アプローチ (‘Rights and Risks Approach’) を提唱する。これは、ダム建設に伴って誰のどのような権利が影響を受け、誰にどのようなリスクが生じるのかを把握し、それら関係者の交渉を通じて水資源開発の可否、姿、方向を決めようという主張である。その基礎として、公正 (Equity)、効率 (Efficiency)、参加型意思決定 (Participatory decision-making)、持続性 (Sustainability)、説明責任 (Accountability) という共通価値を設定し、個々の決定や議論をこれらの価値に照らして評価するとする (WCD, 2000:197-211)。更に 7 つの戦略的優先事項 (Strategic Priorities) を定め、それぞれについて 5 つの重要な意思決定時点 (Key Decision Points) を設定したうえで、全部で 77 の重要な判断基準 (Key Criteria) を提唱する。最終的には、意思決定のためのガイドラインとして、26 の提言を行う³³。たとえば、水没移転と補償に関係したものとして捉えられるのは、移転住民の貧困化リスク分析の活用や、事業者と移転住民など影響を受けるすべての関係者の間で法的拘束力がある「緩和・移転・開発計画 (Mitigation Resettlement Development Action Plan:MRDAP)」を締結することなどが挙げられている (WCD, 2000: 297-300)。

世界ダム委員会はレポートの終章で、このレポートはブループリントではなく、すべてをそのまま実施に移すことはできないだろうが、今後の議論の共通の土台は出来たはずであり、信頼もなく破壊的な対立によっていたこれまでの議論のトーンは変えることができた、と述べる (WCD, 2000:310-311)。にもかかわらず、そのような土台が本当に用意されたのかどうかは疑わしい。そのことは、委員の一人であり、ナルマダ開発反対運動の主

³³ これらの項目の詳細については、WCD, 2000:Chapter8-10 を参照。

導者であったメダ・パトカー (Medha Patker) が、「報告書作成の過程や多くの発見や提言を裏書するために報告書にサインはする。しかし、底流にある「開発」モデルを否定するため、また善意の多くの言葉と、既得権益によってゆがめられた実践における変化との間の巨大な隔たりについて警告するためにも、この意見書を添付することを要望する」(WCD, 2000:322) として最終報告書に意見書を添付していることに象徴される。また、具体的提言についても、国際的 NGO などの連名の要望書にもかかわらず、その技術的・経済的実現困難を理由に、すべてが開発途上国を含む関係する政府や援助機関の新たな手続きにその多くは盛り込まれていない。

第6節 まとめ—本研究の位置づけ

これまで、実務型研究と運動家型研究という二つの軸で、日本および海外の先行研究を概観してきた。また現実の政策の世界では、生活再建措置が重視されつつあるが制度化に至らない日本の状況、海外では世界銀行が中心となって移転者を受益者にするという方向で移転政策の整備が進んできた様子、開発に伴う移転を批判する勢力との間には、議論の分断が変わらずに存在する状況などを説明してきた。本章の最後に、これらの先行研究や現実の政策の世界に欠けている部分を埋める試みとしての本研究の意義について説明する。

本研究は、どちらかと問われれば実務型のものであると言える。調査の結果を日本の実務に活用することはないと思われるが、開発途上国で行われるプラクティスに対して、なんらかの有益な知見を抽出することを目標のひとつとするからである。ただし、2つの点で留保がある。そしてその留保こそが、本研究の特徴となる点である。

まず一つ目の留保は、実務型研究が持っているような前提、つまり「移転を伴う開発」の必要性、さらには「開発」一般を所与のものとするという前提について筆者は無批判であってはならず、「(移転を伴う) 開発」の必要性を問い直す姿勢は重要であると考えている点である。しかし一方で、従来行われてきた「開発」を問題視する姿勢は、その全否定と同じではない。そのような問題意識を具体的に本研究に取り込むために試みたのが、中長期的な帰結 (数十年単位の帰結) について調査し考察することである。従来の先行研究では乏しかった中長期的な観点を持ち込むことで、「移転を伴うような開発」(もしくは広く「開発」一般) の意味を問い直す足がかりにすることができるのではないかと考える³⁴。

³⁴ 先行研究の中でも数少ない例外である中長期的な帰結の調査が行われた Viegas (1992) などを含む Thukral(1992)では、移転住民を対象とした中長期的な調査は、資料や関係者 (事業者側も移転者側も) が散逸し十分には得られず困難であることを述べている (Thukral, 1992:12)。日本の事例でも同様に資料や関係者の限界があり、多くの事例で同様の調査を行うことは困難かもしれない。また、本調査研究の範囲内では開発を問い直す作業は着手したという程度のものであり不十分であり、今後の研究課題の一つである (第5章第4節参照)。

もう一つの留保は、分析の焦点に関するものである。本研究では、移転を迫られた人々を主体として捉え、彼らの選択に焦点をあてること試みる。本章第1節で述べたように、実務型研究の前提は、移転を伴うような開発の是非を問わない。それは、問題解決のために移転者を受益者にする、つまり外部コストであったものを内部化するといった発想を生み出す。一方、運動家型の視点では、移転を伴うような開発はあってはならないものとされる。つまり移転者は犠牲者もしくは被害者としてのみ捉えられ開発を批判する上での先鋒とされる。いずれの見方においても、移転する人々をきわめて一面的にしか捉えていないと思われる。あくまで捉える側の立場を反映した住民像とでも言えるかも知れない。しかし、現実には移転を迫られる人々は、状況や政策に翻弄されるときもあれば、しっかりと地につけているときもあり、常になんらかの選択をしてきているのではないだろうか。つまり一方的な犠牲者でもなく、一方的な受益者ではない、現実を生きる主体としての移転住民に目を向ける必要があると考える。

次に現実の政策との関係を見てみよう。前節で述べたように、日本と世界とを問わず、移転する人々の生活再建を重視する方向は確かに存在する。しかしそれらの方向や現実の取組みは、起業者もしくは開発を推進する側の便宜を図るという意味合いが強く、真に移転する人々の立場にたったものであるかという疑問が生じる。移転住民を受益者にし、移転を新たな機会にしようという方向は、移転住民を一方的に受益者に取り込もうとする考え方でもある。そこで住民に与えられるべき機会は、政策立案・実施者から見た「住民の」所得獲得の機会であり、チェルネアの IRR モデルに見られるように移転住民が持っているべき（と政策立案・実施者が考える）「合理性」に依拠したものである。それらの「（与えられる）機会」がどの程度「住民の望んだ機会（もしくは望んだ結果）」と合致しているかについて、確固たる信念や評価はないのが現状であろう。一方、開発を批判する側は、個別事業や移転政策のレベル以上には実効性のある議論を展開できずにいる。「開発」に対する漠然とした信念が、権力や資本による操作を通じて人々の間に強固に植えつけられているがために、自らの主張が広く受け入れられず世界を変えることができないと考え、移転住民の悲惨さを強調することで、そのような状況を揺さぶろうとする。

ここで見られるのは、前者と後者それぞれの議論や行動の背景に、移転住民を一方的に受益者にしようという考えと、一面的に犠牲者として捉える考えが存在しているということである。そのような両者の間では「開発」のあり方についての議論は成立せず、お互いの立場は分断されたままである。その分断は、世界ダム委員会のような試みを通じても統合されることはなかったのである。

欠けているピースを見出す作業、分断の間隙を埋める作業として必要なことは、一方的な受益者でも一方的な犠牲者でもなく移転住民を主体として捉えその選択を見つめなおすこと、移転の中長期的な帰結を見つめなおすことではないだろうか。そのような調査の結果とその積み重ねを土台にすれば、移転を伴うような（もしくは一般的に）開発というも

のの意味を考え直す作業が出来ると考える。また同時に、現在の移転政策に大きな影響を持つ世界銀行の基本的な発想である、「合理性」に基づいた標準化・画一化された移転政策や IRR モデルの限界について考察することは、現実における分断がこれ以上広がらないためにも必要であると考えられるものである。

以上総括すると、本研究は、移転を迫られた人々の選択に焦点をあて、中長期的な帰結をみることによって「開発」の意味を問い直すことをも射程に含めた、実務型の研究として試みられたものである³⁵。

³⁵ ごく最近になって、筆者の研究の視点と似通った視点を持つ二つの研究が出版された。一つは、松本悟（2005）「水と森に支えられた生活と開発：ラオスのある小さな村の 30 年」（佐藤寛・青山温子編、シリーズ国際開発第 3 巻『生活と開発』日本評論社、2005：127-150）である。松本は、ラオスの小村における、ナムグムダムによる移転、ダム湖水位低下対策としての導水事業による更なる耕地の喪失、その後生じた他村からの近傍への移転者との軋轢など、「開発」が持ち込まれることによって生じた人々の暮らしの変容を記述する。運動家型の研究と位置づけられるが、開発援助の社会的影響を「視点をプロジェクトではなく村人の側に置くとどうなるのか」（松本、2005:146）との観点から、かつ中長期的な視点で記述したものである。

もう一つは、町村敬志編（2006）『開発の時間 開発の空間－佐久間ダムと地域社会の半世紀』（東京大学出版会、2006）である。【これは、1999～2001 年度、2002～2004 年度に実施された科研費基盤研究(B)(2)の成果を一部所収論文を入れ替えるなどして再編したものである。元の報告は、『開発の時間 開発の空間－「佐久間ダム」再考－』（町村敬志、開発史研究会編（一橋大学大学院社会学研究科）2004「ポスト成長期における持続可能な地域発展の構想と現実－開発主義の物語を超えて－」科学研究費（基盤研究(B)(2)）報告書（2003 年度）として発行されている。】この大部の研究は、日本の戦後の長期の歴史的な文脈の中で、「「開発」を推進していった構造と心性の相互連関を明らかにしていくことを目指す」（町村、開発史研究会編 2004: 1）という興味深いものである。詳細には立ち入ることができないが、以下にあげる特徴が筆者の視点と重なりあうものである。まず、歴史社会学の一環として、ダム建設後半世紀を迎える佐久間町（2005 年に浜松市に合併）をとりあげる中長期的な視点がある。また、佐久間町に暮らす人々への意識調査を通じて、「巨大開発という出来事を、佐久間町とその住民は、一方的な犠牲者でもなく、単なる受益者でもないあいまいな存在として経験していく。」と捉えている（町村編、2006:192）。そして、ダム完成以降急激に人口が減少し、独立した自治体としても終焉を迎える佐久間町を、「「縮小していく社会」の最前線」（同：18）と見て、そこに、ポスト開発、脱開発が模索される様子を見出そうとしている。

第3章 事例研究 井川ダム建設と水没移転

本章と次章においては、先の2章で述べた問題意識に基づき、日本のダム建設と水没移転事例として、静岡県大井川上流に建設された井川ダムとその水没移転補償を採り上げる。本章では井川村³⁶の概況とあわせて、ダム建設計画の経緯、補償交渉から交渉妥結にいたる経緯、補償に関する合意事項、補償の実施状況を説明する。

図3.1 現在の井川所在地地図



(筆者作成)

第1節 調査研究の対象と方法

本研究においては、1954年から建設が開始された中部電力株式会社の井川ダムと、ダム建設に伴う水没移転者の生活について追跡調査を行った。

まず、対象となった井川ダムであるが発電専用のダムとして、中部電力が建設したダムで、1954年（昭和29年）に着工、1957年（昭和32年）完工の高さ103メートルのホロー・グラビティタイプ（コンクリートでかつ中空の堤体を持つ重力式ダム）である。有効貯水量は125百万立方メートル、付設する井川発電所の最大出力は62,000kWである。このダム建設に伴う湛水面積は442ヘクタールで、昭和27年当時の井川村の全世帯数553世帯中、約3分の1にあたる193世帯が水没移転を迫られた。（諸元は表3.1参照）

³⁶ ダム建設当時の行政区分名安倍郡井川村にしたがって、本章においては、「井川村」の名称を使用する。地域としては現在の静岡市葵区井川と同じである。

表 3.1 井川ダム及び発電所の諸元

ダムの高さ	103.6m
有効貯水容量	125 百万 m ³
湛水面積	422 h a
最大出力	62,000 kW
水没戸数	193 世帯 (全世帯数 553 戸)

(出所：中部電力資料より筆者作成)

図 3.2 井川ダム



(筆者撮影)

調査の方法であるが、50年以上前の建設事業であることから、建設当時の関係者にインタビューを行うことは、ごく一部の例外（補償交渉当時のダム対策委員会主要メンバーへのインタビューが可能であった）を除いては困難であった。とりわけ当時の中部電力、静岡県関係者には、インタビューは行っていない。したがって、ダム建設から補償をめぐる経緯、補償内容については、一部キー・インフォーマントへのインタビュー結果も踏まえているが、もっぱら既存の文献資料に依拠している。

一方、井川村西山平地区（現静岡市葵区井川西山平）に現在居住中の住民に対して、標準化された質問状を利用して、世帯ごとにインタビューを行った。全 24 世帯のうち、時間の都合や個別の事情によりインタビューを行き得なかった 5 世帯を除き、19 世帯に対し

てインタビューを実施した（詳細については、第4章参照）。

井川ダムを事例としてとりあげた理由は以下の2点である。一つは、日本における数少ない現物（代替）補償の事例であること、もう一つは、移転の中長期的な帰結を検証できる事例であること、である。

第2章第4節で述べたとおり、日本の水没補償は、1962年（昭和37年）の「基準要綱」の閣議決定以降は、運用により生活再建措置が拡充されてはきたものの、金銭補償が原則である。しかし、それ以前のダム建設事業の中には、起業者が異なる取組みをした例もあり、井川ダムは、本章で詳述するとおり、現物（代替）補償を試みた数少ない事例の一つである。一方、世界銀行が中心となって整備されてきた現代の開発途上国における水没補償は、現物（代替）補償が利用されることも多い。たとえば、土地を失うことで生計を回復できないリスクが高いとみなされると、失った土地の対価としての現金を補償金として支払うよりも、同等の（もしくはそれ以上の）土地を補償として提供することが望ましい、といった考え方がされるようになっていく。したがって、現在の開発途上国でのプラクティスに合致したものとして、日本の経験を振り返ることが出来る事例である。また井川においては、最終的には水没世帯のほぼ半数が金銭補償を選択し村外に移転した。そこでは、現物（代替補償）と金銭補償の双方があり、人々の選択の内実を見るのに適しているとも言える。

ダム建設に伴う水没移転を研究するにあたり、第2章第6節で、中長期的な帰結を検証することの重要性を述べた。井川ダムの事例は、50年という歳月を経てなお、移転した人々が移転地に暮らしており、人々の選択やその帰結を見るのに適した事例である。当然、時間を経ていることによる調査上の困難もあるが、井川ダムの補償については、ダム建設当時、現物補償という新しい試みであるという認識が広く存在し、様々な形での調査研究や記録が残されていることも、事例として採り上げるうえでプラスの要因であった。

以上のとおり、本研究においては、既存の文献や統計資料及び一部インタビュー調査に基づき、井川村、とりわけ西山平地区での人々の選択とその帰結について調査を行った。

第2節 井川村の概況

本節では、井川村の歴史と概況を簡単に見ておこう。

2.1 井川村の地理的状況

井川村は大井川の最上流に位置し、静岡県最北の村である。東西12キロ、南北68キロの南北に細長い地域であり、面積はおよそ500平方キロ、北は長野県、山梨県と県境を

接している。井川村は南アルプスの玄関口となっており、村の北部には 3,000 メートル以上の山岳が連なっている。「北部は山脈相連なり、井川村田代以北に至っては愈々山岳重疊して大井川の上流其溪間を流るるのみにして更に人跡なし」と言われていた（静岡県安倍郡教育委員会(編), 1972:1). 村の中心部(大井川沿いの谷筋)の標高は 650 メートル前後で、年平均気温は 10 度～12 度、年降水量は 2000～3000 ミリであり比較的雨が多い(中部電力(編), 2001 など).

流域としては大井川流域に位置するが、行政上は、安倍川流域の町村とあわせて安倍郡に含まれていた。交通の便も、大井川沿いに本川根からあがってくる道は極めて厳しくほとんど通行には使われなかった。むしろ、東南に大日峠を徒歩で越えて安倍川沿いに静岡市に抜けることがほぼ唯一の物資や人の通り道となっていた。物資は大日峠にかけて人の背もしくは約 6 キロメートルの長さの索道を利用して運搬されていた。したがって、大井川の右岸に位置する村の中心部から、大井川左岸の集落、さらには峠をひとつ越えた集落(口坂本部落)までが井川村となっていた(次項 図 3.3 参照).

ダム建設以前は、大井川沿いの 17 の集落、つまり西、門間(もんま)、薬沢(やくさわ)上、薬沢下、中野上、中野下、橋場、中平、島尻、島和合(しまわごう)、閑蔵(かんぞう)、大島、田代、小河内、中山、上坂本、岩崎と、大日峠側の開拓、更に峠を越えた口坂本(くちさかもと)西、口坂本東の、つごう 20 の部落が井川村を構成していた(静岡県安倍郡井川村役場, 1953:2).

土地は山がちであり、総面積の 90%以上が山林である。

表 3.2 土地台帳による項目別面積(昭和 28 年 5 月)

項目	面積(単位: 畝)
田	403
畑	130,502
山林	3,018,012
原野	945
保安林	84,977
計	3,234,841

注: 1 畝未満を切り捨てているため、合計は一致しない

(出典: 静岡県安倍郡井川村役場, 1953:9)

図 3.3 旧井川村略図



出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953

2.2 井川村の来歴

井川においては、縄文時代中後期から人が居住していたようであるが、歴史上は、1500年代（16世紀）に海野（うんの）氏が信州から入村して以降、その来歴がつまびらかになる。一時期、金山による盛況があり、その後江戸時代には天領となり木材の供給地として発達する（中部電力(編), 2001:181）。

井川村の名称が正式に行政名として登場するのは、1889年（明治22年）のことである。同年施行の市制・町村制により、大井川流域では106の町村が20の町村にまとめられた。その一環として、当時の静岡県安倍郡口坂本村、中野村、岩崎村、上坂本村、小河内村、田代村、薬沢村、上田村の8集落をまとめ安倍郡井川村が誕生した。

その後、1953年（昭和28年）にも「町村合併促進法」により、静岡県の町村数は268から94とほぼ3分の1に減じられたが、井川村はそのまま存続した。そして、1969年（昭和44年）1月に静岡市に合併され、静岡市井川となる（中部電力(編), 2001:168）。

現在は、平成17年（2005年）の静岡市と清水市の合併に伴い、井川は静岡市葵区に編入され、静岡市葵区井川が行政上の名称となっている。

2.3 人口

1950年（昭和25年）当時、井川村の人口は2,992人であった。その後、1955年（昭和30年）には、5,224人、1960年（昭和35年）には、8,236人と大幅に増加し、ピークを迎えるが、これは、井川発電所およびその上流の畑薙（はたなぎ）発電所の建設工事実施に伴う増加であった（中部電力(編), 2001:180）。

ダム建設前の人口の変遷を表3.3に掲げる。人口の動きは、現状維持ないしは漸減傾向にあったが、もっぱら厳しい自然条件と産業構造が規定するものであったと言える（日本農業研究所, 1957:133）

昭和27年頃からの増加は、ダム建設関係者の流入によるものである。昭和27年の数字は不明であるが、昭和28年は617世帯中71世帯、昭和29年は703世帯中185世帯、昭和30年には802世帯中249世帯がダム建設関係者であり、大幅に増加していった。

表 3.3 [ダム建設前後の井川村人口]

年次	世帯数 (単位:戸)	人口(単位:人)		
		男	女	計
大正 9	NA	NA	NA	4,325
14	NA	NA	NA	3,498
昭和 5	554	NA	NA	3,152
10	551	NA	NA	3,244
15	NA	NA	NA	3,056
20	486	1,427	1,501	2,928
21	489	1,399	1,425	2,824
22	495	1,568	1,426	2,994
23	495	1,568	1,426	2,994
24	535	1,509	1,443	2,952
25	543	1,517	1,475	2,992
26	535	1,450	1,462	2,912
27	553	1,440	1,433	2,873
28	617	1,922	1,581	3,503
29	703	2,010	1,710	3,720
30	802	2,180	1,939	4,119

(出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953，日本農業研究所，1957より筆者作成)

2.4 産業

井川村の産業別の人口に関する当時の統計を以下に掲げる。表より明らかなおおりに、人々の大半が従事する主要な産業は農業と林業であった（表 3.4 参照）。

表 3.4 産業別戸数（昭和 26 年 4 月現在）

業種	農業	林業	建設	製造	卸小 売	金融 保険	運輸 通信	サ ー ビス	公務	無業	不明	合計
戸数	305	105	17	11	15	3	9	16	17	10	25	533

(出典：静岡県総合開発事務局，1955:25)

その後、昭和 28 年にダム建設が始まると、農業、林業の従事者は減少し、建設、電気、商業などの戸数が増加する（表 3.5 参照）。

表 3.5 産業別戸数（昭和 28 年及び昭和 29 年）

業種		農業	林業	建設	電気	製造	サービス	商業	通信 運輸	公務	公益	無業	合計
戸 数	28 年	271	116	94	17	11	7	16	1	38	18	28	617
	29 年	252	98	118	96	13	18	45	6	41	19	8	703

（出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953:12 及び 同，1954：13）

井川における主要産業であった農業は，山がちな自然環境もあり，一世帯あたりの耕地所有面積は小さかった．米作がごくわずかしかなされていなかったため，主食は焼畑による雑穀に頼り，自給自足的な色合いの強いものであった．「このような零細経営，稗食，焼畑式農業を行っていることが，井川の農業を一般に原始的農業という所以である」と総括される状況であった（静岡県総合開発事務局，1955:30）．

表 3.6 自小作別農家戸数及び経営農用地面積 昭和 27 年 5 月現在

種別 区分	総数		自作		自作兼小作		小作兼自作 (含む小作)	
	農家戸数	面積	農家戸数	面積	農家戸数	面積	農家戸数	面積
3 反未満	192	3,577	99	1,878	29	534	64	1,164
3～5 反	239	5,151	88	3,497	23	896	18	756
5 反～1 町	73	4,972	55	3,727	4	300	14	944
1～1.5 町	18	2,226	16	1,993	2	233	-	-
1.5～2 町	7	1,252	5	877	2	374	-	-
2～3 町	3	757	3	757	-	-	-	-
総計	422	17,937	266	12,732	60	2,339	96	2,865

注：面積の単位は畝（≒アール）．1 畝未満を切り捨てているため面積合計は一致しないことがある．

（出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953:16）

上記表によれば，農家 1 戸当たりの経営面積は，4 反 2 畝（およそ 42 アール）であり，5 反以下の農家が 76%を占める．

表 3.7 主要農作物経営状況

種別	作付面積 (単位: 反)			生産高			栽培戸数 (単位: 戸)		
	27 年	28 年	29 年	27 年	28 年	29 年	27 年	28 年	29 年
水稲	19.7	13.2	14.8	25 石	17 石	16 石	30	30	21
大麦	348.0	348.0	260	297 石	297 石	208 石	394	394	394
小麦	31.0	31.0	20	25 石	25 石	10 石			
裸麦	11.0	11.0	5	11 石	11 石	3 石			
馬鈴薯	48.0	48.0	48.0	7,600 貫	7,600 貫	7,600 貫	NA	NA	NA
ひえ	NA	193.4	NA	3,000 貫	2,500 貫	1,600 貫	NA	NA	NA
あわ	NA	69.0	NA				NA	NA	NA
だいず	NA	70.6	NA				NA	NA	NA
あずき (乾)	NA	70.2	NA				NA	NA	NA
甘藷	NA	181.0	NA	40,000 貫	24,000 貫	19,000 貫	NA	NA	NA

(出典: 日本農業研究所, 1956:140 に静岡県安倍郡井川村役場, 1953, 1954, 1955 を参考に加筆)

上記によれば、米はわずか 30 戸ばかりが作付けしているのみであり、その規模も 1 戸あたり 4.4 畝から 6.6 畝であり、3,000 人近い人口を支える主食とするには不十分である。主食は雑穀に頼ることになり、森林伐採の跡地を焼いて、ひえ、あわなどを栽培することが通常であった。ダム工事以前には、村として食料米の配給も受けていた。また、耕地面積が小さいことから、家庭内の男子労働力はむしろ山林労働に従事し、農耕の大部分は女性によっていた (静岡県総合開発事務局, 1955:27-32)。

他に、商品作物となりうるものとして、しいたけ、茶、山葵があったが、その規模や市場への運搬の問題があり、いずれも主要産業となるようなものではなかった。

次に、農業について多くの住民が従事する、林業について概観する。

土地台帳上の山林面積は、30,180 町 (表 3.2 参照) であるが、実際には、全村面積の約 90%、つまり 45,000 町近くあったのではないかと推定されている (日本農業研究所, 1956:140)。土地台帳に基づく所有状況は表 3.8 のとおりである。

表 3.8 山林（土地台帳に基づく）の所有状況（昭和 22 年 11 月調）（単位：畝）

所有区分	村 内	村 外	計
個 人	271,992	733,207	1,005,199
会 社	-	1,569,421	1,569,421
村 有	443,392	-	443,392
合 計	715,384	2,302,628	3,018,012

（出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953:9）

山林面積のうち、約 8 割が村外地主の所有となっている。これは多くが東海パルプ株式会社の社有林³⁷であった。村内の個人所有も 2,700 町以上ある。しかし、村内所有面積の分布を見ると、1 町歩以下の零細所有者と無所有者が 553 世帯中それぞれ 190 戸、52 戸ある。一方で、43 世帯で村内個人所有林のうちおよそ半分を所有していることになる。つまり、山林所有については明瞭な偏在傾向があった。

表 3.9 民有林の広狭別戸数とその所有総面積（1952 年（昭和 27 年）土地台帳に基づく）

	村内所有				村外所有		
	戸数		面積		所有者数	面積	
	戸	%	町	%		町	%
1 町以下	190	37.9	129.6	0.6	-	-	-
1～5 町	145	28.9	607.5	2.4	-	-	-
5～10	18	13.6	617.3	2.5	-	-	-
10～30	48	9.6	1,256.7	4.5	-	-	-
30～50	33	7.6	1,885.0	7.4	-	-	-
50～100	12	2.4	1,039.8	4.1	7	646.1	2.1
100～500	-	-	-	-	6	1,615.8	6.8
500～1000	-	-	-	-	3	2,150.6	8.6
1000 町以上	-	-	-	-	2	5,759.0	61.3
計	501	100.0	5,535.9	21.5	18	20,171.7	78.5

（出典：静岡県総合開発事務局，1955:28 及び 日本農業研究所，1956:141）

伐採量については、以下の表 3.10 を見る限り、ダム建設前から徐々に伸びていたが、ダ

³⁷ 東海パルプ株式会社は、現在も井川に大規模な社有林（24,000 ヘクタール以上、山手線内の面積の 4～5 倍）を保持している。詳細は、以下の同社 Web Page 参照。

<http://www.tokai-pulp.co.jp/company/syayurin.html>（2006 年 7 月 1 日閲覧）

ム建設が始まって以降も減少していないことがわかる（更に詳細については、第4章にて触れる）。

表 3.10 林業経営状況（造林面積，伐採面積，伐採量）

年次	伐採量（単位：石）	伐採面積（単位：町）	造林面積（単位：町）
昭和 21 年	110,000	NA	NA
22	120,000	NA	NA
23	155,000	NA	NA
24	155,000	NA	NA
25	165,000	NA	8
26	175,000	NA	132.2
27	170,000	455.8	182.8
28	181,800	361.2	235.8
29	220,000	434	229
30	NA	NA	NA
31	210,000	274	188.7

（出典：日本農業研究所，1956:146 及び静岡県安倍郡井川村役場，1953, 1954, 1955, 1957）

2.5 その他

当時の井川村には，中学校が1校，小学校が2校，小学校分校が3校存在した。生徒数も人口全体と同様に，ダム建設による人口流入に応じて増加した（表 3.11 参照）。

表 3.11 井川 学校生徒数

	井川中学校	井川小学校	口坂本分校	大日分校	閑蔵分校	北小学校
昭和 28 年	239	211	46	16	13	124
昭和 29 年	238	267	43	11	14	136
昭和 30 年	320	302	47	11	18	155
昭和 31 年	274	348	49	17	14	161

（出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953, 1954, 1955, 1957 を元に筆者作成）

第3節 ダム建設計画と補償交渉の経緯

ダム建設計画と水没移転補償をめぐる交渉の経緯は表 3.12 (p.55,56) のとおりである。

井川における発電のためのダム建設計画は，古くは 1907 年（明治 40 年）前後にまでさかのぼる。1906 年（明治 39 年）に大井川水力電気株式会社が，井川に取水口を持つ水力

発電計画を立て、静岡県知事の下承を得たが実現しなかった。この水利権を同年に設立された日英水力電気（株）が継承、大井川流域での複数の発電計画と、東京市等への電力供給権を獲得し、発電計画の一環として井川での調査測量を開始した。英国人が井川に入り1908年（明治41年）にも同様の測量が実施されたが、計画は実現せず、水利権はその後複数の電力事業者の間で継承されていく（中部電力(編), 2001:442,524）。

その後、第2次世界大戦後、旧日本発送電株式会社が1951年3月に解散、1951年5月に中部電力が設立され、幾度かの設計変更や地点変更を経て、最終的に現在のダム地点（井川村島和合）が決定された。

表 3.12 井川ダム計画と移転補償関係事項の経緯

明治 40, 41 年	井川ダム調査
昭和 23 年 (1948 年) 8 月	静岡県大井川総合開発調査委員会設立
昭和 26 年 (1951 年) 5 月 1 日	中部電力設立 (設立当初より「井川調査所」を設置, 計画策定をすすめる)
昭和 27 年 (1952 年) 3 月	ダム対策委員会設置 (19 名)
4 月	村代表数十名と中部電力の最初のダム建設に関する交渉 (全面反対)
4 月 1 日	井川ダム対策委員会より中部電力への照会文
4 月 14 日	中部電力より井川ダム対策委員会の照会文書への回答
4 月 27 日	井川村より中部電力への再照会文書
5 月 (6 月?)	同上 拡大 (66 名) 栗山村長が会長就任
5 月 12 日	静岡県知事による計画公式発表
5 月 15 日	静岡県総合開発事務局 第 1 回調査隊入村
5 月 20 日	中部電力より井川ダム対策委員会の照会文書への回答
6 月 9 日	中部電力建築部事務長 来村 協力要請
6 月 28 日	中部電力より井川ダム対策委員会の照会文書への回答 (?)
7 月	専用軌道延伸工事 (千頭~大井川ダム間改修および, 西山沢までの延長) 着工
8 月 22 日	対策委「ダム建設に伴う補償要求書」を中電に提出 (8 月 23 日?)
12 月? 日	中電 井川水力建設所 (現地事務所) の開設
12 月 20 日	中電との交渉開始 (21 日?)
??	村ダム対策委員会 小委員会設置 (35 名)
昭和 28 年 (1953 年) 1 月 10 日	県運営課長 「新しい村造り」計画を対策委に発表
3 月 10 日	中部電力より対策委員会に対するむらづくりの補償についての回答
3 月?	同上修正文書 (4 月 6 日?)
4 月 18 日	ダム対策委員会に中部電力大曾根事務長出席 (交渉決裂)
4 月 26 日	井川ダム対策委員会より中部電力への補償修正要求書
4 月 27 日	栗山村長 静岡県知事に面談 補償三大原則を求める
5 月 7 日	中部電力の最後案に対する井川ダム対策委員会よりの話合要望書
5 月 7 日~	栗山村長以下対策委員 22 名静岡市に出張, 中電と交渉
5 月 15 日	慰謝料に関する知事裁定
同日	補償交渉妥結 (協定書調印)
5 月 17 日	対策委員会にて承認 工事着工を容認
9 月	井川ダム第 1 次仮排水路工事着工
昭和 29 年 (1954 年) 4 月 1 日	専用軌道延伸部分開通 (9 月?)
7 月	井川ダム建設工事実施認可取得, 間組との工事契約, 着工

	11月21日	奥泉発電所着工（1月？）
	12月	大日林道着工
昭和30年（1955年）	2月10日	移転関係費実額に関する覚書（井川村-中部電力）締結
	4月	井川ダム堤体基礎両岸掘削着工
昭和31年（1956年）	1月31日	奥泉発電所完工 運転開始（30日？）
	2月	ダム堤体基礎掘削完工
	3月5日	定礎式 コンクリート打設, 井川発電所着工
昭和32年（1957年）	4月22日	ダム第1次湛水
	7月17日	ダム第2次湛水（井川湖誕生）
	9月2日	井川発電所運転開始
	10月15日	井川竣工式（奥泉発電所竣工式も兼ねる）
	10月17日	高松宮殿下視察
昭和33年（1958年）	5月	大日林道完工
	11月	ダム対策委員会解散
昭和34年（1959年）	8月	専用軌道の管理が大井川鉄道に委託される（大井川鉄道井川線の開業）

注：一部各種資料間で日付が整合しない場合があり，それらのケースは？を付してある。

（出典：日本産業構造研究所，1963，栗山（編），1958，井川村・静岡ニュース社（編），1958，静岡県安倍郡井川村役場，1968，中部電力（編），2001 を参考に筆者作成）

補償交渉とその妥結をめぐる経緯を簡単にまとめると，1951年（昭和26年）の中部電力設立以来，井川ダム建設計画が本格的に検討され，それに応じて翌1952年には井川村でもダム対策委員会が設置される。同年5月の静岡県知事による正式な井川ダム計画推進発表の後，井川村ダム対策委員会では精力的に会合を重ねた。当初はダム反対の立場が強かった井川村であるが，ダム移転の他の事例の現地視察に独自に赴き（中部電力による朝日ダム（岐阜県）³⁸（注2）），詳細な要求項目を記した書面を幾度となく作成し，中部電力と交渉にあたった。補償内容や補償単価について中部電力との交渉が暗礁にのりあげると，静岡県の仲介を得てことにあたり，1953年（昭和28年）5月15日に補償協定が妥結した。特に静岡県は，後述する現物（代替）補償計画の立案，事前調査などを実施，最後まで中部電力と井川村の間で折り合いがつかなかった慰謝料の取り扱いについて知事が裁定を下すなど，補償交渉とその妥結に積極的な役割を果たした。

³⁸ 補償交渉当時のダム対策委員会の主要メンバーであった，K氏へのインタビューによる（2005年3月28日）

第4節 補償関係合意事項

4.1 井川ダム建設に伴う水没対象

本章冒頭で、井川ダムによる水没戸数が193世帯であり、当時の村の戸数のほぼ3分の1が水没することを述べた。水没による影響は単に、村にとっての戸数が多いというだけの問題ではない。具体的に当時の統計から水没の影響を概観しておく。

表3.13 水没区内人口及び世帯数（昭和28年5月現在）

	井川村全体（A）	水没区内（B）	%（B/A）
人口	2,836人	1,120人	39.4
戸数	539戸	187戸	34.7

注1：全体の戸数539戸は、ダム工事関係者やその他の一部流入者を除く

注2：水没戸数187戸は、本章冒頭の193戸と食い違う。当時の井川村の統計上はすべて187戸であるが、中部電力が事後的に資料に記述する数字は常に193戸である。この変化（食い違い）の理由は不明であるが、最終的に移転補償を得たのは、193戸であると考えられる。

（出典：静岡県安倍郡井川村役場，1953）

表3.14 職業別水没戸数

	農 林	鍛 冶	建 設	製 造	電 気	金 融	運 送	サ ー ビ ス	宗 教	公 務	商 業	そ の 他	被 保 護 者	計
世帯数	105	3	6	5	6	10	1	6	2	19	6	11	7	187
人口	675	14	29	25	31	60	15	26	16	140	37	29	23	1,120

（出所：静岡県安倍郡井川村役場，1953）

表3.15 部落別水没戸数

	島 和 合	西	門 間	薬 沢 下	薬 沢 上	中 野 下	橋 場	中 平	島 尻	岩 崎	上 坂 本	中 山	大 島	田 代	計
戸数	19	14	6	13	1	4	26	19	34	24	16	1	4	6	187

（出所：静岡県安倍郡井川村役場，1953）

上記2表に見られるとおり、水没戸数の半数以上は農林業に携わるものであるが、職種、部落ともに、広く水没世帯が存在し、村の社会生活にとって影響が大きいことを示す。

表 3.16 水没耕地・宅地

	田	畑	宅地	河川敷	合計
水没地内居住者分	133.23	3,086.20	485.14	471.06	4,177.03
水没地外居住者分	73.04	831.12	33.22	253.16	1,191.24
所有不明分	-	-	-	759.08	759.08
合計	206.27	3,918.02	519.06	1,484.00	6,128.05

注：面積単位は畝（≡アール）

（出所：静岡県安倍郡井川村役場，1953）

表 3.17 耕地及び山林の水没割合（土地台帳に基づく）

	井川村全体（A）	水没区（B）	%（B/A）
田	403.02	206.27	51.2
畑	130,502.29	3,908.02	3.0
山林	3,018,012.00	1,690.00	0.1

注：面積単位は畝（≡アール）

（出所：静岡県安倍郡井川村役場，1953 に筆者加筆）

土地について言えば、村全体でわずか4町（403畝）しかない田の半分が水没する。一方畑については、上記表3.17の土地台帳上の水没面積はわずか3%であるが、これには注意を要する。土地台帳における地目の畑は過大に設定されているからである。たとえば、表3.6 自小作別農家戸数及び経営農用地面積にみられる経営農用地面積の総計は、17,937畝（179町）であり、実際に使われている耕地ははるかに少ないことを示す。さらに、この179町には、山林で行われる焼畑も含まれており、実際には更に少ない面積が畑として実際に使われていることになる。1950年農業センサスの結果によると、農用地面積179町のうち、水田2町、普通畑69町、焼畑切替畑25町、樹園地（主に茶園）34町、肥料用の採草地40町とされている（日本農業研究所，1956:137）。この普通畑面積を分母にすると、実際の畑の水没面積の比率は、56.6%となり、こちらも半分が水没することになるのであり、その影響は非常に大きいといえる。

また、家屋、田畑以外にも、たとえば神社や墓地も水没を免れず、学校や役場など公共施設についてもその敷地面積の73%が水没する（静岡県総合開発事務局，1955:60）。

以上のように、村の中心部が川沿いの標高の比較的低い地域にあったために、水没はまさに村の生活全体に大きな影響を与えるものだったのである。

4.2 補償三大原則と協定書締結

先に述べたように、井川村にとっては非常に影響の大きい水没であり、ダム計画であったため、中部電力と井川村民の間の交渉は難航する。その過程で、間にたった静岡県が中部電力と協力して検討した補償方法が、金銭補償にかわる現物（代替）補償であった。これは、従来、多額の補償金を得た水没移転者が、速やかにその金銭を費消したり、身を持ち崩すといった事例が、過去のダム水没移転で見られたため、それに替わる方法として検討された。この現物（代替）補償（詳細は後述）は、1952年（昭和27年）5月の静岡県の調査隊の入村を皮切りに調査、計画がすすめられ、1953年（昭和28年）1月には「新しい村造り」計画として村民に提示された。その後、現地に駐在することになる静岡県の農業技術者高島氏が井川を初めて訪れたのも同月のことである（高島、1966:14）。

同年4月には、事態打開のため村議会で承認された、補償の三原則を携えて、栗山村長が静岡県斎藤知事と面談、知事から前向きな回答を得た³⁹（栗山、1958:16-18）。補償の三原則とは、下記の事項である。

- 1) 村民の永年に亘り希望する文化の交流を阻む大日道路を井川ダム完成迄に隧道にて貫通,
- 2) 村造りを良くして文化の水準を高め,
- 3) 村民の納得の行く個人補償の完遂、現在の生活を上回る民生の安定

そして最後に、1953年（昭和28年）5月7日から静岡市で始まった最終的な交渉が、知事の慰謝料に関する裁定を得て妥結し、同月15日に、中部電力と井川村との間で補償に関する協定書が締結された。協定書とその細目については、本論文末尾に参考資料1として添付するが、その概略を述べておく。まず、補償は、代替補償を原則とし、代替が不可能なもの（例：立木など）や村外移転を選択した者に対する土地・家屋などは金銭決済を認めるとした。それらの単価について細目で定めたうえで、井川村は、井川ダム・発電所（及び奥泉発電所）の工事への協力、工事着工の承認を約した。一方、中部電力は、補償について誠意をもって対応すること、慰謝料として総額1億円を村に支払うことなどを約した。また、「新しい村造り」計画については、県の計画に基づき、三者協議のうえ実施することとされた（日本産業構造研究所、1963:55-59）。

³⁹ 栗山（1958）の記述では、補償交渉がこれ以上こじれた場合、ダム建設は強行され、村としては一切の補償を得ることができず、また県民からも指弾される可能性がある、というある種追い詰められた雰囲気もただよっている。国土復興の掛け声や圧力という当時の社会的背景が想起される。

4.3 現物（代替補償）の具体的内容

補償の三大原則と協定書によって規定された「新しい村造り」が、井川における現物（代替）補償の具体的な内容となった。その基本的な考え方は、以下のとおりであった。

「交通の開発とダム建設による井川村の経済的, 社会的, 観光的に飛躍する将来を考慮し, 井川村本村を中軸とした周辺開拓適地の選定及び区画整理, 土地改良, 本村の埋立を行い, 道路, 橋梁, 水道の整備等によって湛水区域内村民を計画的に收容し, 農家については山地農業経営指導により従来 of 原始農業を一擲して近代農法に改め, 商業等サービス業者については営業場所, 経営方法の改善によって顧客誘致を便ならしめるように努め, 公共施設は村の中央に, 神社は山腹景勝の地に合祀し, 火葬場を新設, 墓地は公園墓地とする等, 画期的な井川村村造りを樹立した」(国土計画協会(編), 1954:13-14 より引用)

きわめて総合的な計画であり, 現地の自然環境や交通の便などを考えれば野心的とも見える内容であるが, 当時の近代化, 開発を目指す風潮を示すものである。

当初の具体的な計画では, 全 192 世帯(水没世帯に加えて数戸の入植希望者を想定したもの)に対して, 1 戸あたり 5 反から 1 町の耕地配分を想定した。そのため, 村内 15 箇所計 157 町の開発適地を選定した。また, 各戸に 100 坪から 150 坪の宅地を提供し, そこに最大 25 坪の文化住宅を 180 戸程度建設する予定であった。

新規開拓農地は, 調査された開発適地を, 農地法に基づいて中部電力が一旦買収し, 田もしくは畑に造成したうえで, 水没耕地と原則 1 対 1 の比率で代替することとなっていた。具体的には, 造成費用を移転民が 1 割負担する形で, 希望する面積の農地が提供される。その費用は, 代替できない立木などに与えられる他の補償金との間で精算され, 精算額が移転住民にとって黒字となるケースもあれば, 赤字となるケースもあった(日本産業構造研究所, 1963:71-75)。

特に, 新規開拓地のうち最大のものとされた, 西山平(にしやまだいら)では, 新規の耕地と宅地を開発し, 従来 of 村ではほとんど行われていなかった水稻栽培を行うことが最大の目標とされた。当初計画では, 22 町歩の耕地, 一戸あたり 150 坪の宅地を 50 戸分(うち 1 戸は公民館, 1 戸は共同作業場にあてる)を建設し, 宅地の前面に水田, 背面に畑, さらにその奥の斜面には茶園を開拓する予定であった。耕地の配分は, 一戸あたり田 2 反歩, 畑, 茶園は各 1 反歩の計 4 反歩が想定された。更に, 従来 of 雑穀にかわる水稻栽培や豆, 茶, その他商品作物の育成指導のために, 静岡大学の農学部より技師の常駐を予定していた(国土計画協会(編), 1953:33)。

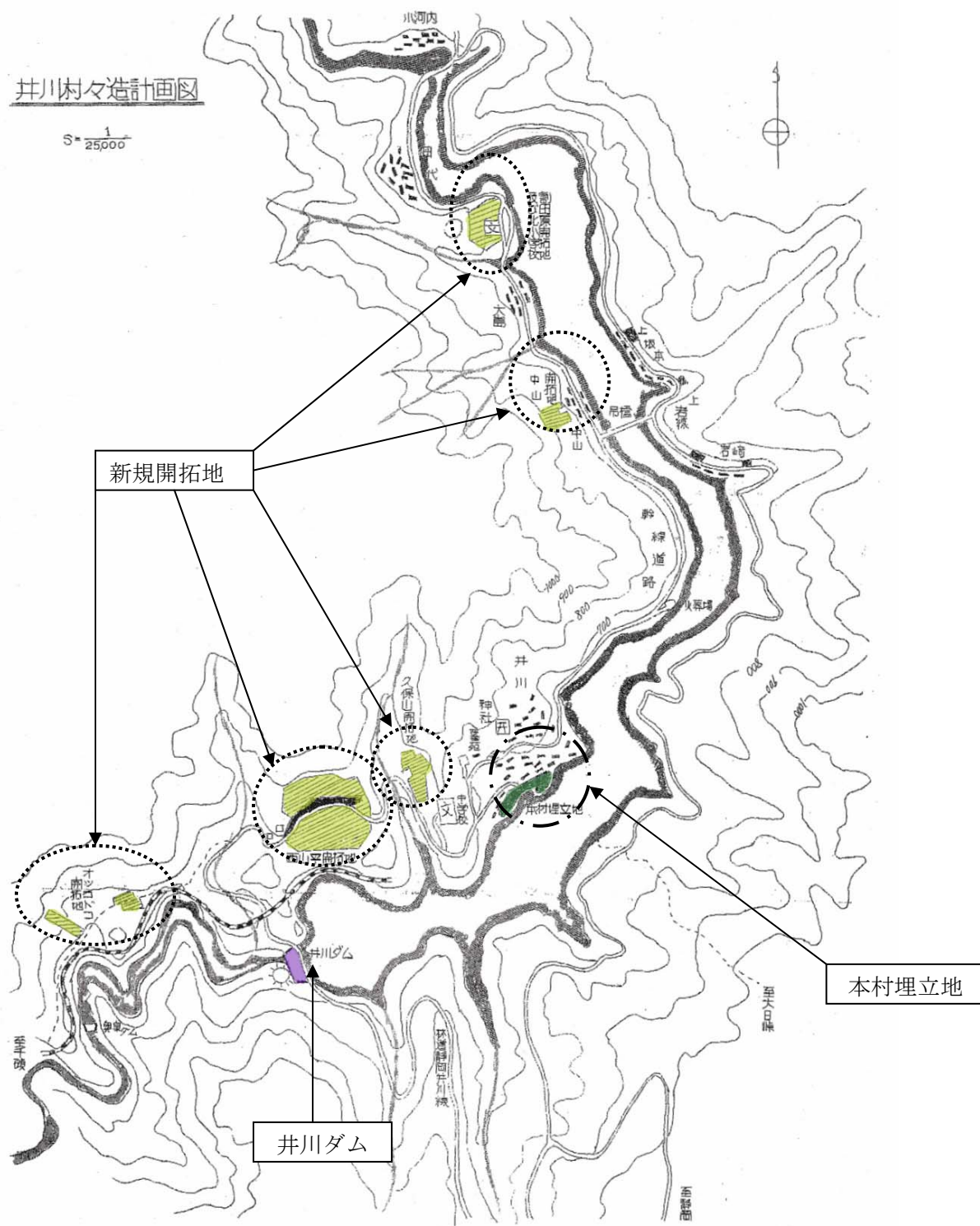
しかしながら, その後, 村外移転希望者が増加するなど, 当初計画は縮小されていく。最終的な当時の計画は, 静岡県安倍郡井川村役場(1955)によると, 表 3.18 及び図 3.4 にまとめられる。

表 3.18 井川村村造り工事の概要

項目	数量等
幹線道路	延長 11,580m, 幅員 6m
上岩線道路	延長 2,340m, 幅員 2.7m
岩崎吊橋	延長 280m, 幅員 3m
本村埋立工事	7,300 坪
本村簡易水道工事	計画給水人口 2,000 人
西山平簡易水道工事	計画給水人口 1,000 人
オッコドコ開拓地	1 町歩
西山平開拓地	20 町歩
久保山開拓地	2 町歩
中山開拓地	2 町歩
割田原開拓地	4 町歩
他に, 中学校, 小学校, 神社, 火葬場, 墓苑等の工事一式	

(出所：静岡県安倍郡井川村役場, 1955)

図 3.4 井川村村造り計画図



出典：静岡県安倍郡井川村役場 1955 に筆者加筆

第5節 補償実施状況

前節で述べたとおり、当時としては画期的な内容であり、移転補償のモデルケースとまで言われた現物（代替）補償計画であったが、計画は縮小したうえで実施された。最大の理由は、村外移転希望者が予想以上に多かったことである。当初は20～30戸程度が村外移転とみられていたが、最終的には99世帯、水没者のおよそ半数が村外移転を選択した⁴⁰。これにはいくつかの要因が絡んでいる。日本農業研究所（1955年）によると、ア）村外移転の方が、現物（代替）補償による村内移転に比べて、補償金額として受け取ることができる現金額が大きかった（1955年に追加の覚書が締結され単価が調整されるまで）こと、イ）補償三大原則の最初の項目でかつ村民からみて最大のものであった、大日林道の実現の見通しが一時期不安視され、本格的な着工が実際には1956年（昭和31年：つまりダム建設工事着工後）までずれ込んだこと⁴¹、ウ）戦後緊急開拓が行われた近隣の大日開拓地の入植と高地農業が失敗に終わりつつあり、新たに村造り計画に盛り込まれた山地農業の先行きに対する不信感があったこと、などが挙げられている⁴²（日本農業研究所、1955:161-163）。

村造り計画のうち実施されたものの詳細は、次ページ以下の表3.19及び図3.5のとおりである。

⁴⁰ 村外移転を選択した世帯数についても資料間で多少の差異がある。井川村が当時開いていたダム相談所の記録では94世帯（日本農業研究所、1955:160）、中部電力の記録では99世帯（中部電力、1961:542）である。

⁴¹ 一旦1954年（昭和29年）12月に着工したが、トンネル（隧道）による建設が技術的・費用的に不可能との判断が同年になされたため、村民の動揺は激しく、かつ実際のトンネルにかわる路線決定や工費負担の問題があり、建設はしばらく宙に浮いた状態となった

⁴² 特にウ）の点は重要であった。後に現地に駐在することになった高島技師も、高冷地での農業への不信感を住民から向けられたことを記している（高島、1966）。第4章において、実際の移転民の当時の感想にも触れる。

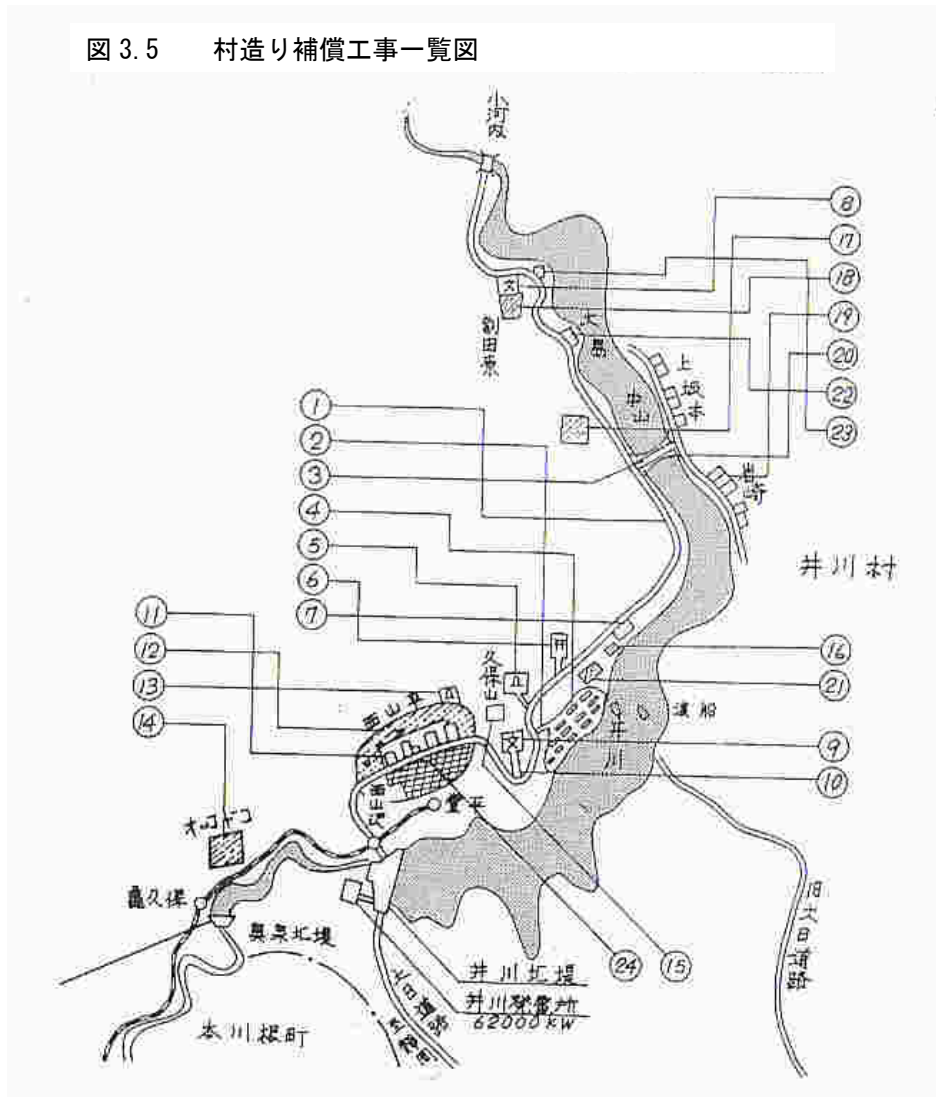
表 3.19 井川村村造り計画 実績

番号	項目	内容
1	幹線道路	延長 11,219m, 幅員 6m
2	本村幹線取合道	延長 459m, 幅員 3m
3	井川大橋	スパン 258m, 幅員 2.7m
4	本村埋立	7,382 坪 (内宅地 5,523 坪) 44 戸移転
5	墓苑	505 坪 (本村) 168 区画
6	本村神社	敷地 393 坪 建物 50 坪
7	火葬場	敷地 150 坪 建物 16 坪
8	北小学校	敷地 1,633 坪, 建物 283 坪
9	中学校	敷地 2,825 坪, 建物 332 坪
10	中学校取合道路	延長 598m 幅員 2.7m
11	西山平宅地造成	4,137 坪 25 戸
12	西山平耕地造成	60,762 坪 (田 21,103 坪 畑 25,258 坪 採草地 14,401 坪)
13	西山平墓地造成	100 坪 26 戸分
14	オッコドコ耕地造成	22,291 坪 (畑 2,598 坪 採草地 19,693 坪)
15	久保山耕地造成	6,928 坪 (採草地 2,764 坪 畑 4,164 坪)
16	中野耕地造成	652 坪
17	中山耕地造成	畑 607 坪
18	割田原耕地造成	畑 4,188 坪
19	上坂本岩崎宅地造成	1,001 坪
20	上坂本岩崎道路	延長 2,340m 幅員 2.7m
21	井川プール	長 25m 幅 13m 5 コース
22	大島宅地造成	202 坪 (上記 19 の内数)
23	割田耕地造成	502 坪
24	西山公民館作業場	敷地 344 坪 建物 24 坪

注：上記以外にも、本村埋立地と西山平には、沢水を利用した移転者用の簡易水道が敷設された。また、表の番号は、次ページの地図上の番号に対応。

(出典：中部電力(編), 1961:544-545)

図 3.5 村造り補償工事一覽図

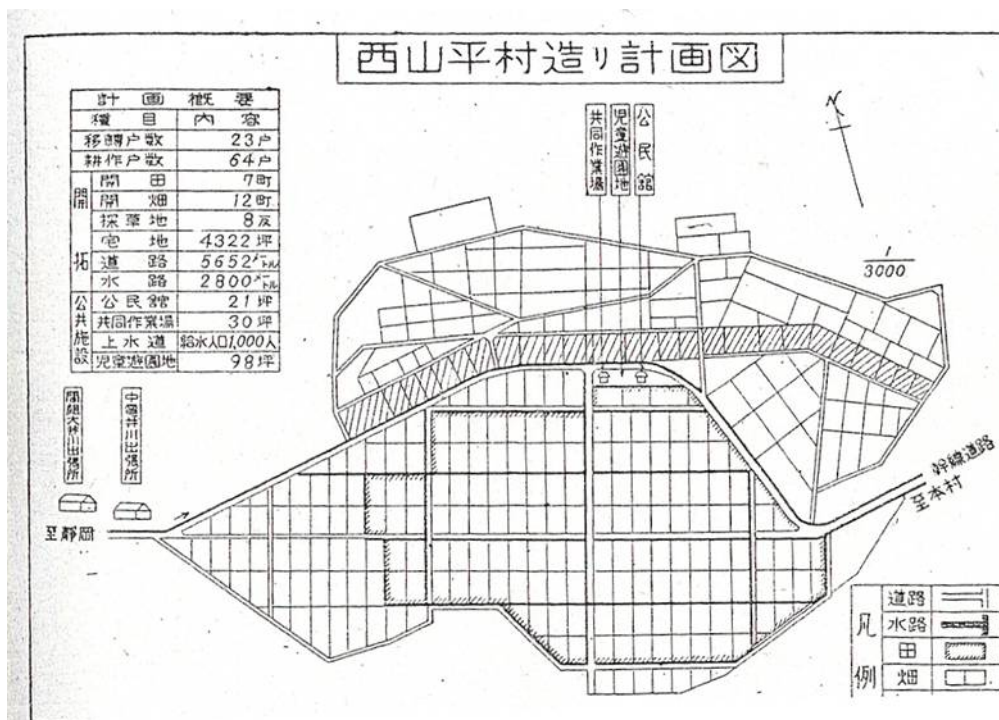


(出典：中部電力(編), 1961:544)

耕地の開拓については、当初の想定の 150 町近くに比し、採草地も含めて 95,930 坪（約 32 町）が開拓されたのみであり、そのうち田は西山平の 21,103 坪（約 7 町）のみ、畑は、全部で 37,969 坪（約 12.6 町）にとどまった。

また、本村埋立地には 44 戸が移転したが、西山平には、当初想定約半分の 23 戸が移転したにとどまる（実際の宅地開発も 25 戸分に縮小して実施された）。西山平に開墾された 7 町の土地は、地区内移住者 23 戸以外に 25 世帯がその一部を所有し、計 48 世帯分に分割された。西山平村造り計画図については、図 3.6 を参照されたい。

図 3.6 西山平村造り計画図



(出典：高島，1956:70)

村内移転者，村外移転者を問わず，支払われた現金での補償金は，慰謝料の分配分も含めて，総額 5 億 4,725 万 5,376 円であり，支払い対象者は 389 戸にのぼった．単純平均すると，1 戸あたり，約 140 万円にもものぼる．実際には，100 万円未満の受領者が 222 世帯と半分以上を占める．最大では 1,200 万円ほどを受領したものが居る（日本農業研究所 1955：169）．ちなみに昭和 27 年当時の井川村民の 1 戸あたりの平均年収は，村民税申告所得に基づくと約 53,000 円であった（静岡県安倍郡井川村役場，1953:8）．

最終的に井川ダム及び発電所工事の総工費約 119 億円のうち，補償関係費用は約 11 億円であった．

表 3.20 総工費と補償費（精算時）

総工費 (A)	補償費 (B)	% (B/A)
11,884,455,011	1,085,475,862	9.1

金額単位：円

(出典：中部電力(編)，1961:524)

第6節 井川村における水没補償の特徴

以上見てきたように、井川村における水没補償は、現物（代替）補償を中心に準備されたが、移転者のうちほぼ半数が金銭補償を選択し村外に転出、残りが現物（代替）補償で村内に移転を行うという、混合型の補償となった。現物（代替）補償については、「新しい村造り」という形で村落の総合的な開発を図った点が当時としては新しい試みであった。計画の正式な公表から1年あまりの交渉で補償協定が妥結しており、戦後復興促進という時代背景を考えても早期に妥結がなされたケースであると言える。なぜ現物（代替）補償の新たな試みと妥結が可能となったのであろうか。考えられる要因は3つある。ア) 中部電力の妥協、イ) 住民側の準備、ウ) 静岡県 of 積極的役割、である。

まず、ア) であるが、中部電力としては、戦前から計画のあった開発適地である井川ダムおよび発電所建設を可能な限り早期に着工したい、という意向が強く働いた。中部電力にすれば、金銭補償の方がコストは少なく望ましかったが⁴³、歴史的な経緯もあり村民が納得する形で妥協したとされる（日本農業研究所、1955:159）。次にイ) であるが、井川での発電所計画は、第3節で述べたとおり、明治時代から存在した。しかし、60戸ほどの移転と、耕地として重宝されていた西山平の水没が必要であったことから、当時の村議会は、起業者側に以下の趣旨の強硬な主張をしている。

「耕地を失うことが大問題である。西山平全体も用地として買収するというが、同所は井川区全区民の半年の食糧を支えている場所である。会社は本村において巨利を得るのであるから村民を厚遇しなければならないのに、一時村民を利することを以って思慮とし、移転者に移住地を与えることを考えず、農業にかわる仕事の計画もない。この様なことなら従来の農業に安んじ、この事業を拒否した方が良くらいだ」（井川村誌編集委員会(編)、1974:182 より引用)

時代が下ってからの新しい発電計画においても、このような村民の意向は、電力会社側にとり想像しえたであろうし、一方、村民側も同様の計画が将来も持ち上がることは想像していた⁴⁴。したがって、最終的にダム建設計画が公表された段階で、井川村として電力会社に要求すべき事項の目途はあり、心の準備もある程度出来ていたといえる。

最後のウ) は、静岡県が「新しい村造り」計画の立案・実施者として、また、中部電力と村民の仲介者として、積極的に機能したことを意味する。官選の知事に権限を与えていた

⁴³ 中部電力の当初予算における試算によると、補償をすべて金銭で決済した場合は9億2,005万4,085円に対して、村造りを行った場合は10億561万8,716円という予算が想定されており、後者が高いもののあまり大きな差とは言えない（中部電力(編)、1961:542）。

⁴⁴ キー・インフオーマントの一人、大正生まれのK氏は、子供の頃から近隣で地質調査が繰り返えされていたことを明瞭に記憶しており、井川は「ダムが出来る運命にあった」と述懐する。（同氏へのインタビュー結果より 2005年3月28日）

戦前の河川法が改正されずにそのまま適用されていたため、当時の河川の管轄権は（民選に変わってはいたが）知事にあった。そのため、井川発電所を含む大井川の水資源開発は、当時の静岡県にとっては県総合開発計画の一環であり、まさに利害関係者であった。そのため、計画の実現のために県側も真剣に取り組む素地があったと言えよう。それが、事前に現地調査を繰り返した後の、「新しい村造り」計画の策定や、移転後の現地（西山平開拓地）に、農業技術者1名を4年間に亘り駐在させ、移転住民への農業技術指導にあたらせる、といった取組みに結びついたのである。井川の事例における長期的な効果のほどは別にしても、この地方自治体の積極的な移転補償や生活再建への関与という点は、開発途上国での現在のプラクティスに示唆を与えるものでもある⁴⁵。

⁴⁵ 途上国においてたとえば発電事業を行う際、事業実施主体たる電力省などは、移転者のための農地開発については予算措置も含めて不十分なことが多い。そのような場合、農業省などの他省庁の関与や協力が必要となるが、筆者の経験では中央官庁間での調整は現実的には非常に困難であり、現場で効果をあげない。むしろ、地方自治体のレベルで移転政策の実施に向けた活動を行わしめる総合的な方策を考える方が望ましいと思われる。

第4章 井川地区西山平 移転後の50年

本章においては、井川ダムに伴う移転から50年以上を経て、地域、移転住民の生活がどのように変化してきたかを、村内新規移転地である西山平を中心に振り返る。

井川ダムの事例をとりあげるにあたって、その中でも特に西山平と呼ばれる地区への移転に注目した理由は以下のとおりである。

ひとつは、現物（代替）補償として行われた移転補償の中で西山平への移転は、従来行われなかった稲作を導入するなど「新しい村造り」計画のモデルとして実現したものであることである。また、もう一つは、移転当時に比して井川地区全体では人口が3分の1に減少しているにもかかわらず、西山平は移転当時の世帯数（23世帯）を維持していることである（現在は、うち一世帯の子息が独立し世帯を同地区内に構えたため、一世帯増加し24世帯となっている）。

西山平への移転とその現状は、一見、今回の現物（代替）補償の成功を体現するものと解釈できるのである。つまり、世界銀行流に言えば、住民にとってまさに「新しい機会」であると認識され、だからこそ移転前の集落（島和合集落）の全世帯（19戸）が欠けることなく移り住んだ。更にはその「新しい機会」が実現したから今も住み続けている、と。果たして、現実には住民の移転の選択や移転後の生活はどうだったのだろうか。この点を見ることで、「新たな機会」の創出という現在の開発途上国での移転政策の、目標設定の意義や実現性に対して、なんらかの知見を得ることができると考える。インタビューなどを通じた西山平の現実を見るまえに、ダム建設後の井川地区の一般的な動向を整理しておこう。

図4.1 西山平遠景



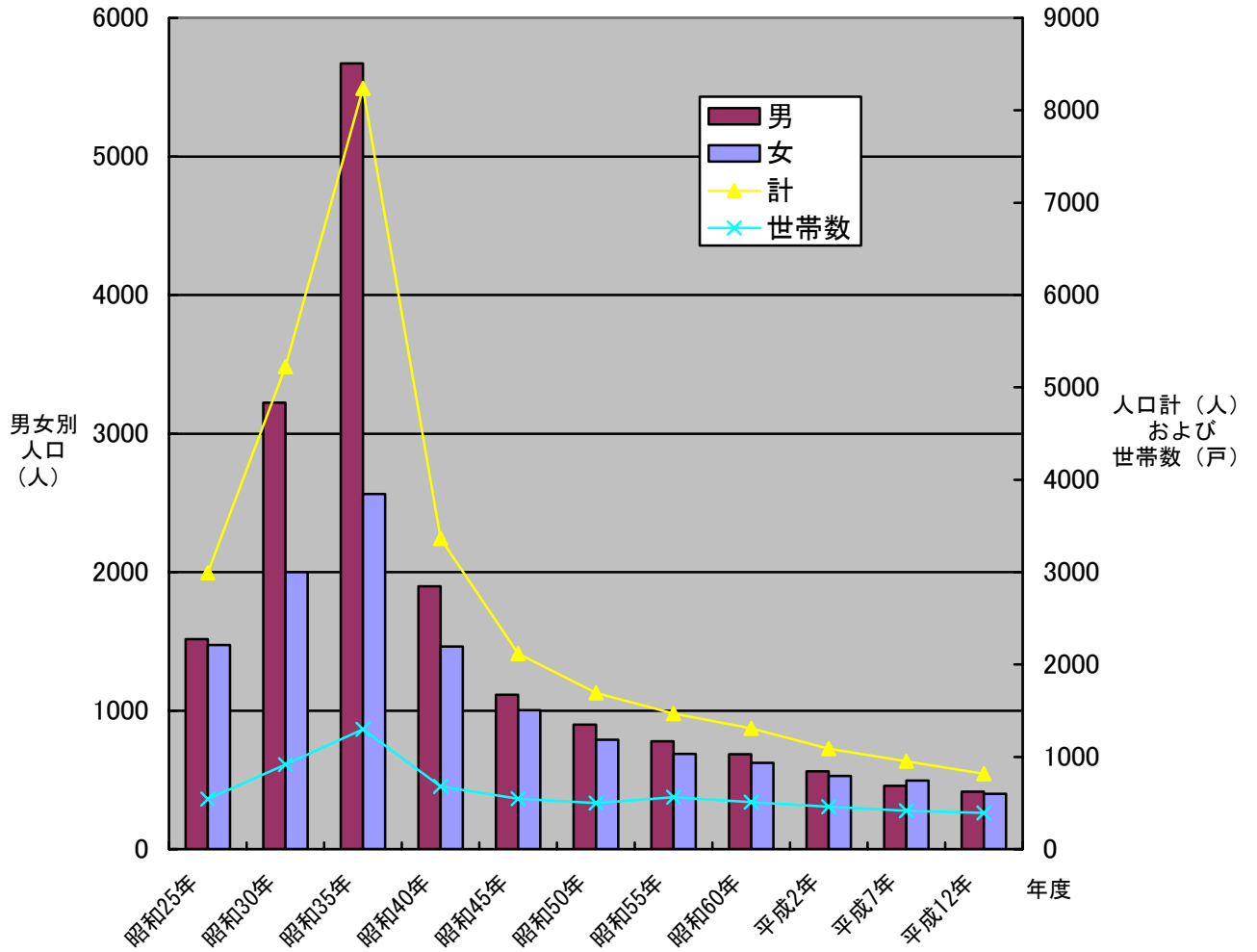
（筆者撮影）

第1節 井川地区の50年

1.1 地区の人口推移

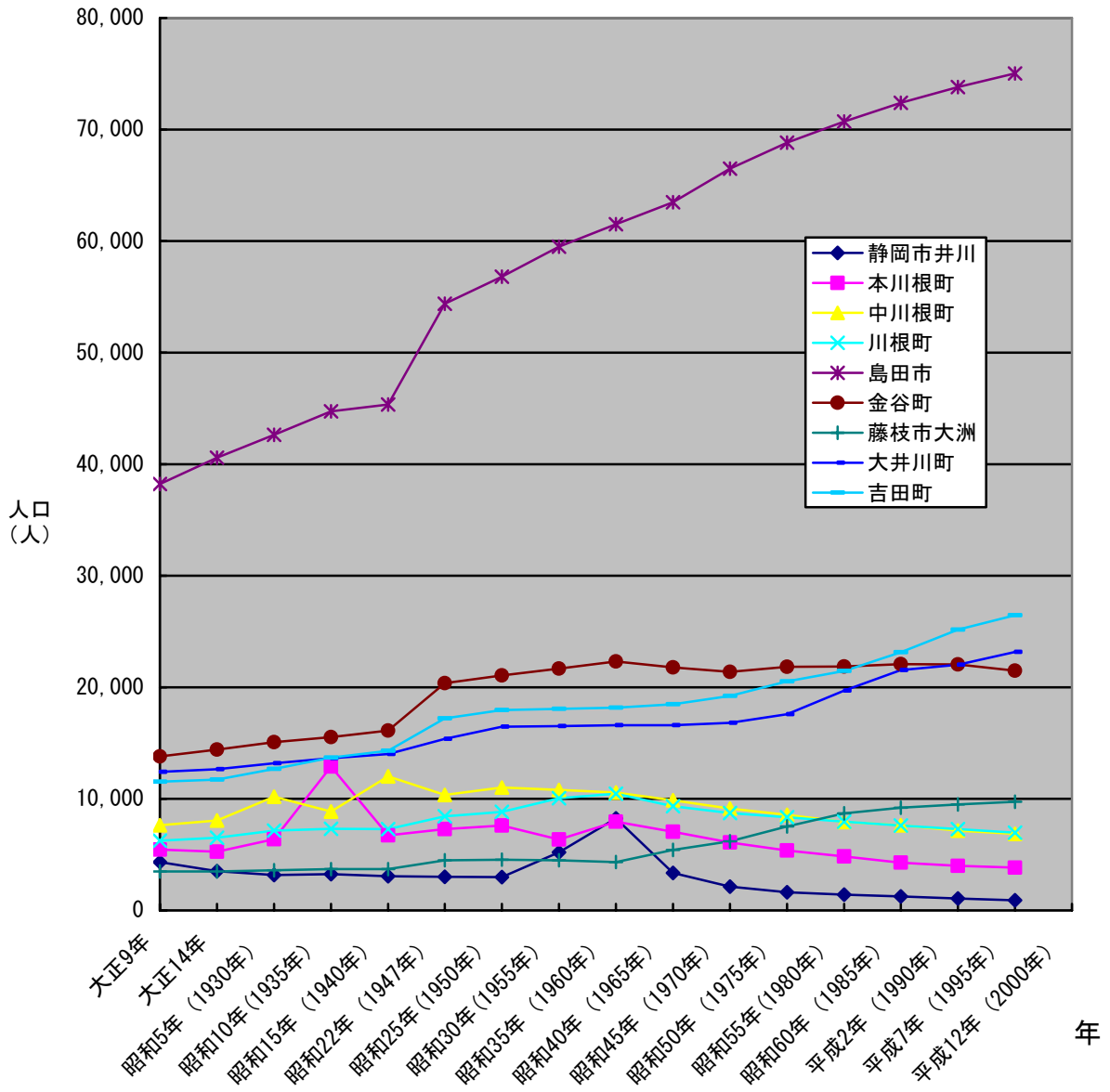
井川地区では、1960年（昭和35年）の8,236人をピークに人口が減少する。特に大井川上流の畑薙ダム、赤石発電所の工事が終了することによって、建設関係の人口の減少が進む。また、後述するように、子供の世代は、高校進学と同時に市部に出てそのまま高校卒業後も就職するなど、井川の人口は社会的な減少を経験する。2005年現在、井川の人口は767人（379世帯）であり、高齢化率は50%を超えており、典型的な過疎の地区と言える（図4.2 井川地区人口の変遷を参照）。また、これは必ずしも井川地区だけの問題ではなく、大井川流域の市町村で見た場合にも、同じ時期に上流の地域ほど人口が減少し、中流から下流の市部では増加したことが図4.3に示されている。

図4.2 井川地区人口の変遷



(出典：静岡市役所井川支所提供の資料により筆者作成)

図4.3 大井川流域町村の人口変化



注：凡例の自治体の並びが大井川の上流から下流への並びとなっている。

(出典：中部電力(編), 2001:180 により筆者作成)

1.2 地区の動き

井川地区一般の動きを、静岡新聞の報道⁴⁶やキー・インフォーマントを含む住民へのインタビューなどから概観する。

大きく分けると、井川のその後の状況は、以下の3つの時期に分けられる。ダム完成（1957年）から1969年（昭和44年）の静岡市との合併まで、1970年（昭和45年）～1985年（昭和60年）頃まで、1986年（昭和61年）以降である。

ダムが完成した1957年（昭和32年）以降、しばらくはダム景気を中心とする高揚した時期が続く。この時期には、井川ダム工事自体に伴う人口や物資の流入があり、補償金の支払いや職業機会の確保により地区全体として景気がよかった。大井林道（当初村民が希望したトンネルとはならなかった）が、1958年（昭和33年）には完成し、それまでは村内を走ることがなかった、自動車、バスが見られるようになる。静岡市との交通はそれまで6時間以上かかっていたものが、2時間程度に短縮された。道路開通により、それまでの大井川を利用した「川狩り」では流送することができなかった、広葉樹系の樹木を中心にした林業⁴⁷が好調となり、人々の生活を支えた。また、ダム及び発電所からの固定資産税収入が村財政を潤し、公共施設も多くがこの時期に整備されたという。さらに明るい雰囲気をもたらししていたのは、観光事業への期待であった。当時の静岡新聞を埋めている広告の多くは、南アルプスの玄関口としての奥大井観光の広告であり、井川にも大井川鉄道観光が事務所を持ち、新しくできたダム湖を中心とした観光への期待が大きかった。井川ダム建設の資材運搬のために設置された大井川沿いの軌道は、1959年（昭和34年）に大井川鉄道株式会社に運営が委託され、旅客運送も含めて運営されるようになり、都市部からの観光客を運ぶ足として活用された。また、軌道がダム地点まででとまり本村まで延伸されなかったことから、ダム湖に村営の渡船が整備されるなどした。

井川にとっての一つの転機は、1969年（昭和44年）の静岡市との合併にあるようである。この合併は、当時の静岡市が、井川村を含む安倍郡6ヶ村を合併したものである。当時の安倍郡は井川村以外に、玉川、大河内、清沢、大川、梅が島の5村があったが、いずれの村も財政難におちいっており、それらを救済すると同時に、井川を持つ財産を吸収し、広域都市を形成する狙いがあったといわれる。井川は大井川流域に存するも従来から安倍側下流の静岡市とのつながりが強く、井川ダムの村外移転者も多くは静岡市に出て行った経緯もあった。したがって合併論議も古くは昭和30年頃から存在し、必ずしも全く理由

⁴⁶ ここで依拠した静岡新聞の報道内容は、井川地区のMT氏が個人的に昭和20年代から収集されてきた膨大なスクラップを参照させていただいた。

⁴⁷ 木材の流送は、井川ダム建設によりそこから下流では不可能となるが、ダム建設に伴い、大井川流域の林業組合と中部電力の間で補償協定が締結され、井川ダム上流地点で機械を利用して陸揚げし、そこから陸送する手段（トラックおよび軌道の利用）を確保することが合意された（日本産業構造研究所, 1963:59-65,98）。

のない合併ではなかったようである。しかし、当時は合併の賛否をめぐって村内で対立が生じたという。そもそも合併に反対であるといった立場もあれば、大日林道をトンネル化することや井川湖に鉄橋をかけること（現状は、ダムの上が大日林道との連絡道路になっている）を条件にして合併すべしという意見などがあつた。今回のインタビューでも、ダム建設への賛成反対や、水没したかしなかったかということのしこりよりも、合併への賛成反対の方がその後のしこりになっている、との話も聞かれた。結果的に、合併により大都市の辺境に位置し、かつ通勤圏にはならなかった井川は、その後の過疎化の流れに抗しきれなくなる。

合併以降、昭和 50 年代の井川に言及された記事の多くは、過疎化が社会問題視されはじめた状況と、それへの住民の対抗の努力に彩られる。観光の目玉になるような温泉掘削や引湯の努力（結果的にすべて失敗）、朝市や、ダム湖周辺を使った「もみじマラソン」などのイベントの開催といった記事がある一方で、唯一の診療所の医師が数ヶ月間空席のままとなるといった状況が報じられる。また、下流に計画された長島ダム（当時建設省所管）により、大井川鉄道井川線⁴⁸の廃止論が生じたのもこの時期であった。

昭和 60 年以降、平成のバブルの時代に入っても井川については、列島の熱狂から取り残されたような状況であった。井川を含む奥大井の地域総合振興は、調査が実施されるものの結果的に実現には至らない。唯一当時の雰囲気によって計画されたスキー場開発は、市民団体の反対などを受け規模を縮小しながらも、平成元年末になんとかオープンする。それ以外は、鹿やいのしし、アンゴラうさぎなどの養殖、しいたけオーナー制度の創設など、いわゆる山村に典型的に見られる産業振興など、「活性化」に向けた努力が散発的に紹介されるばかりであった。

現在の井川において、将来を観光に託すことができると考える人は多くない。一方でなんらかの産業への期待があるかというところでもない。多くの子息が井川から外に出て居を構えるようになり、井川に残る人々の期待は、せめて誰かが将来帰ってきてくれれば、というものであるが、帰ってきたところで井川では食べていけない、という思いも同時に強い。現在でも、大日林道をなんとかトンネル化できないかという議論が残る所以である。せめて静岡市中心部への車での通勤圏になれば、井川の土地を離れない世帯が出てくるのではないか、もしくは帰ってくる世帯が増えるのではないか、という期待がそこには込められている。

⁴⁸ 赤字路線でありこれ以上の存続は望ましくないと当時中部電力としては考えていたようであるが、地元（特に長島ダム建設がある本川根町）の存続要望が強く、付け替え路線として補償され、現在の大井川鉄道井川線となった。

第2節 西山平地区聞き取り調査の結果

井川地区の水没移転に関して、これまでに以下のインタビュー調査を行った。

ア) キー・インフォーマント（当時のダム対策委員などへのインタビュー）5名

イ) 西山平地区住民（全24世帯中、19世帯実施。残り5世帯については、事情によりインタビュー不可の1世帯と時間の都合でインタビューが実施できなかった4世帯である。）

特にイ)については手法として、質問票を事前に送付のうえ、個別に1時間～2時間の面談を行った。ほとんどのケースで世帯主の男性を対象としたが、古い記憶に関する質問事項もあることから、家族（配偶者など）が同席したケースも多い。健康や就業の事情から世帯主の男性からは直接回答が得られなかったケースもあり、その場合は家族との面談で代替している。質問票は参考資料2として本論文末尾に添付する。なお、質問票の利用による構造化されたインタビューを基本としたが、質問項目には回答がオープンとなっているものも多い。ここでは、上記イ)の西山平における聞き取り調査の結果、特に人々の選択とその帰結に関連する回答内容を紹介する。なお、インタビュー結果紹介の際には出来る限り個人を特定できないような形で利用する、ということインタビュー実施時に約したため、このあとの記載については、やや曖昧さが残る部分があることをあらかじめ断っておく。

2.1 西山平インタビュー対象者の属性

今回インタビュー対象となった世帯の世帯主（19名 全員男性）の年齢分布は以下のとおりである。表から明らかなおお、70歳以上の高齢者が多い。西山平への移転時（昭和29年～30年にかけて）に未成年だった人に代替わりしている世帯も含まれる。

表 4.1 インタビュー対象世帯主の年齢（2005年12月末現在）

年代	40歳未満	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上
人数	1	0	2	2	9	5

（筆者作成）

19世帯中、15世帯が夫・妻のいずれかが島和合出身者（2世帯が夫は他所出身で、妻が島和合出身であった）であり、2世帯は井川の他集落の出身、2世帯は井川外の出身である。島和合集落からは当時19世帯すべてがそのまま西山平に移転した⁴⁹。

⁴⁹ 島和合集落の水没戸数は、村の公式資料によると19世帯であるが、静岡県調査では21世帯（静岡県総合開発事務局1955:29）とされている（表4.4参照）。差異の原因は今回確認できていない。

現在も独身の世帯主は、3名ある。世帯主の親もしくは子もしくは兄弟が同居している世帯は7件、子が独立して西山平内で別居している世帯が1軒ある。各世帯の子の多くは静岡市部に暮らすなど、親の代（70歳以上の世代）とは別居（一部井川地区内での別居もある）している。その中でも2軒は高齢の両親の面倒を見るために頻繁かつ長期に井川を訪れている。今後も子の世代が定年を迎えたり、親の代が健康を損ねるといったことをきっかけに、親の側からは子が親元に戻ることを期待されていると同時に、実際にそのような状況が起きはじめている。

世帯主の最終学歴は、小学校もしくは尋常高等小学校卒が11人、中学校卒が4人、高校以上卒が4人となっている。井川には中学校までしかないため、高校卒以上の4名はすべて静岡市や天竜市の学校に行った。また、高校卒以上は、70歳未満の人にのみ見られる。

ほとんどすべての世帯が、農業（畑）と茶の栽培を行っている。また、同じくほぼすべての世帯主が過去のいずれかの段階で林業関係の仕事（森林組合、製材所、運送などの仕事）か、建設業（地元建設会社など）に携わった経験がある。現在は、商業1世帯、建設業勤務4世帯、他静岡市内法人勤務1世帯、のほかは、自営農業（ほぼ自家消費）のみかそれに加えて建設、林業関係の賃仕事にたまに従事する。

農地や山林の耕作状況については、以下の表4.2及び表4.3のとおりである。不明の2世帯を除くと、1世帯平均約4.5反となる。実際に耕作されている田は2世帯が所有しているのみであり、他の世帯は畑として利用していることが多い。そのような旧田地も含めて畑は0.5～5反、茶園は0.4～5反程度が耕作されている。実際に自分達で耕作をしていない世帯も2世帯（いずれも人に貸している）ある。この2世帯を除けば、ほとんどの世帯が移転後の農地の耕作放棄や所有権の他人への移転はないという。逆に村内他地域居住者が西山平に所有していた土地を借地して耕作するという、耕地の積み増しのケースはある。どの世帯も専業農家としてここまで来たわけではなく、上述のとおり、林業か建設もしくはその双方を同時に行いながら生活を維持してきた。

表 4.2 インタビュー対象者の耕地耕作状況

耕作反数（含む茶園・借地）	2反未満	2～4反未満	4～6反未満	6反以上	不明
戸数	0	6	6	5	2

（筆者作成）

表 4.3 インタビュー対象者の山林所有状況

山林所有 (一部共有 も含む)	無所有	0～1 町未 満	1～10 町	10～20 町 未満	20 町以上	不明
戸数	2	2	5	2	6	1

(筆者作成)

山林の所有状況は、表 4.3 のとおりであり、最大では 80 町歩の所有者が存在する。なお、移転前の島和合集落について行われた調査では、山林の所有状況は表 4.4 のとおりとされていた。現在にいたるまでに所有が拡大されてきた経緯についてはここでは立ち入らない。所有の格差が縮まったわけではないが、少なくとも無所有の層は減少した。

表 4.4 島和合集落山林所有農家数

所有面積	無所有	10 町以下	10 町以上	計
戸数	7	10	4	21

(出典：静岡県総合開発事務局，1955:29)

2.2 西山平インタビュー結果—特に移転時の選択とその後の帰結に関して

西山平住民へのインタビューの回答内容を総合し、ダム建設と移転後のそれぞれの生活の変化、意識などについての筆者の観察を以下に紹介する。

(1) 「集落で決めた移転ではなく、個々に決めた移転」

西山平への移転は、島和合集落のものが中心であったが、これは必ずしも移転前の集落において「みんなで示し合わせた結果」ではない、というのが、インタビューにおける回答であった。個々人が家庭の事情によって主体的に判断したのだ、との説明を受けた。明示的に集落みんなで、「みんなで移ってがんばろう」といったようなことを議論したことはない、と述べている。西山平での米作りを含めた「新しい村造り」という移転計画とそれを飲むことは、そもそも村の上層部が決めたことだから (=集落で決めたことではない) という意見もあった。

もちろん実際の当時の雰囲気は異なる可能性はある。たとえば、山林持ちとその山林で働く人との間や土地所有者と小作人の間には、階層から生じる上下関係が存在し、有形無形の圧力が存在した可能性も強い。しかし、一方で、「井川ダムで村外移転した人は、むしろそのような不公平な関係や束縛を逃れるために村外移転を選択したのではないか」とい

う意見に見られるように、ある種封建的な関係に基づく束縛が存在したとしても、西山平でのそれは、戦後の民主主義的な風潮もあって、耐えられないほどのものではなかったのかも知れない。移転後の地域について何が変わったか、という問いの答えに、より平等になったという回答が見られることもそういう面を示しているように思われる。

(2) 「西山平の暮らしに基本的に満足。犠牲になったとは思わない」

ダムによる移転を現段階（50年後）で振り返ってみたとき、地元に残ってここまで暮らしてきたことについて、満足もしくはどちらかという満足が大きいとの回答が不満を感じるという回答より多い。

表 4.5 満足しているかどうか

回答内容	満足もしくは、どちらかといえば満足	どちらとも言えない・無回答	不満もしくは、どちらかといえば不満
世帯数	10	7	2

(筆者作成)

すでに 50 年以上経ち、自分達も老齢になって振り返っての回答であるため、必ずしも不満を明言できるような状況ではないかもしれないが、どちらかといえば満足という回答が多い。主たる理由は、自分がなんとかここまで食べてくることが出来て、子供を一人前に出来たこと、という意見が多く、移転者にとって自分の子供達を一人前にすることが、人生の中でも大きな意味を持つことが見られた。不満であると明言する人は、たとえば「移転自体」には文句はないが、その後いつまでたっても道路網が整備されないことには不満が強い、との意見を持っている。後述するように、井川にとって交通がいかに大きな意味を持つかということであろう。

また、ダムのせいで自分達の生活が犠牲になったと感ずることがあるかという問いに対しては、「ダムがなければ村の開発はもっと遅れていた」、「過疎化のような困った状況もあるが、それがダムのせいだとは別に思わない」といった形で、自分たちの生活が犠牲になってきたという意識は持たないという回答が多い。「ダムが出来なければもっと遅れたままだったかも知れない」、「あってもそれ（犠牲）ばかりではなく、恩恵もやはりあった」、という意見も聞かれた。

ただし、現在の自分達の暮らしについての満足感を持ってても、地域の今後の行く末について案ずる声は多い。

(3) 「補償は欲を言えばきりがない」

補償については、「村の上だけで決めたものだ」、「中電にうまくやられた（自分たちがものを知らなさ過ぎた）」という否定的な意見もあれば、「いえきりがないことだが、まあまあよくやってくれたのではないか」、「(中電が) 大きな会社だったから良かった」といった評価する意見までばらつきがある。補償内容で不平が多く聞かれたのは、大日道路のトンネルによる開通がなされなかったことである。また、開田された土地や、茶園として造成された斜面地が、ただ木を伐っただけでそのあとの整地などにもものすごく苦勞をした、といった話が特に女性達から聞かれた。しかし、現物（代替）補償で、お金を渡して終わりではなかったことが良かったという感想は、おおむね共有されているようであった。

今回のインタビューでは聞かれなかったが、実際には、村と中部電力の間の協定書が締結された後、個人毎の契約の段階になってからも、各家庭の補償内容（個別の土地や立木の扱いなど）と「新しい村造り」計画への不信感から、個別交渉は相当難航したと伝えられている。また、代替地の単価は統一であるのに、実際の土地は日照や水もちなどで条件に差があることはおかしいといった不満が住民から寄せられたり、西山平の用水路については施工か設計に不備があったのか、移転後に住民の苦情を受けて昭和 35 年に改修工事がなされた経緯もある（日本産業構造研究所、1963:91）。

興味深いのは、1996 年（平成 8 年）に下流に完成した長島ダム（国土交通省所管）の補償と比較して、長島ダムの地元は井川に比べてうまくやったなあ、われわれももう少し粘ればよかった、といった趣旨の感想が複数の人から漏らされたことである。たとえば、当時井川の中でもっとも辺鄙だった閑蔵（かんぞう）集落が、長島ダム建設に伴う道路整備の終点となっており、下流から見れば現在はずっとも開けているといったことである。50 年前の事業と平成に入ってから行われた所管官庁の異なる公共事業を比べること自体、無理があるのは住民も承知したうえでであろうが、現実にそこで暮らしている以上、やはりそういう不公平感は払拭できるものではないようである。閑蔵から下流（つまり長島ダムの事業地）は、本川根町で別の行政区域となる。井川は 1969 年（昭和 44 年）に静岡市に合併されたが、そのような行政区域の違いも、現在のインフラの状況の違いにつながっている。より大きな都市の一部になったはずなのに、道路整備が思うように進んでいない、という点が住民にとっては納得しかねる点のようである。この点は、移転補償に限らず、途上国における開発援助によるインフラ整備で、その周辺だけが、途上国自身が行った整備よりも高規格になり、住民の間に不公平感が生まれるといったことと同じであろう。個々の事業のパッチワーク的寄せ集めでは、その不公平感を払拭することは困難だと思われる。

客観的に見て、現物（代替）補償であったことは、移転住民にとってプラスであったといえよう。移転後急激に所得が伸びたり、その後の主幹産業が生まれたりということにはなかったが、移転後の生活が速やかに安定したという点は評価できる（日本産業構造研究所、1963:96-98）。一方で、林業の好調がしばらく持続したり、米作りが減反政策の結果消え

ていたり、観光開発は全く振るわなかったり、当初の青写真とは異なった事態も多い。住民の意向もたとえば後述する米作りへの意見に見られるように、政策立案者の想定とは必ずしも一致していなかった。しかし、一致していなかったがゆえに、政策立案者の想定外の状況が時代の変化とともに生じて、住民は自らの判断と選択で自らが満足ができるといえる人生を送ることができたのかも知れないのである。

(4) 「最大の変化は交通の便」

交通の便が良くなったことがもっとも大きい変化であると、ほぼすべての人から発言があった。交通が開けることで「人が開けた」、「夜明けがきた」と表現した人も居る。一方で、大日林道が本来希望していたトンネルにならなかったことが、現在の過疎化の一因であるとの意見もある。

図 4.4 (次ページ) を参考に改めて説明を加える。ダム建設以前の井川は、陸の孤島とも呼ばれる地域であり、静岡との交通には、徒歩での大日峠越え (3 時間)、口坂本からのオート三輪 (2 時間)、上助からのバス (1.5 時間)、計 6 時間半ほどを要した。物資は人の背もしくは索道を使って大日峠を越えるしかなく、ダム以前には、「さしみ」は井川村ではめったに見られなかった。一方、大井川沿いに金谷、島田に下る道は、利用するには同様に困難であり、こちらはダム建設準備のための軌道が通るまでは利用頻度は低かった。車が通行できる道路が整備されたのは、下って 1971 年 (昭和 46 年) まで待たねばならなかったのである。したがって、井川の人々が都市部に出て行くことも減多になかったという⁵⁰。ダム建設受け入れの大きな条件であった、大日道路は、住民の希望に反してトンネルとはならず、林道形式になったが、それでも完成した後のインパクトは大きかった。静岡からのバスが井川まで到達するようになり、人も物資も堰を切ったように入出入りが激しくなったのである⁵¹。

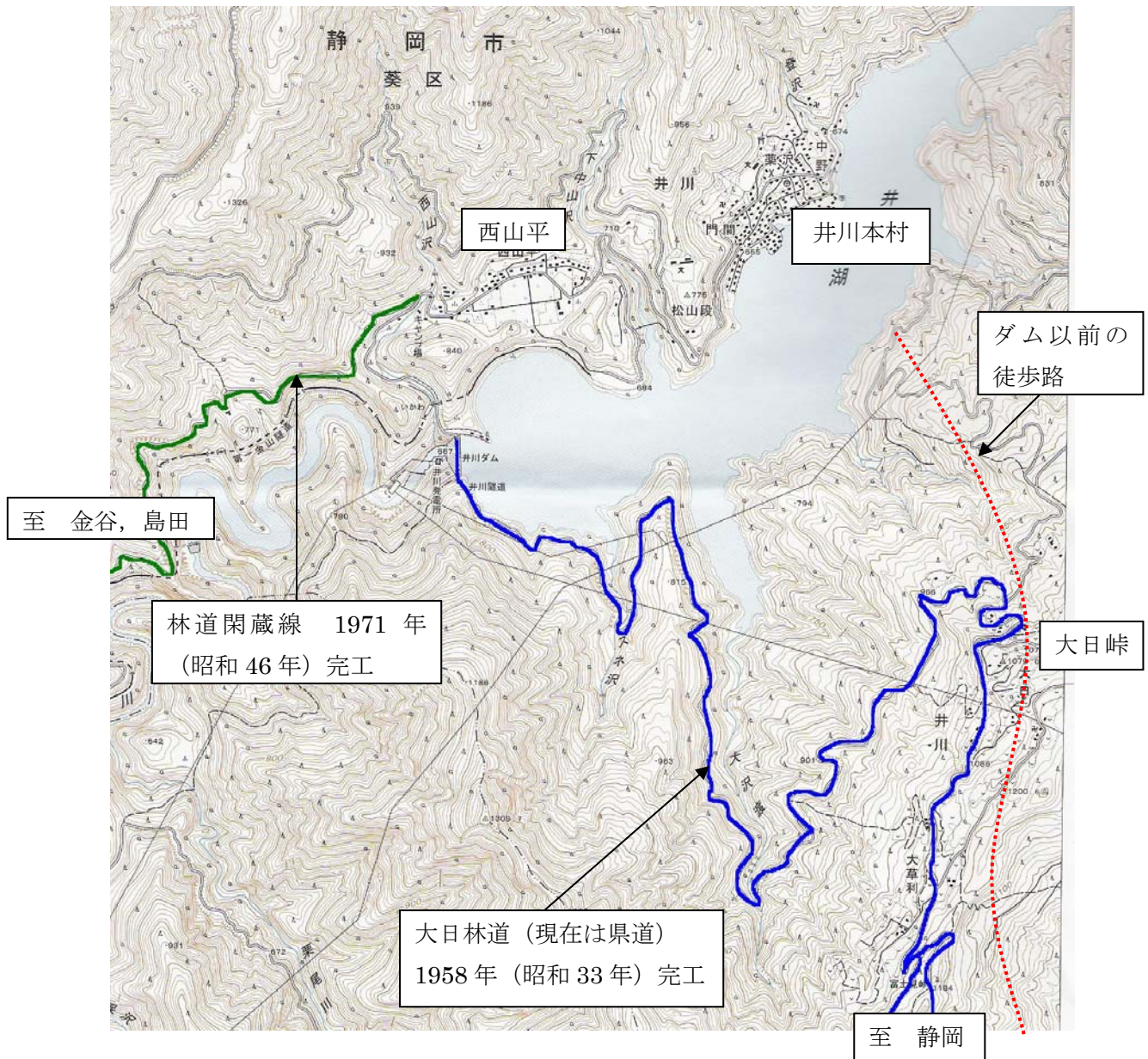
交通の便が良くなって以降、様々な物資が村に入ってきてやすくなり、たとえば食事の内容が豊かになったりする。一方で、現金が必要になり、井川の人々の表現を借りれば「お金とり」 (= 賃労働) に出る必要が強くなったとも言われる。

また、婚姻についても、ダム開発が、外部からのお嫁さんが来るようになる契機となったようである。住民へのインタビューでも、昔は出身が「井川」であると言った途端に破談になるようなところであったという方もいる。高島 (1966) では、西山平移転者の一人が、初めて井川の外からお嫁さんを迎えた、という話題も紹介されている (高島, 1966:11-14)。

⁵⁰ インタビュー対象者の一人は、ダム以前、15 歳のとき初めて親類について静岡市に出かけたが、井川では斜面を歩いてばかりだったので、口坂本を過ぎて平地になってから、最初は足が痛くてうまく歩くことができなかつた、と述懐する。

⁵¹ こういった変化の様子は、『井川雑穀文化調査報告書』(2004) にも詳しい (井川雑穀文化調査委員会, 2004:128,223-224)

図 4.4 井川周辺道路図



出典：国土地理院 2万5千分の1地形図に筆者加筆作成

(5) 「米作りは一生懸命だった」

西山平の「新しい村造り」計画の最大の柱は、新規開拓水田での稲作であった。ダム以前の井川では、第3章表3.7 (p.51)に見られるとおり、作付面積は非常に小さく、ほとんどの人が米の飯を食べることを夢のように考えていた。そもそも「米」は知っていても植物としての「稲」は知らないままで言われているような状況であった。静岡県が水没補償の生活再建策として、米作りをその柱にすえたのは、このような人々の気持ちを汲んでという側面があったのは事実であろう。

インタビューに答えた多くの人が米作りは本当に一生懸命やったし、米がとれたときはうれしかったと語る。これも特に実際の農作業に従事することの多かった女性の方が強く記憶している。もちろん、昭和29年から始まった開田作業は大変だったし、作付けが始まってからも水の取り合いが起き、寝ずに見張りをしたことがあるなど、苦労が大きかったのも稲作のようである。ただし、味はさほど良くなく、出荷して売れるほどは採れなかったため、もっぱら自家消費と井川内での販売にのみ回されたという。結果的には減反政策を主因とする衰退の道をたどり、多くの世帯では昭和50年代に稲作を止めた。現在は2世帯のみが完全に自家消費のためだけに継続している。

それまでほとんど行われていなかった稲作を移転先で始めるにあたり、静岡県は計画の策定、試作田での作付け・収穫、農業専門家の現地駐在、といった比較的手厚い対応をとった。補償協定の合意前1年程度は、住民の間に米作りも含めて本当に新しい農業などできるのか、という不信感がひろがり、ダム建設自体が暗礁に乗り上げかねなかった。そこで、県は試作田を設け実際に西山平で米が収穫できることを示したのであった。それでも住民の間の不信感は完全には拭えなかったと見えて、西山平に4年間駐在した農業専門家（高島技師）への評価は、インタビューを聞く限り様々であった。たとえば、一生懸命やってくれたという点は評価するという意見、しかし、結局米しか教えてくれなかったという意見もあれば、居るのは知っていたけどほとんど話をしたこともない、という意見もあった。高島自身も後の回想録の中で井川のすべての住民が同じように前向きに協力してくれたわけではない、と述べている。一部モデル農家に指定された若手住民は、富士宮市の農家に数ヶ月の研修に派遣されたりもしている。

高島は、「新しい村造り」計画の推進、農業技術の普及のために、『農林展望』という広報誌を作り、様々な記事をのせ、現地の人々のニュースを拾った。『農林展望』はその後、井川村に発行が引き継がれ、昭和40年代まで井川村の広報誌となる。現在の途上国のプラクティスから考えれば、そのような取組みは評価されてしかるべきであるし、実際当時は役に立ったのではないかと想像されるのだが、インタビュー時に水を向けてみたところ、「さあ読んだかなあ」というあまり記憶にないという趣旨の回答がほとんどであった。

移転した人々からの評価は別にしても、農業専門家の現地駐在も含め、「新しい村造り」

計画の立案・実施に積極的な役割を果たした静岡県の対応は、途上国における同種事業の参考となる取組みを多く含んでいたと言えよう。

(6) 「米づくりは村内移転決断の理由ではない」

人々が村外に出ず、西山平に移転した理由は様々である。今回インタビュー対象となった人々のうち、70歳を超えるような人々も、ほとんどが実際の村内移転の決断を下したわけではない。決断を下した親とかつてその話をした人も居れば、親の当時の考えを想像で答えている人もいる。この点は、時間がたってからの調査であることの限界ではあるが、大きくいって、土地を持っていたので農業を離れるということが考えられなかったという人が多い。当時の青年であった自分としては街に出たいと考えたが、親の世代が住み慣れた地を離れたくないという決断をした、と述べる人もいる。そもそも村外移転を全く考慮しなかったという人もいる。しかしながら「米が作れる」ということが大きな決め手となったという意見はなかったのである。この点、静岡県の想定は空振りであったということも言えよう。ただし、それは現物（代替）補償に意味がなかったということではない。西山平への移転は、米を作るということが既定路線化したうえでの、現物（代替）補償計画であったため、住民にとっての選択肢は、「村内」or「村外」ではあっても、「村内（米）」or「村内（米なし）」という選択肢では認識されていなかったといえる。つまり、代替農地の有無こそが問題であり、それが得られないのであれば村外に出たという判断をした人が増えたであろう。実際、村外移転者は農業者よりもむしろ手工業者や商業者、土地を持たない山林労働者が多かったことから、代替農地の持っていた意味が推察される。

(7) 「子供はほとんど市の高校へ」

ダムが出来た頃から、市の高校へ子供を行かせるのが普通になった。それまでは一部の人たちだけだった。という趣旨の話が聞かれた。実際インタビュー対象世帯の子供達は全て市の高校に行っている。ほとんどの場合、親は西山平にそのままどまり、補償金や木を伐った金で静岡市内にアパートを借りたり、家を購入したりして、子供だけを通わせている。その後、井川村が寮を静岡市部に作ってからはそれを利用する人も増えた。

子供を別居させてまで高校に行かせるという状態を経済的に可能にしたのは、農業ではなく、林業であった。通常であれば、ダムが出来て川を使った流送が出来なくなって林業は衰退するといわれるが、井川の場合は、ダムが出来て道がついたことで初めて木材を活用できるようになったと言われる。特に重い広葉樹、照葉樹を出荷できるようになったことなどによる。林業が当面は縮小しなかった状況については、次ページの表 4.6 及び第 3 章表 3.10 (p.53) を参照されたい。

表 4.6 ダム後の林業経営の状況

	伐採数量（単位：石）	造林面積（単位：町）	伐採面積（単位：町）
昭和 32 年度	220,000	179.94	259.76
昭和 33 年度	200,000	173	209
昭和 34 年度	184,000	220.64	325.10
昭和 35 年度	185,000	247.12	336.29
昭和 36 年度	NA	237.95	558.45
昭和 37 年度	NA	291	340
昭和 38 年度	NA	350	410

（出典：静岡県安倍郡井川村役場（1958, 1959, 1961, 1962, 1964）より筆者作成）

井川を出て市部の高校に通った子供たちは、ほとんどがそのまま市部で就職する。子供を進学させたほぼ全ての世帯が、市部の高校にやると決めたときに、将来子供達が戻ってこなくても仕方がないと考えたと言う。また、自分自身が井川で農林業で暮らして苦勞をしたので、子供には同じ苦勞はして欲しくなかったから高校にやると積極的な決断であったことを述べる人も居た。現在戻ってきて同居している子息も、かつては市部で就職して勤務していたという者がほとんどである。こういう形の人生設計や家族設計が広がったことは、ダム建設時に流入した人口の影響もあったと想像される。

なお、現実の高校進学率については、表 4.7 に示されるとおり、ダム後に増加傾向にはあったが必ずしも人々が言うほど劇的に伸びたわけではない。しかし、そのような風潮になったということは間違いないことであろう。

表 4.7 中学卒業者のうち高校進学者の占める割合

卒業年度	27 年度	28 年度	29 年度	31 年度	35 年度	36 年度	38 年度
中学卒業 者数 (A)	66	85	61	50	58	53	79
進学者数 (B)	20	32	22	17	22	21	35
% (B/A)	30.3	37.6	36.1	34.0	37.9	39.6	44.3

（出典：静岡県安倍郡井川村役場（1953, 1954, 1955, 1957, 1961, 1962, 1964）より筆者作成）

（8）「現在の村の困難な状況とダムは別の話」

井川は現在過疎化・高齢化が進展し、根本的な解決は見出せない状況にある。しかし、ダム建設や水没移転とこれらの流れを関連づける人はほとんどいない。むしろ、ダムがな

ければもっと早くに人が居なくなっていたのではないか、ダムがなければもっと遅れたままだったのではないか、という意見もある。繰り返しになるが、1969年（昭和44年）の静岡市との合併の方が結果的に井川に良くなかったという人もいる。市と合併したことで、従来村の財政を支えていた固定資産税収入は持参金のような形で吸い上げられ、役所や森林組合には村の人間ではない者が町から交代で来るようになり、村人の雇用の場自体も減ったと言われる。

観光開発への期待も現在はほとんどない。ダムが出来るとあっては、ダム湖を中心とした観光開発に大きな期待がかけられ、実際昭和40年代は相当盛んに宣伝広告もしたが、現在のところダム湖を観光資源とした観光開発についてはほとんど期待が持てないというのが多くの人の意見である。ダムの水位の上下動の激しさ（冬季は10メートル以上水位が低下する）のため、ダムサイト（鉄道終着駅そば）から本村までの連絡船もほぼ完全に休業を余儀なくされる。ダム湖が出来たことによって昔ほど寒くなくなったという少数の人はいるが、現在のところダム湖に多少の愛着はありこそすれ、観光資源として活用が可能と考える人は少ない。ダム湖ができてしばらくは、虹鱒、わかさぎ、うなぎなどの放流が行われたが、これらの養殖も産業として定着することはなかった。

村にぜひあったらよいと思うもの、という問いに対して「温泉」という回答が多数挙げられた。これも上流の山小屋に温泉があり、そこからの引き湯を試みるもうまくいかなかったことや、ボーリングを行ったがだめだったことなど、村人の観光振興の苦勞の記憶がインタビューの間に垣間見られた。

ダムや合併といった外部要因ではなく、村の社会のあり方に問題を見る人も居た。たとえば、「みんなで力を合わせて何かを実現しようというよりは、人の足を引っ張ることしかない」、「目先のことだけ考えて、10年先、100年先のことを考えない（だから、土地所有者の買収価格吊り上げのための抵抗で、軌道の土地買収が難航し、本村までたどり着かないまま工事打ち止めになった）」、「リーダーが出てこない」といったことと、現状の問題点を結びつける回答もあった。

第3節 村外移転者について

193世帯の水没対象世帯のうち、99世帯は村外移転を選択し、現金補償を受領した。この村外移転世帯については今回の直接の調査対象とはできなかったが、既存の情報に基づき、その選択と帰結について若干触れておこう。村外移転者の分析については、日本農業研究所、1955:163-166、日本産業構造研究所、1963:91-95にそれぞれ詳しい。ここでは、時期が新しい後者の分析を紹介する。

99世帯の村外移転選択者を詳細にみると、実は村外に出ていないもの、家族の一部だけが村外に出て一部は村内に残ったものなどを含んでいる。日本産業構造研究所（1963）で

は、家族の全部または一部が村外に移転したもしくはすることが確実な世帯数を 78 世帯と推定している。その 78 世帯の追跡調査の結果、旧職業の内訳では、農業が 35 世帯、農業以外が 43 世帯である。移転後の職業は様々であるが、多いところでは、農業 26 世帯、商業 12 世帯、下宿・アパート・旅館業 8 世帯であり、その他、印刷業、鉄工業、建設業、日雇、建具職、女中などである。すでにこの調査の時点で移転時の世帯主が死去していたものも 8 名あった。移転先は、静岡市が 45 世帯で過半数を占め、その他富士宮市が 8 世帯などとなっている。

農業従事者については、静岡、富士宮の郊外に土地を求めて専業農家に転進したものが多く、ダム以前の井川での農業より「安定した状態にある」と評価している。アパートや下宿などの不動産関係も、経営に失敗した人はおらず、無難もしくはかなり成功しているとする。さらに、全体としても堅実な職業選択、生活をしており、調査段階で無一文になったりしている人は 3~4 名であるとしている。

しかし、時代が下ると上記の評価を受けた村外移転者にも、別の運命が訪れていることがある。1981 年（昭和 56 年）1 月 23 日から 2 月 10 日にかけて朝日新聞にて 15 回にわたって連載された『川 第 2 部 井川村追跡記』（上坂樹記者）には、その後の社会の変化や都会の厳しさに見舞われる人々の記録がある。たとえば、富士宮にうつった専業農家は、ほとんどが離農し、サラリーマン生活を送るという。当初購入した土地の規模が小さく、地味の関係で作物も限定されることから、大規模経営でなければ専業では成り立たないと判断しての離農であった。逆に地価があがったことで多少は報われてもいる。数少ない専業成功者で養鶏をあわせて営む農家は、近隣の住宅開発の進展に伴い、養鶏場が公害扱いされ、別の地への移転を余儀なくされた。鉄工所経営者は、詐欺まがいの取引に巻き込まれ当初設立した会社はたたみ、その後一時 4~5 人の職人を抱えるまでに再興したが、今はまた夫婦二人の工場となっている。アパート経営で成功を収めた人も、息子が借金を背負って自殺、不動産を全て処分してなお債務を抱える。事業に失敗してもたくましく立ち直る人も描かれている一方で、移転者の 2 代目からむしろうまくいなくなる傾向が指摘されている。

村外移転者は、村に残っても先行きが暗いという理由で移転した人が多く、移転後の人生に悔いはないという。一方で、自由な移転に伴う制約や厳しい状況に見舞われることもある。自由移転なのだから、起業者側（や国）に面倒を見る責務はないという考え方は、開発途上国での現状をみるかぎり、受け入れる余地はほとんどないであろう。むしろ、生活再建措置と言われる、職業紹介や職業訓練といった手当だが、どのくらいこういった運命に立ち向かうための武器となるのか、同様の事例の追跡調査と理論化の作業が必要だと考えられる。

第5章 結果および考察

本章においては、前2章における事例研究から、ダム建設に伴う水没移転研究／実践に重要と考えられる諸点を考察する。

まず人々の選択という観点を整理し、そこで得られた発見—人々の選択の背後に何が存在するのか、そこには常に合理性だけがあるわけではない—について説明する。次に、住民の選択の中長期的な帰結と、現在の政策における支配的な方向性—「移転を新たな開発の機会に」という考え—の関係を考察する。そして、途上国において現在も繰り返されている開発に伴う移転に対して、どのような知見を加えることが出来るかについて述べる。最後に今後の調査研究上の課題について言及する。

第1節 移転を迫られた人々の選択—その背景にあるもの

前2章の事例研究から、人々の選択について何が言えるだろうか。ここでは二つのポイントを指摘したい。ひとつは、「移転する人々の選択やその背景にある理由、制約は多様であること」、いまひとつは、「選択は人々にとっては常に合理的であるわけではないこと」、である。井川ダムによる水没移転者が直面した最大の選択は、村内移転（代替補償）で井川村にとどまるか、村外移転で現金（補償金）を得て井川村の外に出るか、であった。双方の選択の場において、上記の二つの点がどう現れたかをみてみよう。

村外移転者の主な動機は、井川村での生活の先行きに明るい見通しを持てなかったという、消極的な理由であった⁵²。そこには、旧来の山林労働などから来る社会関係の束縛から逃れることを目指した人もあったようである。論理的には、将来の子供の教育などを考えて村外に出るといふ、積極的な理由に基づく選択肢もありうるが、残された記録からはそのような経緯で村外移転を選択した人は見出せない。村外に出るといふ選択の次のレベルには、それと密接にかかわる別の選択が待っている。どのような職業に就くかということである。このレベルの選択では、新しい土地での新しい生活という「自由」に「リスク」がセットになっている。結果的にはそこでリスクを避けることが出来た人と、そうでなかった人に分かれる。両者を分けたものは、井川の事例では、補償金の大小であった。特に当初アパート経営や旅館など不動産系列の仕事でうまくいった人は、当然大きな元手を持つ人であった。また、専業農家として経営を成功させるためには、井川での規模よりも相当大きな農地を購入する必要があったのである。一方で、一般に有効な武器になると想定された技能については、補償金という現金ほどの効果はなかったようである。技能も補償

⁵² 前出の朝日新聞（1981）2月3日付記事によると、井川村の農協で農業指導を行っていた若い技師までもが、村外移転している。

金もない人にとっての村外移転は、相当程度逃れられない転落の道を用意したことになったのではないだろうか。しかし実際には消極的な動機からそのような選択をした人もいた。つまり、合理的とはいえ選択をした人もいるということである。しかし、その後の社会状況の変化など、移転者のコントロールが及ばない外部要因の働きは、一度は挫折した人に幸運をもたらすこともあれば、リスクをうまく避けていたはずの人を不幸に突き落とすこともある。中長期的な帰結を視野に入れると、当初の選択や次のレベルの選択で想定した結果が必ずしも得られたとは限らない。この点については次節であらためて採り上げる。

まとめると村外移転者の場合、合理的な判断で村外移転を決め、その後の職業を決めたという者よりも、とにかく村外に出る、そのうえで補償金を元手に出来ることをするといった、なりゆきでリスクを負うことになった移転者が多いと想像される。村外移転者の選択はバラバラでその運命も人それぞれとなっているので、金銭補償で自由に移転という選択肢を用意することで、行政や起業者側は一見移転者の多様性を包括できる対応をとっているかに見える。しかし、移転者の「合理的判断」に任せてそこから先に何らかの手当てを行う必要性はないと考えることで、必ずしも合理的な判断にはしたがっていない移転者の運命を更に危ういものにした可能性がある。

次に、村内移転の側を見てみよう。ここでは、村内に残るという選択の積極的な理由として、新しい村造りに関与する、自分が村を支える、といった意思・意欲がありうる。一方で、故郷の土地を離れがたい、親が残りたいと言った、他の選択肢を考慮しなかった、といった消極的な理由がある。井川で土地を持って農業を続けることに執着したという理由も、どちらかという消極的な理由に分類され得よう。個々の家庭の事情や制約に基づく差があり多様ではあったが、西山平への移転住民の選択の多くは、いずれかという後者の消極的な理由に分類される。更には、島和合という旧集落の総意といった選択の仕方ではなかったことも重要である。移転後の新しい生活という選択のレベルでは、どうただただだろうか。代替地を得て村内移転という選択は、自由をある程度犠牲にして、従来どおりの社会関係の中で、基本的に従前どおりの生計を行うという、リスクを回避した安定志向の選択と本来結びついている。論理的に考えて、代替地を得て村内にとどまるのにわざわざ職業を転換する必要性を感じるものは少ないであろう。しかし、井川の場合、若干複雑な要素をはらんでいた。それは、現物（代替）補償という、本来安定志向に沿う選択肢でありながら、同時にそれまで行われていなかった「米作り」を柱に据えた点である。それまで井川で米作りを実現できずに来た人々にとって、いくら静岡県が技術者が出来るといっても、米作りの実現性をにわかに信じることは難しかったと思われる。県や中部電力としては、インセンティブとして米作りを用意した。しかし、住民側は、インセンティブととるよりは、むしろリスクと受け取ったのではないだろうか。ただし、そのリスクは住民が独力で打開する必要があるものではなく、県や中部電力にも責任を負わせることができるリスクであった、という点は見逃せない。だからこそあくまで上から与えられた計画

(何かあっても県や中部電力が助力してくれるという期待も含めて)である「新しい村造り」に、移転した人々は従い、従来と同様の基盤に立つ生活を継続しようとした。従来と同様の基盤であるがゆえに、自らの子供たちには井川で同じ生活を維持させることは不可能と考え、市部の高校に行かせるなど、次世代には自由とリスクを与えることにしたと言える。中長期的な帰結をみたとき、自分達の生活については、社会状況の変化という外部要因はあっても、暮らしている土地や自然環境に大きな変化がない以上、その生活のあり方は自らの予想の枠内にとどまる。そのため過疎化という地域にとって困難な状況にあっても、自らの生活については満足できる余地が生まれるのである。そして、自由とリスクを与えて外に出した子供たちが無事に独立するということが、自らの来し方を振り返って評価する際の、重要な評価基準になることは自然ななりゆきとも言える。

つまり、村内移転の選択に際して、人々はその異なる背景を抱えて個別に選択を行ったが、多くの人の選択はもっぱら消極的な動機に支えられていた。起業者側や県の想定とは異なった観点でその選択肢を捉えたうえで、消極的な動機と相まって自らにとっては合理的ではない選択(リスクを負う選択)として「新しい村造り」に従い移転することにした。そして移転後は、自らの選択の非合理性の穴埋めをするかのように、自らの代ではなく子供の代により合理的な将来を用意しようとした、と総括できないだろうか。

なお、留意すべき点は、個人の内心においてまたは顕在化する行動において、上に述べたような形での積極的理由と消極的理由、リスクに対する態度が二分法的に明確に分かれているわけではなく、実態はそれらの要素が入り混じった心情のなかで、人々は選択を行っていると思われる点である。

第2節 人々の選択とその帰結 — 「新たな機会」か？

ここでは、「新たな機会」という概念を足がかりに、選択とその中長期的な帰結をみたときに指摘できる点を考える。ポイントはやはり二つある。一つは、「何が合理的な選択肢か」という点において、移転を迫られる住民と行政や起業者側の間の認識は必ずしも合致していない」ということ、もう一つは、「中長期的な視野にたてば、選択と帰結の間(つまり選択の結果として想定されていた事態と現実との間)には乖離が生じうる」、ということである。

まず、選択肢を「合理的」とみるかどうかについてのずれの問題がある。西山平への移転を含めた「新しい村造り」は、行政や事業実施者の側からみればまさに「新たな機会」を与えるという取組みであったことは疑いがない。勿論それは、井川の開発が主目的で行われた行為ではなく、あくまで発電所建設という行為に付随するものという意味ではあった。一方、住民の側では、そのような移転を明確に「新たな機会」と捉えていたかどうかについて、人によって温度差がある。ここでいう温度差とは、前節で述べたインセンティブと

いう側面とリスクという側面のいずれの面を「新しい村造り」計画、とりわけ「米作り」に見たかという個人差である。インセンティブの面を多く見た一部の人は、静岡県から派遣された農業技術者と懇意になり、様々な指導を受け、富士宮市への研修にも参加するなど、米作りのみならず野菜栽培、魚の養殖など、なんとかして山村農業を活性化すべく相当力を入れていた様子がかがえる。一方、リスクの側面を多く感じていた人は、米作りや様々な野菜作りの試みも、所詮高島氏だからできることだという思いをいただいたまま西山平に移転し、暮らし続けてきた。そういう人も米が出来ること自体は喜ばしいことであり、嬉しかった思い出としている。しかし、「米作り」こそが、西山平への移転の決断を促したものであるということにはならない。そこには、行政や事業実施者がインセンティブとして考えた「新たな機会」である「米作り」と、住民がそれを受け取る際の認識にずれがあったことが示される。つまり、当時の静岡県や中部電力にとっては合理的な選択肢であるはずの「米作り」に、住民は同じ合理性を見ていなかったのである。

次にその中長期的な帰結についても観てみよう。外見上は、行政や起業者の用意した「合理的」選択に従って、西山平への移転が行われたように見えるが、中長期的な視点で見ると、その選択の結果は当初想定した帰結を招来していない。「米作り」は結果的には、減反政策という外部要因によって持続され得なくなった。また、その他の野菜など農業全般も、決して井川地区の基幹産業として育つことはなかった。そして現状の過疎・高齢化がある。

「新しい村造り」で描かれた井川の青写真は、明らかに行政や事業者側の見込み違いに終わり、「新たな機会」は実現しなかった。しかし、その帰結をめぐる見方は、更に別のずれをはらんでいる。つまり、元来「新しい村造り」への期待が大きくなかった住民にとっては、いずれにせよ自給が出来る範囲の農業が井川には存在し続け、ある意味ダム以前と同様の農業を続けることになったのであり、期待はずれではあってもあてが外れたという感覚はあまりなかったのではないだろうか。それが最終的には「補償も言えきりが無いけどまあよくやってくれた」といった代替補償への評価や、全体として西山平での暮らしに満足しているといった評価につながっていると考えられる。

一般的な形で言えば、個々の選択の論理的な帰結としての想定されるなんらかの結果が、中長期的にみれば現実のものとなるとは限らない、ということである。ある意味当たり前のことのようにあるが、このことを指摘することは、運命論に身をゆだね中長期の視野を持った政策や選択を考えなくて良いとか、短期的な利益を誘導する形でだけ選択肢を準備すればよい、ということの意味するわけでは勿論ない。むしろ、そのような状況におちいる可能性をも念頭に入れたうえで、どれだけ移転住民自身がそのときどきに納得のゆく選択ができるか、政策担当者からみればそのような選択肢をどの時点まで用意できるか（しようとするか）、という問題なのである。

ここで、西山平への移転を第三者の観点から「新たな機会」足り得たか整理をしてみよう。移転後西山平に残った人々の意見や感想から、読み取れるのは以下の点である。ア) 交通の便が開けることによって、物質面で豊かになり新しい生活スタイルの可能性が広が

ったことや医療機関へのアクセスが改善されたこと、林業資源の一層の活用が可能になったことは、新しい機会の実現といえる。イ) 交通の便が開けても農業の不利地であるという条件は変わることがなく、米作りを中心とした農業生産が村の産業としての発展や所得の大きな向上につながったかという点、大きな効果はなかった。現在も農業に従事する人は多いが、ほとんど自家消費のためとなっており、産業としての位置づけを得ることはなかった。ウ) 子供の教育という点では、明らかにダム建設後に子供により高い教育を受けさせようという意識が強まった。子供たちの人生の選択肢を広げる効果があった。しかしそのことは同時に村の過疎化促進に寄与している。つまり「新たな機会」という観点からの西山平移転の評価は、上記の点を踏まえて総括すると以下のとおりとなろう。経済的な意味での新たな機会としては、一時的には林業の好調に支えられたものの、農業の不利ということもあり持続性に乏しいものであった。生計を早期に安定させるという意味はあったが、それを飛躍的に次のステージに押し上げるといった期待は実現しなかった。一方、次世代の生活の多様化、将来の選択肢の増加という意味では「新たな機会」足りえた、と。

では、移転した住民にとっては、上記のような評価—客観的な装いを持つ成功・失敗の評価—がどのくらいの意味を持つのだろうか。前節で述べたように多様な形で個々の住民の選択があり、そしてその帰結の受け止め方があるとなれば、今後の開発事業に伴う移転や、開発事業そのものに活かすことができる、井川の移転事例の帰結から得られる知見というものは、どう考えればよいのだろうか。

第3節 途上国における移転政策へのインプリケーション

前節の最後の問いかけに答える形で、今回の井川の事例から導き出される、途上国における移転政策（ひいては開発政策）へのインプリケーションを論じる。

一つ目のインプリケーションは、移転する人々を「受益者」として取り込もうとする標準化・画一化された移転政策は、期待しているほど望ましいものではない、という点である。それは、これまでの移転政策や研究に欠けていた、人々の選択の内実と中長期的な視点という二つの点を注視することからもたらされる。

まず、本章第1節で述べたように、移転を迫られる人々は、たとえ同じ集落で同じような生業を営んでいても、その選択においては多様でありうる。第1章、第2章という本論文の前半部分で強調してきた、人々の選択の内実を見ることを通じて、そのことを知ることができる。井川の事例で言えば、西山平に移転した人々は、たとえ外見上は同じ選択肢を選び、同じように暮らしていても、その選択の内実は異なりうることを示している。そのことは、単に個人の選択の内実への注意だけではなく、個人と集団の関係へも注意を向けることを要請する。西山平では旧集落の島和合の世帯が一見まとまって移転をしている

が、旧集落としての意思決定や選択はそこには介在せず、集団としての移転はあくまで外見のことであった。一方、途上国で行われる移転では、行政側の便宜もあって、集落をベースにした意思決定を尊重しがちである。しかし、当たり前のことでもあるが、外見上集落が行ったかに見える選択とその構成員の選択は必ずしも同じではない。つまり、標準化・画一化された移転政策や選択肢では、多様な移転住民の選択を汲み取っていくことは困難であると考えられる。

人々の選択が多様であるのと同じように、その帰結の受け止め方も多様である。本論文の前半から強調している、中長期的な視点を持つ重要性が、そのことを示す。繰り返しになるが、中長期的なレビューを行えば、たとえば西山平の米作りがすでにほぼ放棄されている状況にあるように、移転政策やそれを受けて個人が行った選択の結果、その選択の論理的もしくは発展的な帰結として期待される事態が実現していることはさほど多くはない、ということが判明する。にもかかわらず、そのような事実は、常に人々に不平不満をもたらすものではない、ということもまた同じように事実である。井川の事例でいえば中部電力や静岡県が想定しない形で、人々は当初提示された選択肢を捉えていたのであり、だからこそ中部電力や静岡県からはみれば想定外の（というより結果的には失敗と考えてもおかしくないような）状況であっても、その中長期的な帰結を満足した形で受け止めることがありうるのである。むしろ人々が不満に思うのは、近隣に新たに出来たダムによる補償と比較しての現状であったりする。人々が中長期的な帰結（つまりは現状）を受け止める際には、過去についてはどのくらい自ら納得した選択が出来たか。仮に納得のいかない選択であっても（たとえば西山平への移転という選択）、その後それを補填する別の形の納得のいく選択（たとえば子供を市の高校に送るという選択）ができたか、といった要因に左右されていたのである。

以上のように考えてきたとき、現在の途上国で世界銀行が展開するような、標準化され画一化された移転政策を、多様な生活設計や意向を持つ移転する人々全てにあてはめていくこと、そのような政策を住民が額面どおりに受け止めて生きていくと想定することには限界がある。また、村落などのコミュニティー・ベースで提示される移転の選択肢やその意思決定も、同様に個々の移転者の意向を無視し飲み込んでしまうおそれがある。更に標準化・画一化された移転政策は、人々の多様な選択を汲み取るという点で限界があるのみならず、標準化・画一化された帰結しか想定できずに、かえって人々が現実に適応していく姿を見失う可能性もあるのである。そうした移転政策で、多様な人々を「処理していく」ことが、かえって移転する人々の将来の可能性を狭くし、危ういものにする可能性があるということに、より自覚的であることが求められよう。

もう一つのインプリケーションは、「合理性」にあまりにも信を置くことへの警鐘である。具体的には、「新たな機会」、特に「所得獲得の新たな機会」として、合理性（特に経済合理性）や市場主義に基づいた選択肢を移転政策の中で用意し、人々に選ばせていくことの

危うさである。ここには、二つの側面がある。一つは、そもそも「合理的」と考えるものが、移転者と事業者や行政の間で合致しないという点、もう一つは、仮に合致していたとしても、住民が常に合理的な選択をするとは限らない、という点である。

井川の事例で見られたのは、現物（代替）補償という、本来、リスクの少ない安定的と思われる選択肢に、人々からみればリスクと思えるような「米作り」が組み合わせられていたという事態である。行政や事業者、更には援助機関がインセンティブと考えるような経済機会が、移転者にとってはリスクとして捉えられるということは、移転を機に新規作物や新農法、新組織などを導入しようとする形で、つまり移転を「新たな機会」にしようという試みにおいて容易に起こりうる。「新たな機会」と捉えているのは、それを導入しようとする側だけで、受け入れる人々の側には、同じように映っていないことは十分にありうる。そのような状況では、いくら技術的な追加投入（たとえば技術指導など）を手厚くしても、その効果は期待どおりに発現しない可能性が高い（たとえば西山平に駐在した専門家のように）。第2章で紹介したスカダの言うような、移転した人々がストレスを持つ時期が過ぎれば解消されるという性質の問題でもない。そもそも用意した選択肢や機会が、移転する人々にとってどのような意味を持つのか、ということのを再考する必要があるのである。

また、同様に「合理的」と見方が合致しうる選択肢を前にしても、その選択肢を採ることができない移転者やとらない移転者も出てくるであろう。そういった人に選択をしなかったという自己責任を負わせることが常に望ましいとはいえないであろう。

この二つの側面は、とりもなおさず、合理性というものに過剰に信を置いている現在の移転政策を再考することにつながるのではないだろうか。移転を迫られる人々を受益者として取り込もうとすることは、事業者や行政の考える合理性の枠内に彼らを取り込むことになる。実は、一つ目のインプリケーションで述べた、標準化や画一化という現在支配的な移転政策のもつ性格も、そのような合理性を基礎としたものに他ならないのである。

以上、ここで挙げた二つの論点は、いずれも現在の途上国のプラクティスを支配している、世界銀行の移転政策と IRR モデルへの批判的な検討の視点を提供するものであると、筆者は考えている。

この二つのインプリケーションを指摘するにあたって、誤解を避ける意味で一点言及が必要であろう。それは、筆者は、移転政策における生活再建措置やそれに類する取組みの必要性を疑うためにこの議論をしているのではない、という点である。極論すれば、いつそのこと全ての移転者に「十分な」現金を渡して、好きにしてもらうことが、筆者の「望ましい」と考える回答のように見えるかも知れない。しかし、井川の村外移転者のところで述べたように、補償金だけを渡してあとはご自由にという対応は、筆者が疑念をいんでいる現在の移転政策と同じように、人々の持つ「合理性」に無垢な（場合によっては悪意ある）信頼をおいた対応に過ぎない。また、何よりも開発に伴い移転を迫られる人々は、

そもそも自由意思で資本を手に行動を起こす人々とは根本的に立場が異なっているのであり、そのような人々を生み出す以上は、その生活再建に責任を負うことが開発をすすめる立場の責務であるはずである。

第4節 今後の調査研究の方向

最後に、今後の調査研究の方向と課題を端的に述べたい。

本論文で行った作業は、結果として、日本の過去の事例を元に、現在支配的な移転政策（IRR モデルに基づく標準化・画一化された取組み）の批判的検討の視点を提供するということであった。具体的には、移転を迫られた人々の選択に焦点をあて、その中長期的な帰結を振り返る、という作業に取り組み、それらの視点から得られる現実の重要性を明らかにしようとしたものである。本論文が筆者の狙いの第一歩になっていることが望ましいが、不足部分が多いのも事実であろう。

まず、もっとも単純には、今後、更に事例研究をつみ重ねていく必要がある、ということである。今回はあくまで一つの事例、その中でも移転した人々のごく一部のみを対象にした調査であり、その限界は明らかである。現在、同様の調査をスリランカ、インドネシアで実施中もしくは計画中であり、今後、日本の事例も更に検討したい。

二つ目の点は、方法論の検討、精緻化である。今回の調査では、個々の移転者の選択の意味を知るために、質問状に基づくインタビューを実施した。ナラティブな回答に基づいて、筆者が選択の意味を整理して提示した。筆者としてもこのような方法が、筆者の目的に最善のものなのか、ということについての検討は十分でないと感じている。たとえば、中長期的とはいうものの、30年と50年とでは、当然人々の記憶も思いも評価も異なりうる。そのような「うつろいもの」をどう捉えて、整理していくか、ということを経験的に検討する必要があると感じている。

三つ目の点は、前節で述べたように、現在の移転政策に支配的な考え方を批判するのであれば、その代替物をどう提示できるのか、という問題である。移転する人々を画一的に捉えて、政策メニューに載せていくことを問題視するならば、他にどのような代替案があるだろうか。開発事業やそれに伴う移転が、公共政策の一種として行われる以上、個人ごとの全ての事情を汲み取り、オーダーメイドの移転政策や施策をとることは現実には不可能かもしれない。一方で安易な代替モデルの導入は、同じように標準化・画一化された対応をもたらす、人々の現実にそぐわない可能性もある。簡単に答えを見つけることはできないかもしれないが、今後検討していくための足がかりを一つ提起しておく。それは、丸山（第2章第2節）が試みた、世帯類型のような分析枠組みを検討することかもしれないと考えている。たとえば、日本国内でもダムが建設される地域によって、その社会経済のあり方、文化のあり方が異なりうる。どのような職業の家族かによって家族の生活設計のあり方が異

なりうる。丸山はそのような多様性をある程度は類型化できる，ということを示そうとした。同様に世界各地で行われる開発に伴う移転も，様々な人々を対象としているが，その地域，その社会における世帯毎の何らかの類型化は可能ではないだろうか。このモデルのポイントは，全体やコミュニティと個人の間にあるという，単に分析単位のサイズの問題ではなく，人々がとるかも知れない選択を類型化の際に視野に入れることができる，ということだと感じている。今後の研究の過程では，このような問題意識も持ちながら，現実の要請に応じていくことができる，移転政策のあり方を提示することを目指す必要がある。

最後の点は，更に遠くに目を向けることとなってしまうが，世界銀行が中心となって推進する移転政策への批判的検討の視点は，同じように一般的な開発政策そのものを支える考え方にも同様にあてはまらないか，という点である。本論文の冒頭から繰り返すように，「開発に伴う移転」を考えることは，「移転を伴う（ことがあるような）開発」を考えることと同じであると筆者は考える。人々の合理性への信に基礎を置き，標準化・画一的された形で進められていく「開発」という営みの意味を，移転という副産物から見直すことが出来るのではないだろうか。なぜなら，「開発」という形で，場合によっては気づかないうちにゆっくりと我々を運ぶ日常的な時間の流れに対して，「移転」は凝縮された形で「開発」のプロセスを辿ることを人々に強いる急流である，と筆者には思えるからである。

参考・引用文献一覧

天野礼子 (2001) 『ダムと日本』 岩波書店

荒畑寒村 (1970) 『谷中村滅亡史』 新泉社

朝日新聞静岡版 (1981) 「川 第2部 井川村追跡記」 昭和56年1月23日～2月10日

番場哲晴 (2004) 「水源地域対策特別措置法とこの30年」,

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jdf/Dambinran/binran/TPage/TPSuitoku.html> (2006年7月1日閲覧)

Cernea (1993) 20-26 'Anthropological and Sociological Research for Policy Development on Population Resettlement' In Cernea M. and Guggenheim E.(eds.) "Anthropological Approaches to Resettlement -Policy, Practice and Theory-" Westview Press, Boulder Colorado, 1993 13-38

Cernea M. (1998) 'Impoverishment or Social Justice? A Model for Planning Resettlement' In Mathur H.M. and Marsden D. (eds) "Development Projects and Impoverishment Risks; Resettling Project-Affected People in India" Oxford University Press, Delhi, 1998: 42-66

Cernea M. (2000) 'Risks, Safeguards, and Reconstruction: A Model for Population Displacement and Resettlement' In Cernea M. and McDowell C. (eds.) "Risks and Reconstruction: Experiences of Resettlers and Refugees" The World Bank, Washington D.C. 2000: 11-55

Chambers R. (ed) (1970) "The Volta Resettlement Experience" Praeger Publishers, New York

中部電力株式会社建設部 (編) (1961) 『井川発電所工事誌』

中部電力株式会社静岡支店大井川電力センター (編) (2001) 『大井川 流域の文化と電力』

Colson E. (1971) "The Social Consequences of Resettlement: The Impact of the Kariba Resettlement upon the Gwembe Tonga (Kariba Studies IV)" Manchester

University Press, Manchester

Commission on Human Security (2003) "Human Security Now" New York

Dwivedi R. (2002) 'Models and Methods in Development-Induced Displacement (Review Article)' "Development and Change" Vol 33, No 4, 2002: 709-732

Fisher W.F. (ed.) (1995) "Toward Sustainable Development: Struggling over India's Narmada River" M.E. Sharpe, Armonk, New York

華山謙 (1969) 『補償の理論と現実—ダム補償を中心として』 勁草書房

井川村・静岡ニュース社 (編) (1958) 『井川ダムの記録』

石川達三 (1937) 「日陰の村」『石川達三作品集 第1巻』(新潮社 1972年 所収)

Japan Bank for International Cooperation (JBIC) (2004) "Republic of Indonesia: Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Projects (1)(2)" Third Party Ex-post Evaluation Report: (http://www.jbic.go.jp/english/oec/post/2004/pdf/2-06_full.pdf) (website accessed on July 1, 2006)

関西大学下釜・松原ダム問題研究会 (編) (1972) 『公共事業と基本的人権—蜂の巣城紛争を中心として』 帝国地方行政学会

関西大学下釜・松原ダム問題研究会 (編) (1983) 『公共事業と人間の尊重』 帝国地方行政学会

川辺川利水訴訟原告団／川辺川利水訴訟弁護団 (編) (2000) 『ダムはいらない 球磨川・川辺川の清流を守れ』 花伝社

Khagram S. (2004) "Dams and Development – Transnational Struggles for Water and Power" Cornell University Press, Ithaca

国土計画協会 (編) (1953) 「静岡県井川ダムにおける現物補償の試案」『国土』3巻5号 (1953年5月) : 32-33

- 国土計画協会（編）（1954）「現地にみる水没補償対策の実例ー井川ダムと花山ダムー」『国土』4巻11号（1954年11月）：12-19
- 熊本日日新聞社（2005）『巨大ダムに揺れる子守唄の村 川辺川ダムと五木の人々』新風舎文庫
- 栗山徳太郎（編）（1958）『井川ダムのあゆみ 村役場の四年 井川ダム建設と新しい村づくり』
- リリエンスール 和田（訳）（1979）『TVAー総合開発の歴史的实验（原書第二版）』岩波書店
- 町村敬志・開発史研究会（編）（2004）『開発の時間 開発の空間 ー「佐久間ダム」再考ー』
- 町村敬志（編）（2006）『開発の時間 開発の空間 佐久間ダムと地域社会の半世紀』東京大学出版会
- 丸山民夫（1984）『ダム補償と水源地域計画』日本ダム協会
- 丸山民夫（1989）「ダム補償における世帯を単位とした生活再建行動の分析」『農業土木学会誌』57巻9号：19-24
- 丸山民夫（1990）「三春ダム水没移転世帯の相続慣行と生活再建行動の分析事例」『農業土木学会誌』58巻8号：13-18
- Mathur H.M. (1998) 'The Impoverishment Risk Model and its Use as a Planning Tool' In Mathur H.M. and Marsden D. (eds) "Development Projects and Impoverishment Risks; Resettling Project-Affected People in India" Oxford University Press, Delhi, 1998: 67-78
- 松本悟（2005）「水と森に支えられた生活と開発：ラオスのある小さな村の30年」（佐藤寛・青山温子編，シリーズ国際開発第3巻『生活と開発』日本評論社，2005：127-150
- McDonald M.J. and Muldowny J. (1982) "TVA and the Dispossessed" The University of Tennessee Press, Knoxville

Moxon J. (1969) "Volta: Man's Greatest Lake" Frederick A. Praeger, Publishers, New York

Nakayama M. (1998) 'Post-project Review of Environmental Impact Assessment for Saguling Dam for Involuntary Resettlement' "International Journal of Water Resources Development vol.14 No.2:348-355

中山幹康, 吉田恒昭, ブディ・グナワン (2001) 「ダム建設に伴う移住者に対する職業転換による生活再建への対応」『水文・水資源学会誌』14 巻 6 号:472-482

日本ダム協会 (編) (2005) 『ダム年鑑 2005 年版』

日本文学科学会 (編) (1958) 『佐久間ダム』 東京大学出版会

日本文学科学会 (編) (1959) 『ダム建設の社会的影響』 東京大学出版会

(財) 日本農業研究所 (1956) 『電源開発の水没補償に関する実証的研究 -岡山県旭川水系旭川ダム, 静岡県大井川水系井川ダム』 農研資料第 14 号

(財) 日本産業構造研究所 (1963) 『ダム建設による水没者の補償事例調査 -静岡県安倍郡井川村の新村建設による補償の実態と水没者の現状調査による-』(水資源開発公団委託)

農林大臣官房総合開発課 (編) (1955) 『水没補償実態調査』 農林協会

帯谷博明 (2004) 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生 -対立と協働のダイナミズム』 昭和堂

Picciotto R., Wicklin W. and Rice E. (eds.) (2001) "Involuntary Resettlement Comparative Perspective (World Bank Series on Evaluation and Development Volume 2)" Transaction Publishers, New Brunswick, New Jersey

Robinson J. (ed.) (2002) "Development and Displacement" Oxford University Press, New York

Scudder T. (1966) 'Man-made Lakes and Population Relocation in Africa' In
Lowe-McConnell (ed.) "Man-Made Lakes" Academic Press for the Institute of
Biology, London

Scudder T. (1973a) 'The human ecology of big projects: River basin development and
resettlement' In Siegel B. (ed.) "Annual Review of Anthropology" Palo Alto,
California: 27-62

Scudder T. (1973b) 'Summary: Resettlement' In Ackermann W.C., White G.F., and
Worthington E.B. (eds.) "Man-Made Lakes: Their Problems and Environmental
Effects" (Geophysical Monograph 17), American Geophysical Union, Washington
D.C.: 707-719

Scudder T. and Colson (1982) 'From Welfare to Development: A Conceptual Framework
for the Analysis of Dislocated People' In Hansen A. and Oliver-Smith A. (eds)
"Involuntary Migration and Resettlement The Problems and Responses of
Dislocated People" Westview Press, Boulder, Colorado, 1982: 267-287

静岡県安倍郡井川村役場（編）『井川村の概況』（1953（昭和28）、1954（昭和29）、1955
（昭和30）、1957（昭和32）、1958（昭和33）、1959（昭和34）、1961（昭和36）、
1962（昭和37）、1964（昭和39）の各年度版）

静岡県安倍郡井川村役場（編）（1968）『井川ダム建設の概要』

静岡県安倍郡教育委員会（編）（1972）『静岡県安倍郡誌』安川書店（安倍郡時報社（編）
（1914）『静岡県安倍郡誌』の複製本）

静岡県総合開発事務局（1955）『新しい村造り 産地農業の理論と実際』

総理府資源調査会事務局（1954）『水資源の開発等に伴う補償事例集』資源調査会資料第
38号

鷺見一夫（1989）『ODA 援助の現実』岩波書店

高木保興（編）（2004）『国際協力学』東京大学出版会

高島権三 (1956) 「新しい村造りー静岡県安倍郡井川村」『富民』28 卷 1 号 (1956 年 1 月)
67-71

高島権三 (1966) 『ダムサイド物語 興味つきない新しい村づくり』家の光協会

武井秀夫 (2001) 『脱ダム賛歌 下諏訪ダム反対運動の軌跡』川辺書林

The World Bank (1994) "Resettlement and Development - The Bankwide Review of Projects Involving Involuntary Resettlement 1986-1993" The World Bank Environment Department, Washington D.C.

The World Bank (1998) "Recent Experience with Involuntary Resettlement" The World Bank, Operations Evaluation Department

The World Bank (2004) "Involuntary Resettlement Sourcebook - Planning and Implementation in Development Projects" Washington D.C.

Thukral E.G. (ed.) (1992) 'Introduction' In "Big Dams, Displaced People: Rivers of Sorrow Rivers of Change" Sage Publications, New Delhi, 7-28

徳島自治体問題研究所 (編) (2001) 『ダムを止めた人たち 細川内ダム反対運動の軌跡』自治体研究社

Viegas P. (1992) 'The Hirakud Dam Oustees: Thirty Years After' In Thukral E.G. (ed.) "Big Dams, Displaced People: Rivers of Sorrow Rivers of Change" Sage Publications, New Delhi, 29-53

World Commission on Dams (2001) "Dams and Development – A New Framework for Decision-Making" Earthscan, London

八ッ場ダムを考える会編 (2005) 『八ッ場ダムは止まるか 首都圏最後の巨大ダム計画』岩波書店

謝辞

本調査研究の実施にあたっては、以下の研究助成を受けた。ここに謝意を表したい。

- ・人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究（日本学術振興会）「水のグローバル・ガバナンス（プロジェクト・リーダー：中山幹康 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）」
- ・戦略的創造研究推進事業（科学技術振興機構）「水の循環予測及び利用システムの構築」研究課題「社会変動と水循環の相互作用評価モデルの構築（研究代表者：寶馨 京都大学防災研究所教授）」
- ・文部科学省科学研究費補助金 基盤研究（C）課題番号15510034 及び 基盤研究（B）課題番号18310033（いずれも研究代表者：藤倉良 法政大学人間環境学部教授）

また、調査研究実施の過程では、多くの人のご協力と貴重なご意見、助言を賜った。あまりにも多く、個々にお名前を挙げることは残念ながら不可能であるが、中部電力株式会社本社、同静岡支店、同井川発電所の関係者の方々、同社OBの方々、静岡市役所井川支所の方々からは、資料や情報の提供など、様々な便宜を図っていただいた。井川地区のキー・インフォーマントの方々、井川西山平地区の皆さんには、お忙しい中にもかかわらず長時間のインタビューに応じていただき、資料を拝見させていただくと同時に、本当に貴重なお話をうかがうことができた。これらの調査の結果を本論文にまとめる作業にあたっては、同じテーマで研究するアジアの研究者の方達からの刺激と同時に、指導教官の中山教授より、常に適切なアドバイスをいただいた。多くの方のご指導とご協力にあらためて感謝申し上げますとともに、論文における見解、不足やあやまりは全て筆者の責に帰すべきものである点、ここにお断りしておく。

添付資料1 補償協定書（昭和28年5月15日付）

井川村と中部電力株式会社間の補償協定書および細目

【協定書】

静岡県安倍郡井川村及び井川ダム対策委員会を代表する井川村長栗山徳太郎を甲とし中部電力株式会社を乙とし甲が昭和27年8月23日付乙に対し提出に係る井川ダム補償要求中項中補償対策部門につき下記の事項を協定する。

第1条 甲は乙の井川及び奥泉発電所並に此の関連設備（送変電，電話輸送，工事用の施設を含む）の建設に協力し工事の進捗に支障のないように努力する。

第2条 乙は甲の協力に酬いるため静岡県知事の裁定により水没家屋並にその他村造り等協力者に対し総額金壹億円也の慰藉料を甲に支出するものとする。

第3条 甲は本協定締結とともに第1条工事の着工を認むるものとする。

第4条 乙は島和合部落其他工事实施上危険と認められるものに付いては優先移転せしめるものとし之が対策については静岡県及び甲と協議の上早急に善処するものとする。

第5条 補償の基準日は本協定締結の日とする。但し昭和27年7月1日以降に新築した建造物の中特別の事情あるものを除き当該補償金額の30%とする。

第6条 協定の細目については別表の通りとし実施については甲乙誠意を以って之に当るものとする。

第7条 村造りに付いては静岡県の計画に基き県及び甲乙の三者協議の上実施するものとする。

第8条 甲及び乙は本協定並に細目協定に含まれない事項については誠意を以って急速に協議し解決に当るものとする。

第9条 本協定事項等の実施に関し甲乙の間に意見の相違を生じた場合は静岡県の裁定に俟つものとする。

右協定の証として本書2通を作成甲乙各壹通を保有するものとする。

昭和28年5月15日

甲 静岡県安倍郡井川村井川ダム対策委員会会長 村長 栗山徳太郎
井川村村会議長 滝浪一栄
井川村助役 長島菊雄

乙 名古屋市中区南大津通2丁目5番地
中部電力株式会社 取締役社長 井上五郎
右代理者 取締役副社長 石川栄次郎
常務取締役 佐藤末蔵

【細目別表】

項目	協定内容
家屋 買上補償 移築補償	村外移転に限り村の意向を尊重協定する 住宅は坪当り1万8千円を基準とし其の他は坪当り1万8千円, 1万5千円, 1万2千円, 1万円, 7千5百円, 5千円の6段階とする
移転諸費 動産荷造費 移転旅費 家賃補償	実費会社負担 日当及旅費会社負担 但し村外移転に限り日当, 旅費を含む1人当り1万5千円支払う 母屋の坪数に対し坪当り月2百円の3ヶ月分を補償する
家屋以外の移転 神社, 堂宇	合社, 合祀する, この外遷宮費人払費として関係1世帯3千円を支出する
墓碑	土葬1霊につき次の改葬費を支出する 10年以降7千円, 11年より20年迄3千5百円, 21年以上1基につき1千円, この外供養費として1世帯3万円を支出する(墓碑運搬費を含む)但し霊の員数は過去帳による
土地(金銭決済) 水田 山葵田 普通畑	村造りに付ては代替補償を原則とするが, 金銭決済の場合に限り下記の金額とする 坪当り750円(対価400円 離作料350円)以上平均800円(対価400円 離作料400円) 坪当り15,000円(対価5,000円 離作料10,000円) 坪当り650円(対価340円 離作料310円)以上平均725円(対価380円 離作料345円)
園畑 山林原野 竹林	坪当り850円(対価340円 離作料465円)以上平均880円(対価380円 離作料500円) 坪当り60円(但し採草地に限り坪当り100円の採草補償をする) 坪当り100円(根茎補償を含む)
宅地 墓地 石積野面	村内移転坪当り1,000円 村外移転坪当り1,500円 坪当り550円 石積野面については当該地目に準ずる
工事用地並漬地 創設農地価格 農道外農業施設 土地使用料	本協定の内容に従い処理する 一般農地並とする 村造りについて善処する 一時的使用に限る, 農地年坪当り100円, 山林, 原野, 年坪当り30円(但し山林原野については返還時の山林原野の造成費を含む)

替地補償 減収補償	現面積を基準とし村造りによって補償する 代替の場合に限る，通例の耕地を代替することを条件とし反当り水田4万5千円，普通畑3万6千円，河川敷2万7千円を補償する，但し現面積を基準
備考：面積地目について 対価及び離作料の支払対象	耕地については，実測其他については公簿面積を原則とし現況による イ、小作地については対価を地主，離作料を耕作者に支払うことを原則とする ロ、河川敷の如く所有権のないものについて離作料又は採草補償のみを支払う
営業補償 転廃業 休業	年収益確定申告の5ヶ年補償 但し自己の都合によるものは認めない 年収益確定申告の6ヶ月分を最高とする。
立竹木永年作物 用材林 雑木林 竹林 永年作物	坪当200円の伐採補償をする。但し県調査による67町歩を対象とする 坪当55円の伐採補償をする。但し椎茸原木林に限り用材林の例による 次の伐採補償する 竹1につき 目通3寸10円，4寸20円，5寸30円，6寸45円，7寸60円，8寸75円，9寸115円，9寸以上1寸増す毎に40円，5寸以下2寸5分程度のもの25本1把200円 桑楮は茶樹補償算出の例による 其他果樹は総額850万円を概算額とし実情により配分する
素材輸送補償	イ 素材運送は大井川えんてい迄自然流送費を上廻らないようにする ロ 揚木及貯木設備については軌道停車場以外には集荷場を造り輸送の便に供する ハ 左岸の用材輸送については湖上への落込みより井川索道駅又は新設軌道駅迄の運搬について自然流送費を上廻らないようにする ニ えんてい下流輸送設備については調査の上其の方法について追って協議する
対策費	会社の認めたものを支出する
電力の供給	追って協議する
最高背水地点より10軒間の施設	湛水後の実情により善処する
石材採取施設	現地を検討の上協議する
楢木の補償	運搬費及び減収補償をする
付帯事項	(甲及乙とは原協定書の甲乙とする) 1. 乙の所要とする山林原野の面積調査については甲の協力を得て速やかに実施する 2. 乙は軌道実施の際の未解決事項である井川村内の治安警備事項に対して

	<p>は関係官庁と連絡し速やかに実施する</p> <p>3. 甲は乙からの伐木の時期について申し出があった時は之に協力し伐木する</p> <p>4. 補償金額は契約と同時に2分の1を支払い残額は当事者協議の上時期を定める</p> <p>5. 本協定実施が工事完成予定期限迄に完成出来ない場合はその部分に付本協定日を基準とした価格指数に応じスライドする</p>
--	---

(出典：井川村・静岡ニュース社(編), 1958 一部表記は現代風にあらためた.)

[井川ダム建設と水没移転に関する調査研究]

西山平地区質問票 A

現在の世帯主の方用

ご回答にあたって

- ① 本調査票への回答は、あらかじめご記入いただく必要はありません。調査者の訪問時に口頭にて差し支えない範囲内でご回答いただければ結構です。
- ② ご回答いただくにあたり、事前に他のご家族の方や村内の方とご相談いただいても結構です。また、ご回答時に他のご家族の方が同席されることも構いません。
- ③ 本調査票へのご回答内容は、調査者のみが研究のためにのみ直接利用するものであり、調査結果のとりまとめおよび公表にあたっては、プライバシーに十分配慮いたします。

調査日時： 平成 18 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

調査者氏名：

回答者氏名：

I. お住まいおよびお仕事に関する質問

ここでは、主に、皆様の家庭の基本的なことをお伺いします。特に、どのような職業についておられるか(これまでついておられたか)ということも含めてお伺いします。

問 1. あなたの年齢を教えてください。 満_____才

問 2. 生まれたときのお住まいはどの場所にありましたか。

1. 西山平 2. 西山平以外 (→ どこですか? _____)

問 3. 西山平以外の場所に6ヵ月以上お住まいになったことはありますか。

1. ある → 続けて問3-1にご回答下さい。
2. ない → 問4に進んでください。

問 3-1. 【問 3 で「ある」と答えた方へ】 6ヶ月以上お住まいになった場所を順にお答え下さい。居住されていた頃の、だいたいの年齢もあわせてご回答下さい。

だいたいの年齢	住んでいた場所 (当時の地名で)
歳 ~ 歳	都道府県 市町村
歳 ~ 歳	都道府県 市町村
歳 ~ 歳	都道府県 市町村

問4. 最後に通われた学校は次のどれですか。当てはまるものひとつをお答え下さい。

1. 旧制尋常・高等小学校 2. 旧制中等学校 3. 旧制高等学校
4. 旧制大学 5. 中学校 6. 高校 7. 短大・高専
8. 大学・大学院 9. その他 ()

問 5. これまで、どのようなお仕事についてこられましたか。以下のそれぞれにお答えください。複数ある場合には、もっとも収入の多いものと、その次に多いものについてお答え下さい。

問 5-a 現在のお仕事は何ですか。具体的に、業種(農業、林業、建設業など)、雇用形態(自営か被雇用か)、主な仕事場所(自宅、西山平内、井川村内、村外)についてお答えください。

もっとも収入の多いもの

業種： _____

雇用形態： _____

主な仕事場所： _____

次に収入の多いもの

業種： _____

雇用形態： _____

主な仕事場所： _____

問 5-b 過去のお仕事において、もっとも収入の多かったものにもし変化があった場合は以下の要領でお答えください。

だいたいの年齢	業種	雇用形態	主な仕事場所
歳～ 歳			
歳～ 歳			
歳～ 歳			
歳～ 歳			

問6. お宅は、いつから西山平地区内に家をかまえておられますか。

1. 井川ダム建設時 2. それより後（ 年から）

問 7. 西山平に移られる以前は、どの地区にお住まいでしたか。

1. 井川村（ 地区） 2. 井川村外（ ）

問 8. 現在のお宅で大きな改築・増築を行った時期を教えてください。またその理由（家屋の老朽化、家族の増加、まとまった収入があった、など）を教えてください。

改築・増築を行った年齢	理由
歳頃	
歳頃	

→ 続いて4ページに進んでください。

Ⅱ. ご家族，特にお子さんに関する質問

ここでは，ご家族，特にお子さんの世代の将来について，皆様がどのように考えて生活してこられたのか，ということを中心にお伺いします。

問9. 現在と一緒に暮らしておられるご家族は，あなた自身を含めて何人ですか。また，そのうち 65 歳以上の方は何人でしょうか。同居されているご家族の続柄とあわせてご回答下さい。

続柄	年齢		続柄	年齢
	歳			歳
	歳			歳
	歳			歳

問10. 現在，同居していないお子さんはいらっしゃいますか。

1. いる → 問 10-a～問 10-e にご回答ください。
2. いない → 問 11 に進んでください。

問 10-a 【同居していないお子さんがいらっしゃる方へ】お子さんのお住まいはどちらですか。また西山平もしくは井川に戻られる予定はありますか。お一人ずつについて，該当するものをご回答下さい。

性別	お子さんのご住所		西山平在住でない場合，西山平もしくは井川に戻る予定は？
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定
男・女	都道府県	市町村	あり ・ なし ・ 未定

問 10-b 【同居していないお子さんがいらっしゃる方へ】お子さんはいつから同居していませんか。以下の選択肢の中から選んで回答してください。

1. 小学校入学以前から
2. 小学校時代
3. 中学校代
4. 高校時代
4. 大学・短大時代
5. 大学・短大卒業以降
6. 就職後
7. 結婚後
8. その他

性別	別居をはじめた時期
男・女	

男・女	
男・女	
男・女	
男・女	
男・女	

問 10-c 【同居していないお子さんがいらっしゃる方へ】お子さんは年に何回くらい西山平に顔を出されますか？ そのときにはだいたい一回につき何日くらい滞在されますか？ また逆にあなたは年に何回くらいお子さんのお住いを訪問されますか？ そのときの滞在は何日くらいですか。

お子さんの訪問（何回／年）	1回あたりのだいたいの滞在日数	あなたの訪問（何回／年）	1回あたりのだいたいの滞在日数

問 10-d 【同居していないお子さんがいらっしゃる方へ】お子さんが別居されることについて、それを決めた当時どうお考えでしたか。また、現在はどうお考えですか。ご自由にご回答ください。

[決めた当時]

[現在]

問 10-e 【同居していないお子さんがいらっしゃる方へ】お子さんが井川あるいや西山平に戻ってくるために必要な条件があるとすればそれは何だとお考えですか。いくつあっても結構ですのご自由にご回答ください。

→ 問 11 に進んでください。

Ⅲ. 農業・林業に関する質問

以下の質問では、皆様の農業や林業のお仕事が、移転以来どのように変わってきたか、その変遷を中心にお伺いします。

問11. お宅は農地をお持ちですか。また現在、農地を耕作していますか。

1. 農地を所有しており、耕作もしている。
→ 次ページの間 11-1 ~11-5 にご回答下さい。
2. 農地を所有していないが、耕作はしている。
→ 次ページの間 11-1 ~11-5 にご回答下さい。
3. 農地を所有しているが、耕作はしていない。
→ 次ページの間 11-1 ~11-5 にご回答下さい。
4. 農地を所有しておらず、耕作もしていない。
→ 8 ページの間 11-6 に進んでください。

問 11-1. 【問 11. にて 1～3 を選ばれた方へ】 所有（もしくは耕作）している農地の面積はどのくらいですか。 また主な作物は何ですか。

全農地（耕地）面積 （ ） 単位（アール・ヘクタール）
 主な作物とその耕作面積 （作物名：面積） （ ）（ ）
 （ ）（ ）（ ）（ ）

問 11-2. 【問 11. にて 1～3 を選ばれた方へ】 耕作を放棄したり，請負に出している農地はありますか。

耕作を放棄した農地： 1. ある 2. ない
 請負に出している農地： 1. ある 2. ない

問 11-3. 【問 11. にて 1～3 を選ばれた方へ】 農業の後継者はいらっしゃいますか。
 1. いる 2. いない 3. まだ分からない

問 11-4. 【問 11. にて 1～3 を選ばれた方へ】 西山平移転以来の耕作物の変遷についてお伺いします。過去の主要作物をおおまかにでけっこうですので年代別にご回答ください。

年代	主な作物（複数回答可）
昭和 30 年代	
昭和 40 年代	
昭和 50 年代	
昭和 60 年代	
平成元年代	
平成 10 年代	

問 11-5. 【問 11. にて 1～3 を選ばれた方へ】 西山平では移転直後は稲作が実施されていたようですが，お宅ではいつまで稲作を実施しておられましたか。また，お宅にとっての稲作の最盛期のおおよその稲作耕作面積と生産高をその時期とあわせて教えてください。

稲作を止めた時期： （ ） 年頃
 最盛期： （ ） 年頃
 最盛期の水稻耕作面積 （ ） 同生産高（ ）
 → 9 ページの問 12 に進んでください。

問 11-6. 【問 11 で 4 とお答えになった方へ】過去に農地を所有もしくは耕作をしておられましたか. その場合, いつ頃まで農地の所有, 耕作をしておられましたか.

1. 農地の所有・耕作をしたことがある () 年頃まで
→ 続けて問 11-7~問 11-9 にご回答下さい.
2. 農地の所有・耕作はしたことがない
→ 9 ページの問 12 に進んでください.

問 11-7. 【問 11-6 で 1 とお答えになった方へ】農地の所有・耕作をお止めになった理由を教えてください.

問 11-8. 【問 11-6 で 1 とお答えになった方へ】西山平移転以来の耕作物の変遷についてお伺いします. 過去の主要作物をおおまかにでけっこうですので年代別にご回答ください.

年代	主な作物 (3つ程度ずつ)
昭和 30 年代	
昭和 40 年代	
昭和 50 年代	
昭和 60 年代	
平成元年代	
平成 10 年代	

問 11-9. 【問 11-6 で 1 とお答えになった方へ】西山平では移転直後は稲作が実施されていたようですが, お宅ではいつまで稲作を実施しておられましたか. また, お宅にとっての稲作の最盛期のおおよその稲作耕作面積と生産高をその時期とあわせて教えてください.

稲作を止めた時期: () 年頃)
最盛期: () 年頃)
最盛期の水稻耕作面積 () 同生産高 ()

→ 次ページの問 12 に進んでください.

問 12. お宅は山林をお持ちですか. またどなたか山林でのお仕事をしておられる方はいらっしゃいますか.

1. 山林を所有しており, 山仕事にも従事している.
→ 続けて問 12-1, 12-2 にご回答下さい.
2. 山林を所有していないが, 山仕事に従事している.
→ 続けて問 12-1, 12-2 にご回答下さい.
3. 山林を所有しているが, 山仕事には従事していない.
→ 続けて問 12-1, 12-2 にご回答下さい.
4. 山林を所有しておらず, 山仕事にも従事していない.
→ 問 12-3 にお答え下さい.

問 12-1. 【問 12 で 1~3 を選ばれた方へ】 所有もしくは山仕事に従事している場合, その山林面積を教えてください.

面積 () (単位は町歩, ヘクタールいずれでも可)

問 12-2. 【問 12 で 1~3 を選ばれた方へ】 山林のお仕事の後継者はいらっしゃいますか.

1. いる
 2. いない
 3. まだわからない
- 10 ページの問 13 に進んでください.

問 12-3. 【問 12 で 4 とお答えになった方へ】 過去に山林を所有もしくは山林でのお仕事に従事されたことがありますか. その場合, いつ頃まで山林の所有, 山林でのお仕事をしておられましたか.

1. 山林の所有・山林での仕事をしたことがある () 年頃まで
→ 続けて問 12-4 にご回答下さい.
2. 山林の所有・山林での仕事はしたことがない
→ 10 ページの問 13 に進んでください.

問 12-4. 【問 12-3 で 1 とお答えになった方へ】 山林の所有もしくは山林でのお仕事をお止めになった理由を教えてください.

→ 10 ページの問 13 に進んでください.

Ⅳ. ダムによる移転と集落（地区）での暮らしについての質問

ここでは、ダム建設による集落の移転以降の皆様の暮らしの変化、西山平や井川の変化そのもの、についてお伺いします。

問 13. 井川ダム建設による移転当時のことで、あなたがよく覚えていることは何ですか。また、移転前と移転後で何が変わりましたか。

問 14. 親御さんからは当時の話としてどのようなことを最もよくお聞きになりましたか。

問 15. なぜ、ご家族は村外移転をされずに西山平に移転されたのか、理由をご存知ですか。

問 16. 仲のよかった方やご親戚で村外に移転された方はいらっしゃいますか。

問 17. ご自身のご意見として、ダムが出来たことでお宅の暮らしのどういうところがよくなったと思われませんか。またどこが悪くなったと思われませんか。

問 18. 親御さんから、ダムが出来たことでお宅の暮らしのどこがよくなったか、どこが悪くなったかについて何かお聞きになったことはありますか。どのようなことをお聞きになったことがありますか。

問 19. ご自身のご意見として、ダムが出来たことで井川（西山平も含む）のどこがよくなったと思われませんか。またどこが悪くなったと思われませんか。

問 20. 親御さんから、ダムが出来たことで井川（西山平も含む）のどこがよくなったか、どこが悪くなったかについて何かお聞きになったことはありますか。どのようなことをお聞きになったことがありますか。

問 21. 中部電力が当時行った補償についてどうお考えですか。また親御さんからどのようなご意見をお聞きになったことがありますか。

問 22. 移転当時、静岡県は農業専門家（高島氏）を駐在させ移転後の生活の便宜を図ったようですが、県の補償に対する姿勢についてどうお考えですか。また親御さんからどのようなご意見をお聞きになったことがありますか。

問 23. 井川湖の観光資源としての現在の活用状況についてのご意見はありますか。

問 24. ダム祭りについてのご意見はありますか。

問 25. 現在、西山平や井川地区の地域社会にかかわる次のような団体や活動に、あなたは参加されていますか。また、そこで何か役職をされていますか。

	参加			役職		
	現在している	以前はしていた	したことはない	現在している	以前はついていた	ついたことはない
自治区（自治会）・消防団						
青年クラブ・婦人会・老人会・PTA・子ども会						
産業関係の団体(商工会・観光協会・森林組合・農協など)						
共有財産・資源(入会)などの管理団体						
氏子会・講						
伝統芸能保存会(神楽など)						
文化・趣味・スポーツ等の団体, サークル						
福祉などのボランティア活動						
町おこし・地域活性化推進団体						
政治家後援会・政党・住民運動団体						

問 26. ダムによる移転は皆さんの生活と井川にとって大きな転機であったと思いますが、それ以降、何か皆さんの生活や井川にとって転機となったような出来事がありますか。

時期	ご家族の生活にとって	井川（西山平）にとって
昭和 30 年代		

